

平成 24 年度募集  
公募型協働事業審査結果のまとめ  
(平成 24 年度・25 年度実施事業)

平成 25 年 3 月  
協働コミュニティ課

# 目 次

I.	平成 24 年度審査について	1
II.	採択団体と審査結果	1
1.	採択団体一覧	1
	○採択団体に対する附帯意見	2
2.	審査結果一覧	3
	○審査基準	3
	【書類審査基準】	3
	【内容審査基準】	3
	※評価の判断基準	4
	※評価項目	4
	※各事業の最大点数（満点）について	6

## 【添付資料】

- ①平成 24 年度第 1 回協働事業審査会審査資料
- ②平成 24 年度第 2 階協働事業審査会審査資料
- ③平成 25 年実施公募型協働事業募集要項等
- ④平成 24 年度第 3 回国分寺市協働事業審査会審査・選考資料  
(応募書類)

## I. 平成 24 年度審査について

平成 24 年度は 3 回の審査会を行った。審査案件は以下のとおりである。

### 1. 平成 24 年 5 月 22 日（火） 委員 5 名出席

→西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）実施団体の審査・選考  
※平成 24 年度実施事業

### 2. 平成 24 年 6 月 9 日（土） 委員 6 名出席

→放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」実施団体の審査・選考  
※平成 24 年度実施事業

### 3. 平成 25 年 2 月 18 日（月） 委員 5 名出席

→(1)国分寺市まちづくりセンター協働事業、(2)木造住宅耐震診断士による耐震化促進普及・啓発事業、(3)西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）の審査・選考  
※平成 25 年度～実施事業

## II. 採択団体と審査結果

### 1. 採択団体一覧

事業案件名＜担当課＞	採択団体	企画提案額
西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）＜子育て支援課＞ ※平成 24 年度実施事業	NPO 法人ワーカーズ風ぐるま	1,297,370 円
放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」＜社会教育・スポーツ振興課＞ ※平成 24 年度実施事業	NPO 法人国分寺市にふるさとをつくる会	250,000 円
国分寺市まちづくりセンター協働事業 ＜都市計画課＞ ※平成 25 年度実施事業	NPO 法人まちづくりサポート 国分寺	8,908,300 円 (2ヶ年分)
木造住宅耐震診断士による耐震化促進普及・啓発事業＜都市計画課＞ ※平成 25 年度実施事業	国分寺市木造住宅耐震診断士会	572,800 円
西恋ヶ窪親子ひろば運営事業（市民室内プール）＜子育て支援課＞ ※平成 25 年度実施事業	NPO 法人冒険遊び場の会	4,947,980 円 (3ヶ年分)

## ○採択団体に対する附帯意見

採択団体に対する附帯意見は以下のとおりである。

### ●NPO 法人ワーカーズ風ぐるま（西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール））

「団体の事業実施に対する理解は十分である。また、プレゼンテーションから意欲や熱意も認められる。

日常的な育児・出産等の相談については、団体構成員の能力育成を十分に行い、事業成果を報告すること。なお、外国人や障害者への取り組みについては両者で十分に協議したうえで実施されたい。」

### ●NPO 法人国分寺市にふるさとをつくる会（放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」）

「団体の事業に対する熱意・意欲、事業実施に必要なノウハウは十分である。また、事業実施前に安全確認や対策を行うなど、安全への配慮も認められる。

一方で、個人情報保護等に関する措置では、個人情報の管理責任者や収集の方法、管理方法を明らかにするなどの対策が必要である。

また、後継者の育成やスタッフとして活動できる会員の増強にも取り組み、事業の相乗効果や波及効果を成果として報告できるよう取り組まれたい。」

### ●NPO 法人まちづくりサポート国分寺（国分寺市まちづくりセンター協働事業）

「事業に対する意欲・熱意は過去の自主的な活動の実績から高いといえます。また、事業実施に関する専門性も認められます。しかし、平成 22 年度からまちづくりセンター事業を受託してきた団体として「まちづくり条例」に基づいた事業改善や課題解決のための提案が少なく、創意工夫や独創性が不足しています。

平成 24 年度の事業評価で課題となっていたまちづくりセンターの PR について、有効と思われる具体的な提案がされていません。担当課と協議し、この 2 年間で成果をあげるよう工夫して事業に取り組んでください。」

## 2. 審査結果一覧

事業案件名<担当課>	応募団体名（採択団体は左に○）	得点
西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）<子育て支援課> ※平成24年度実施事業	◎NPO 法人ワーカーズ風ぐるま	125/160
放課後子どももプラン国分寺「地域子ども教室」<社会教育・スポーツ振興課> ※平成24年度実施事業	◎NPO 法人国分寺市にふるさとをつくる会	161/216
国分寺市まちづくりセンター協働事業<都市計画課> ※平成25年度実施事業	◎NPO 法人まちづくりサポート国分寺	136/180
木造住宅耐震診断士による耐震化促進普及・啓発事業<都市計画課> ※平成25年度実施事業	◎国分寺市木造住宅耐震診断士会 NPO 法人まちづくりサポート国分寺	116/140 109/140
西恋ヶ窪親子ひろば運営事業（市民室内プール）<子育て支援課> ※平成25年度実施事業	NPO 法人ワーカーズ風ぐるま ◎NPO 法人冒険遊び場の会 NPO 法人グリーンハート	126/160 142/160 112/160

※最大点数（得点分母の値）については下記「○審査基準」を参照

### ○審査基準

公募型協働事業の審査はまず「書類審査」を行い、「書類審査」に合格した団体にのみ「内容審査」を行う。

※「書類審査」はすべての団体が合格し、内容審査を受けた。

### 【書類審査基準】

書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### 【内容審査基準】

書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において別表の基準に従い内容審査を行う。

内容審査にあたっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点が最も高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### ※評価の判断基準

- A（4点）：評価できる
- B（3点）：どちらかといえば評価できる
- C（2点）：どちらかといえば評価できない
- D（1点）：あまり評価できない

### ※評価項目

#### （1）西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）

1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の育成能力	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などサービス向上の取組がはかられているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現されるための妥当な費用見積もりとなっているか。
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等のための取り組みが図られているか。
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。

#### （2）放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」

1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の育成能力	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などサービス向上の取組がはかられているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現されるための妥当な費用見積もりとなっているか。
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等のための取り組みが図られているか。
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。

### (3) 国分寺市まちづくりセンター協働事業

1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の育成能力	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などサービス向上の取組がはかられているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現されるための妥当な費用見積もりとなっているか。
7	個人情報保護等の保護措置	個人情報の保護のため必要な取り組みが図られているか。
8	安全性への配慮	施設や利用者への安全性の検討が図られているか。
9	実行力	市が求める事業の実行が可能か。

### (4) 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業

1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の育成能力	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などサービス向上の取組がはかられているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現されるための妥当な費用見積もりとなっているか。
7	実行力	市が求める事業の実行が可能か。

### (5) 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）

1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の育成能力	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などサービス向上の取組がはかられているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現されるための妥当な費用見積もりとなっているか。
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報の保護のために取り組みが図られているか。
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。

## ※各事業の最大点数（満点）について

公募型協働事業は事業ごとに個別の評価項目を設定しているため、それぞれ最大点数が異なる。最大点数の算出式と各事業の最大得点は以下のとおり。

$$f(x) = (\text{評価項目数}) \times (4 \text{ 点}) \times (\text{出席委員人数})$$

(1)親子ひろば運営事業（室内プール）

$$f(x) = (8 \text{ 項目}) \times (4 \text{ 点}) \times (5 \text{ 名}) = 160 \text{ 点}$$

(2)放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」

$$f(x) = (9 \text{ 項目}) \times (4 \text{ 点}) \times (6 \text{ 名}) = 216 \text{ 点}$$

(3)国分寺市まちづくりセンター協働事業

$$f(x) = (9 \text{ 項目}) \times (4 \text{ 点}) \times (5 \text{ 名}) = 180 \text{ 点}$$

(4)木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発事業

$$f(x) = (7 \text{ 項目}) \times (4 \text{ 点}) \times (5 \text{ 名}) = 140 \text{ 点}$$

(5)西恋ヶ窪親子ひろば運営事業（市民室内プール）

$$f(x) = (8 \text{ 項目}) \times (4 \text{ 点}) \times (5 \text{ 名}) = 160 \text{ 点}$$

平成 24 年度第 1 回協働事業審査会  
審査資料

# 目 次

## 公募型協働事業

西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール)

募集要項等 ..... 1

申込書 (NPO法人ワーカーズ風ぐるま) ..... 22

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」募集要項

### 事業目的

地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる場所をつくる。「親子ひろば」の提供を協働で行うことにより、地域において子育てをともに支え合い、虐待を防止することもできるまちづくりを推進することを目的とする。

### 1. 事業名

西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）

### 2. 履行場所

国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6

国分寺市民室内プール 2階和室

### 3. 事業内容

- (1) 乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
- (2) 日常的な育児・出産等の相談に関すること。
- (3) 遊びの啓発事業に関すること。
- (4) 地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
- (5) 事業の実施日時は、毎週火曜日、木曜日及び第2、4、5月曜日の午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。  
(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(イ) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

### 4. 期間

協定締結の翌日から平成25年3月31日まで

### 5. 委託金額

委託事業の予算限度額は1,297,440円とする。（消費税を含む。）

### 6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または2.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。

2. 国分寺市内に拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
- (1) 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
  - (2) 1年以上継続した活動を行っていること。
  - (3) 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
  - (4) 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

- A: 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条（定義）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行わないものであること。
- B: 第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C: 法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D: 宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E: 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
- F: 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 7. 申請手続

### (1) 申請用紙配布

平成24年4月13日（金曜日）から平成24年4月20日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、子育て支援課（市役所第二庁舎1階）にて配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能です。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

### (2) 質疑及び回答

質疑 平成24年4月20日（金曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

質疑の要旨を質問書（様式第1号）に記載し、子育て支援課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書（様式第2号）にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項

は市のホームページで告知する。

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成 24 年 5 月 1 日(火曜日)から平成 24 年 5 月 7 日(月曜日)まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、子ども福祉部子育て支援課(042-325-0111(内線 465))に事前に連絡のうえ、8 に規定する提出書類を持参すること。

8. 提出書類

(1) 申込書(様式第 3 号)

(2) 事業企画書(様式第 4 号)

(3) 過去の活動実績報告書

(4) 団体の運営状況に関する書類

ア 会則、規約

イ 平成 24 年度収支予算書

ウ 平成 23 年度収支決算書

(5) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)の写し

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。

また、(1)~(4)の書類は審査結果とともに公表します。

9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い決定する。

(1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

ア 資格要件を欠くもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

書類審査を通過した提案について、平成 24 年 5 月 22 日予定の国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行います。

ア 業務執行体制の状況

イ 事業への意欲・熱意

ウ 事業実施に関する理解力

- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 個人情報保護等に関する措置
- ク 安全性への配慮・対策

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため審査結果は公表する。

## 10. 選定結果後の手続き

### (1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

### (2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

## 11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

## 12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

## 13. 問い合わせ先

国分寺市子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係

〒185-8501

国分寺市戸倉1-6-1

TEL 042-325-0111(内465)

FAX 042-325-9026

E-mail:kosodate@city.kokubunji.tokyo.jp

## 仕 様 書

- 1 件 名 親子ひろば事業（市民室内プール）業務委託
- 2 履行場所 国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6  
国分寺市民室内プール 2階和室
- 3 履行期間 締結日の翌日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4 委託目的  
地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる場所をつくる。「親子ひろば」の提供を協働で行うことにより、地域において子育てをともに支え合い、虐待を防止することもできるまちづくりを推進することを目的とする。
- 5 委託内容
  - (1) 乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
  - (2) 日常的な育児・出産等の相談に関すること。
  - (3) 遊びの啓発事業に関すること。
  - (4) 地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
  - (5) 以下の件を市へ報告すること。
    - ①活動日誌
    - ②事故報告
    - ③着手届
    - ④完了届
  - (6) 事業の実施日時は、毎週火曜日、木曜日及び第 2, 4, 5 月曜日の午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。  
(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
(イ) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 月 28 日から同月 31 日まで
  - (7) 活動に関する、報告・情報交換・協議のための会議を開催すること。
  - (8) その他必要に応じて、市と受託団体との協議のうえ別に定めることができる。
- 6 その他
  - (1) 施設の確保については市が行うものとする。また、施設の利用にあたっては、施設管理者と協議のうえ使用すること。
  - (2) 受託団体は、事故等が発生した場合、応急処置をするとともに、速やかに市に報告するものとする。
  - (3) この仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、市・受託団体が協議のうえ解決するものとする。
- 7 担 当 子ども福祉部 子育て支援課 児童館・学童保育係 電話 042-325-0111 (内 465)

## 親子ひろば事業（市民室内プール）に関する協定書（案）

国分寺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、西恋ヶ窪親子ひろば事業に当たって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働事業を進めていくために必要な事項を定める。なお、甲と乙はこの協定書にのっとり、委託契約を締結する。

### （事業目的の共有）

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって本事業に取り組み、地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる場所と機会として、第九小学校区に「親子ひろば」を協働して提供することにより、地域において子育てをともに支え合い、虐待を防止することもできるまちづくりを推進することを目的とする。

### （協働の基本）

第3条 甲と乙は、協働の基本を遵守する。

- (1) 互いの立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作る。
- (2) 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 互いが上下の関係でなく、対等なパートナーの関係として協力して事業を実施する。
- (4) どちらかに依存するのではなく、互いに自立した関係を保つよう心がける。
- (5) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討する。

### （事業の概要）

第4条 甲と乙は、委託契約により、次の事業を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 親子ひろば事業
- (2) 事業内容
  - ①乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
  - ②日常的な育児・出産等の相談に関すること。
  - ③遊びの啓発事業に関すること。
  - ④地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
  - ⑤以下の件を国分寺市へ報告すること。
    - 1)活動日誌
    - 2)事故報告
    - 3)着手届
    - 4)完了届

(3) 事業期間 協定締結日の翌日から平成25年3月31日まで

(役割分担及び責任分担等)

第5条 甲と乙は、それぞれ別紙に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それぞれの責任で事業を行うものとする。

2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。

3 本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとし、この場合において、甲と乙は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(経費分担)

第6条 甲は、親子ひろば運営事業に必要な経費として、委託契約により定める金額を乙に支払うものとする。

(成果の帰属)

第7条 当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果は、甲に帰属するものとする。ただし、乙は甲と協議の上、当該成果を使用することができる。

(相互の連絡調整)

第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整を行う。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、この事業の実施に当たって、個人情報等知りえた情報を第三者に漏えいしないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告)

第10条 甲と乙は、事業終了後、協議して事業報告書を作成するものとする。

(事業の評価)

第11条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、当該協働事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、平成24年6月1日から平成25年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1  
国分寺市長 星野信夫

印

乙

(団体名)

代表

○○○○

印

別紙（第5条）

西恋ヶ窪親子ひろば運営事業(市民室内プール)における役割及び責任分担表

(親子ひろば運営事業に関する業務)

事業項目	両者の役割	団体の役割	市の役割
広報活動		1. 案内チラシ等の作成 2. 広報内容の提供	1. 開催日時や事業案内等を市報、市ホームページ、児童館だより、子どもの情報誌等に掲載
親子ひろば運営		1. 仕様書に則した事業展開	1. 本事業に必要な経費として、委託契約により定める金額を支払う
報告と確認		1. 参加人数の把握 2. 月間活動記録の作成 (参加者への助言・援助・相談についての報告を含む) 3. 年間事業報告書の作成 4. 事故報告書の作成	1. 参加人数の確認 2. 活動状況の確認(助言・援助・相談についての内容等の確認を含む) 3. 事故報告の確認
会議	1. 定期的に会議を設け、事業に関する協議・情報交換		
事業評価	1. 自己評価及び相互評価 2. 協働事業審査会(報告・評価)の参加		
連絡・調整・コーディネート		1. 利用者・他団体との連絡・調整	1. 行政関連部局との連絡・調整
苦情・事故対応	1. 場合に応じ、各々協力して対応する		

## 積算基準

### 【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	850 円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200 円
D	意志決定、最高責任者	2,500 円

### 【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内 容
人 件 費	事業実施に係る人件費
報 償 費	講師等謝礼 ※市の謝礼基準を参照
印 刷 製 本 費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等
消 耗 品 費	文房具等
保 険 料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等
間 接 経 費 （諸経費）	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) ×10% 以内

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」申込書

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ)		
所在地	〒 _____ 電話 FAX Eメール		
代表者氏名	印		
設立年月日	年 月		
会員の状況	正会員数 (内国分寺市民)	人 団体 人)	年会費
	賛助会員数	人 団体	年会費
ホームページ			
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成24年度收支予算書 <input type="checkbox"/> 平成23年度收支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) )		
担当者連絡先	氏名 (役職)		
	住所		
	電話	FAX	
	Eメール		

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」  
事業企画書

平成 年 月 日

団体名

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。)

3 事業実施に関する理解力

4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

5 団体構成員の能力育成

## 6 費用の妥当性

(提案金額 : \_\_\_\_\_ 円)

(単位 : 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
合計		

## 西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール) 審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール)」の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点がもっとも高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
			A	B	C	D
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲を感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等のために取り組みが図られているか。	A	B	C	D
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。	A	B	C	D

(判断基準)

A（4点）評価できる

B（3点）どちらかといえば評価できる

C（2点）どちらかといえば評価できない

D（1点）あまり評価できない

## 委託契約約款(協働事業用)

### 第1章 通則

#### 第1節 総則

##### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 甲及び乙は、委託業務を実施するにあたって、協働事業として実施する際の理念やルール、役割分担などを定めた「協定書」を遵守するものとする。
- 3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

##### (権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

##### (一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

##### (一般的損害等)

- 第4条 本事業の実施に伴い、事故及び紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ処理することとし、この場合において、甲及び乙は、相互に誠意を持って解決のための適切な措置をとるものとする。

##### (業務責任者)

- 第5条 乙は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して業務責任者の選任について報告を求めることができる。

- 2 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

##### (履行報告)

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

#### 第2節 契約内容の変更

##### (契約内容の変更等)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

##### (天災その他不可抗力による契約内容の変更等)

- 第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

##### (契約保証金の変更等)

- 第9条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、甲が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、更に納入を要しない。

- (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上あるとき。
- (2) 檢査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。
- 3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第 15 条の規定により契約代金を請求したとき又は第 18 条若しくは第 19 条の規定により契約を解除されたときは、乙の請求に基づき、30 日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

#### 第 3 節 検査等

##### (検査)

- 第 10 条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。
  - 3 乙は、前項の指示を受けたときは、当月分の完了届を甲に提出するとともに、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を甲に提示して検査を受けなければならない。
  - 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第 1 項の検査に立ち会わなければならぬ。
  - 5 乙は、第 1 項の検査に立ち会わなかつたときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 6 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

##### (再履行)

- 第 11 条 甲は、乙が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
  - 3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の検査に準用する。

##### (甲の代位執行)

- 第 12 条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができます。この場合において、甲の執行により乙に損害が生じても、甲は、その責を負わない。

#### 第 4 節 指定期日の延期等

##### (指定期日の延期等)

- 第 13 条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

##### (遅延違約金)

- 第 14 条 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合又は終了できなかった事実が判明した場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年 3.1 パーセント（年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）とする。
  - 3 第 11 条第 1 項に規定する再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
  - 4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

#### 第 5 節 契約金額の支払

##### (契約金額の支払)

- 第 15 条 契約金額の支払は概算払いとし、乙は、当該事業の履行に係る代金を甲に対して、委託契約書に規定された最初の月より請求することができる。この場合において、事業終了後に契約金額に残額が生じた際には精算を行うものとする。
- 2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。
  - 3 甲は、乙から第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。
  - 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年 3.1 パーセント（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

#### 第 6 節 契約の解除等

##### (甲の解除権)

- 第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第19条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付をしていない場合又は契約保証金の免除を受けている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額を控除する。以下同じ。）を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。ただし、この契約を解除したことにより、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対し、損害賠償の請求ができるものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第17条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第7条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲が、この契約に基づく義務を履行しないことにより、履行が完了する業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除に伴う措置）

第20条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。
- 3 契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条又は第17条の規定によるときは甲が定め、第18条又は前条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第21条 乙は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項第1号又は第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法

(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廃棄の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 17 条第 1 項第 3 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 22 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

## 第 2 章 情報処理を伴う業務に関するセキュリティ対策

### 第 1 節 甲の事業所におけるセキュリティ対策

(業務従事者の申請)

第 23 条 乙は、この契約に関して情報システム（国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する作業を甲のサーバ室で行う場合は、甲の指示する方法により、当該業務従事者について甲に申請し、登録を行わなければならない。当該業務従事者を変更するときも同様とする。  
(作業申請)

第 24 条 乙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業を行う場合は、あらかじめ作業の内容、日時及び業務従事者名等について甲に申請し、甲の許可を得なければならない。

(サーバ室での作業)

第 25 条 乙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業をするときは、甲が交付する入室許可証及び前 2 条に規定する業務従事者であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者本人であることが証明できるものに限る。）を着用しなければならない。

(外部記録媒体等の持込み等)

第 26 条 乙は、甲のサーバ室に入室する業務従事者に、サーバ室に外部記録媒体、携帯電話等の通信機器及び情報処理機器等（以下「外部記録媒体等」という。）を、甲の許可なく持ち込ませてはならない。

2 乙は、業務従事者に、外部記録媒体等を甲のサーバ室に持ち込ませる場合は、当該外部記録媒体等の名称又は機器名等について、甲に申請しなければならない。

3 乙は、業務従事者に、情報システムに保存されている情報を、甲の許可なく外部記録媒体等に記録し、又は持ち出してはならない。

(執務室での作業)

第 27 条 乙は、業務従事者に、甲の執務室内で作業をさせるとときは、当該業務従事者が乙の使用人等であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者が乙の使用人等であることが証明できるものに限る。）を着用させなければならない。

### 第 2 節 乙の事業所等におけるセキュリティ対策

(セキュリティ対策の実施)

第 28 条 乙は、この契約の目的が、専ら電子計算機を用いて市の情報を処理するものであるときは、必要に応じ、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(1) 乙は、当該委託契約に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えい、無断持出しその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。

(2) 乙は、情報処理を行う施設（事業所）や装置（電子計算機）に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えいその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(3) 乙は、市の情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないよう、適正に運用しなければならない。

(4) 乙は、市の情報を取り扱う情報システムの運用において、情報の漏えい、不正アクセスその他不適正な処理が行われないよう、不正アクセス対策及びコンピュータウィルス対策等を講じなければならない。

## 第 3 章 個人情報取扱業務に関する特則

### 第 1 節 総則

(個人情報保護の趣旨)

第 29 条 甲及び乙は、この契約の高度な公共性にかんがみ、その業務を遂行するに当たって、個人情報（国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定される情報及び当該情報が含まれている情報をいう。以下同じ。）に係る権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 甲及び乙は、この契約の履行に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国分寺市個人情報保護条例その他関係する法令及び条例規則に従い、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって管理運用するほか、自己の職員、使用人等に対して個人情報保護に関する指導教育を実施する等個人情報の保護に必要な措置を講じ、その取扱いについて万全の注意を払わなければならない。

(本章の優先適用)

第 30 条 個人情報を取り扱う業務にあっては、本章に定める条項と前 2 章に定める条項が抵触するときは、本章に定める条項が

優先するものとする。ただし、仕様書等により別に定めるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第31条 個人情報を取り扱う業務にあっては、乙はこの契約に基づくすべての業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。  
ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対しこの契約書及び仕様書等を遵守させる義務を負わなければならない。

(個人情報取扱業務に係る管理責任者及び取扱担当者)

第32条 乙は、受託業務履行に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲にその旨を届け出なければならない。管理責任者を変更するときも同様とする。

2 管理責任者は、甲から交付された個人情報を厳正に取り扱い、業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

(個人情報の秘密保持)

第33条 乙は、この契約において取り扱う個人情報を、この契約の目的以外への使用、加工、再生、複写、複製等の危険性のある行為（以下「目的以外への使用等」という。）を一切してはならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 乙は、この契約において取り扱う個人情報を、甲の承諾なしに、第三者に提供してはならない。

(委託業務における措置)

第33条の2 乙は、この契約において取り扱う個人情報について、管理状況、運用方法等に関する実施手順書等を作成し、甲からの請求があったときは速やかにこれを提出しなければならない。

2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理状況、運用方法等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあっては、乙の事業所等への立入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。

4 乙は、乙が第31条の規定により第三者に業務の履行を再委託するときは、甲が当該第三者に対して前項の立入調査等をすることを、当該第三者に認めさせなければならない。

第2節 個人情報の授受、取扱い等

(個人情報の交付等)

第34条 甲は、この契約において取り扱う個人情報を、乙に対して交付するときは、その個人情報の内容及び数量並びにその他必要事項（以下「個人情報の内容等」という。）を記入した書面を添付しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の搬送)

第35条 乙は、交付された個人情報を搬送するときは、漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(業務執行時における個人情報の取扱い)

第36条 乙は、受託業務の執行に際しては、個人情報の事故等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(個人情報の保管)

第37条 乙は、交付された個人情報の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人情報の保管場所の施錠、入退管理等必要な措置を講じ、万全な注意を払わなければならない。

(個人情報の返還)

第38条 乙は、交付された個人情報の使用目的が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人情報の内容等が記入された書面を添え、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、甲は、返還された個人情報の内容等を確認の上、第34条第2項の規定により交付された受領書を乙に返還するものとする。

(個人情報の抹消)

第39条 前条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙は、個人情報を抹消することができる。

2 前項の場合において、乙は、個人情報が第三者の利用に供されることのないよう、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により保有する一切の個人情報を抹消しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、あらかじめその作業内容を甲に報告しなければならない。

(事故等の発生時における報告の義務)

第40条 乙は、個人情報の漏えい等及び目的以外への使用等並びにその他個人情報の不適切な取扱い（以下「事故等」という。）が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故等の解決に努めなければならない。

(情報の開示及び損害賠償)

第41条 この契約の履行に関し、乙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、国分寺市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

- 2 前項の公表により、乙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。
- 3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、乙は、甲に対し民法第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。

(告発)

第42条 甲は、乙の受託業務従事者又は従事していた者（以下「受託業務従事者等」という。）が国分寺市個人情報保護条例第40条又は第41条の違反行為をしたと認めるときは、受託業務従事者等を告発し、併せて、同条例第44条の規定に基づき、乙に関して告発する。

#### 第4章 雜則

(使用自動車の制限)

第43条 乙は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

2 乙は、甲が前項の確認をするために必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示又は提出しなければならない。

(疑義の決定等)

第44条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（平成24年4月2日適用）

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」申込書

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ) エヌピーオーホウジンワーカーズカザグルマ NPO 法人ワーカーズ風ぐるま		
所 在 地	〒185-0022 東京都国分寺市東元町3-8-8 第二八千代荘101 電話 042-300-3663 FAX 042-300-3663 Eメール actkazaguruma9696@guitar.ocn.ne.jp		
代表者氏名	織田由美子		
設立年月日	2011年 8月 (任意団体としては2004年4月)		
会員の状況	正会員数 30人・団体 (内国分寺市民 30人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 1人 団体	年会費	1,000円
ホームページ	<a href="https://sites.google.com/site/9696kazaguruma">https://sites.google.com/site/9696kazaguruma</a>		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書（様式第4号） <input checked="" type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input checked="" type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名 [REDACTED] (役職) [REDACTED]		
	住所 [REDACTED]		
	電話 [REDACTED]	FAX [REDACTED]	
	Eメール [REDACTED]		

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」  
事業企画書

平成24年 5月7日

団体名 NPO 法人ワーカーズ風ぐるま

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

20代～70代のスタッフが16名（内、保育士免許取得者1名・教職免許取得者2名・子育て支援アドバイザー1名・ヘルパー2級取得者3名）が交代で執行。有資格者が週1日、曜日を固定して常駐。毎月1回、定例のスタッフ会議・研修を実施。

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

（応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。）

自らの子育て経験から、子どもは母親だけではなく、地域の人々との関わりの中で育っていくもの、という思いから、子育ち・子育てを応援する任意団体を平成16年に立ち上げ、家事援助サービス・親子ひろばの運営・障害児の一時預かりを実施してきました。その中で、近年の育児の孤立化・虐待防止の必要性を今まで以上に感じるため、昨年、法人格を取得し、さらに多くの方に継続して利用してもらえる体制づくりをめざしています。多様な年齢のスタッフがいることで、異世代交流の場としての機能も兼ね備え、子どもひとりひとりの発達の違いを広い視野でみつめることのできる子育て支援をめざします。今までの利用者にとって同じスタッフがかかわることで安心感があると思われます。さらに、団体単独での運営ではなく、行政と協働で運営していくことで、それぞれの特性を活かした市民にひらかれた居場所としての機能を果たすことができるなど考えています。

3 事業実施に関する理解力

平成18年から親子ひろば実行委員会に参加、妊娠期や0歳から3歳までの子育て世代がベビーカーで行ける距離に誰でも自由に入りてきて、いつでも気軽に情報交換ができたり、お友達と遊べたり、日頃の不安を相談できる人がいる、という居場所としての親子ひろばの必要性を実感し、平成19年7月から、9小地区の場所として、室内プールでの親子ひろばを運営してきました。（平成19年から23年までの利用統計・

相談統計は別紙参照)

#### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

木のおもちゃの効果を知ってもらうため、木のおもちゃを設置。わらべうた・手遊びうた・手作りおもちゃが得意なスタッフが毎週、親子ひろばでイベントを行う。また、自主事業として、年に一回、ファミリーコンサートを開き、子育て中でもリラックスして音楽を楽しんでもらう機会を作る。

国分寺子ども・子育て支援円卓会議への参加による行政や市民団体との連携、育児支援ヘルパー事業、ひとり親ホームヘルプサービス事業の委託契約による子ども家庭支援センターとの連携、障害者等日中一時預かり事業の委託契約による障害者相談室との連携、社会福祉協議会主催のここねっとに参加、独自の家事援助サービスによる生活面のサポートなど、地域の中でのネットワークづくりに努めている。

#### 5 団体構成員の能力育成

毎月定例のスタッフ会議では、コミュニケーション技術の向上や対人援助の方法などの研修、国分寺子ども・子育て支援円卓会議主催の研修では、事例検討や他の親子ひろばの情報交換など、その他、行政や民間での必要と思われる講座に積極的に参加し、情報を共有していくことで、スキルアップ向上をめざします。

#### 6 費用の妥当性

(提案金額 : 1,297,370 円)

(単位 : 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費	1,113,840	@910円×6h×102回×2人
報償費	12,000	@6,000円×2回
消耗品費	23,000	文房具、消毒用品等
印刷製本費	15,000	カートリッジ、紙等
保険料	19,530	賠償責任保険@3円×102回×5h（開室時間） 傷害保険@15円×1200人 (年間のべ予定参加人数)
諸経費	114,000	
合計	1,297,370	

19年度 西恋ヶ窪親子ひろば 利用統計

	子ども				大人	合計	開設日数	一日平均
	0歳	1歳	2歳	3歳以上				
7月	39	27	6	1	73	69	142	11
8月	42	15	1	2	60	57	117	11
9月	46	13	2	0	61	57	118	8
10月	73	44	0	0	117	108	225	11
11月	89	45	1	0	135	129	264	11
12月	47	37	0	0	84	72	156	9
1月	47	50	0	0	97	94	191	9
2月	67	57	4	0	128	116	244	9
3月	62	43	0	1	106	99	205	10
総計	512	331	14	4	861	801	1662	89
								18.7

相談統計

	健康	家庭・生活環境	発育・発達	養育不安	虐待	基本的生活習慣	教育・しつけ	非行等	経済・就労	各種サービス	その他	合計
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

20年度 西恋ヶ原親子ひろば 利用統計

	子ども			大人			合計		開設日数	一日平均
	0歳	1歳	2歳	3歳以上	子ども計					
4月	40	20	0	0	60	57	117	10	11.7	
5月	57	25	1	0	83	81	164	10	16.4	
6月	49	39	3	0	91	89	180	11	16.4	
7月	68	55	14	0	137	134	271	12	22.6	
8月	31	49	1	1	82	83	165	10	16.5	
9月	26	96	5	0	127	125	252	11	22.9	
10月	35	58	3	1	97	93	190	10	19.0	
11月	35	53	1	0	89	87	176	8	22.0	
12月	29	67	4	0	100	100	200	9	22.2	
1月	38	54	1	0	93	91	184	9	20.4	
2月	63	52	6	0	121	119	240	10	24.0	
3月	79	34	7	2	122	117	239	12	19.9	
総計	550	602	46	4	1202	1176	2378	122	19.5	

相談統計

	健康	家庭・生活環	発育・発達	養育不安	虐待	基本的生活習慣	教育しつけ	非行等	経済・就労	各種サービス	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

21年度 西恋ヶ原親子ひろば 利用統計

	子ども			大人	合計	開設日数	一日平均
	0歳	1歳	2歳	3歳以上	子ども計		
4月	78	41	6	0	125	124	249
5月	57	36	6	2	101	100	201
6月	76	68	9	2	155	148	303
7月	74	123	10	1	208	203	411
8月	63	109	9	1	182	179	361
9月	53	138	11	1	203	196	399
10月	29	126	13	5	173	166	339
11月	18	66	6	3	93	88	181
12月	36	90	6	7	139	142	281
1月	20	79	3	5	107	100	207
2月	16	43	3	4	66	62	128
3月	26	51	19	8	104	94	198
総計	546	970	101	39	1656	1602	3258
					119	119	274

相談統計

	健康	家庭・生活環	発育・発達	養育不安	虐待	基本的生活習慣	教育・しつけ	非行等	経済・就労	各種サービス	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

22年度 西恋ヶ窪親子ひろば 利用統計

	子ども					大人			合計	開設日数	一日平均
	0歳	1歳	2歳	3歳以上	子どもの合計	38	34	72	10	7.20	
4月	16	17	2	3	58	61	119	9	13.22		
5月	34	17	7	0	58	105	102	207	11	18.82	
6月	72	20	9	4	127	124	251	11	22.82		
7月	84	31	9	3	149	142	291	12	24.25		
8月	94	30	17	8	124	122	246	10	24.60		
9月	81	32	9	2	139	131	270	9	30.00		
10月	74	46	15	4	115	112	227	10	22.70		
11月	49	53	6	7	112	108	220	8	27.50		
12月	29	57	20	6	121	120	241	10	24.10		
1月	29	69	19	4	141	140	281	10	28.10		
2月	39	82	13	7	122	121	243	12	20.25		
3月	46	64	9	3	135	135	2668	122	21.9		
総計	647	518	51	1351	1351	1317	1317				

相談統計

	健康	家庭・生活環	児童・発達	養育不安	虐待	基本的 生活習慣	教育・しつけ	非行等	経済・就労	各種サービス	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
5月	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	5
6月	0	0	0	0	0	6	0	0	0	2	2	10
7月	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	6
8月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
9月	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
10月	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
11月	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	3	0	2	1	0	15	1	0	1	3	3	34

23年度 西恋ヶ原親子ひろば 利用統計

	子ども				大人				合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳以上	子ども計	90	87	177	開設日数	一日平均
4月	32	50	5	3	90	87	177	10	17.70	
5月	16	71	4	1	92	92	184	10	18.40	
6月	29	70	6	2	107	105	212	11	19.27	
7月	28	66	7	5	106	105	211	10	21.10	
8月	53	57	8	9	127	117	244	12	20.33	
9月	49	73	4	2	128	127	255	11	23.18	
10月	43	62	15	7	127	123	250	10	25.00	
11月	23	51	16	5	95	91	186	10	18.60	
12月	20	31	3	3	57	54	111	10	11.10	
1月	17	49	0	5	71	79	150	10	15.00	
2月	34	48	5	1	88	88	176	10	17.60	
3月	36	42	4	2	84	78	162	10	16.20	
総計	380	670	77	45	1172	1146	2318	124	18.7	

相談統計

	健康	家庭・生活環境	発育・発達	養育不安	虐待	基本的生活習慣	教育・しつけ	非行等	経済・就労	各種サービス	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	1	1	1	0	0	0	4	0	0	0	1	1
総計	2	1	1	0	0	5	0	0	0	1	0	8
												10

## 2009年度 事業および活動実績報告書

1. 地域にたすけあいの輪をひろげました。

ACT会員加入は12人です。ワーカーズメンバーが6人増えました。

ネットワーク推進活動を勧めました。5人が加入しました。

2. ワーカーズ会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践していきました。

ACTの理念や運営・経営についての話し合いの場や研修を増やせませんでした。

### 3. ACT自立援助サービスを実施しました。

2009年度は、955.5時間でした。働くメンバーの確保が課題です。

#### 4. 講座等の企画・実施しました。

3月27日ACT公開講座「認知症そのこころの世界」

5. 親子ひろばの運営を継続しました。

毎月定例の手遊びや七夕・クリスマス会、はみがきなどのイベントをしました。

## 6. 機関紙を発行しました。

5月に5周年記念号を発行しました。発行回数をふやすことが課題です。

7、地域の交流の場づくりをすすめました。

子育て中の親子のサークルに場所の提供し、新たに料理サークルができました。

8、地域の中で他団体と連携を図りました。

- ・生活クラブ運動グループ地域協議会
  - ・子ども家庭支援センター・こっこっこ会議・子育て支援課
  - ・市民活動センター
  - ・障害者センター
  - ・社会福祉協議会 (ここねっと)

9、法人格取得は検討できませんでした。

### ・2009年度事業実績

	2009									2010				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
ACT会員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12
	0	0	2	1	2	2	1	2	0	0	2	1		13
ネットワーク	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1		4
	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0		5
ワーカーズ	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1		5
	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	1		7
利用者数	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10		116
	9	9	10	9	8	10	8	9	9	9	8	8		106
ケア時間	90	90	90	90	70	90	90	90	70	70	80	80		1000
	87	83	93	91	78	78.5	74.5	73	75.5	79	68	75		955.5

## 2010年度 事業および活動実績報告書

- 1、地域にたすけあいの輪をひろげました。  
たすけあいネットワーク活動に取り組みましたが加入はありませんでした。
- 2、会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践しました。  
自主的な運営やACTの理念について話し合いながらすすめました。
- 3、ACT自立援助サービスを行います。  
2010年度は790.5時間でした。目標達成できなかったのが課題です。
- 4、市との協働事業をすすめました。  
親子ひろば、障害児・年齢枠を超えた子育て支援事業を運営しました。
- 5、スキルアップ講座やイベントを企画・実施しました。  
利用する人も運営する人も増やす工夫をしながら活動をアピールしました。
- 6、機関紙を発行して活動を伝えました。  
今年度は7月と10月に発行しました。
- 7、地域の交流の場づくりをすすめました。  
ACTいきいきサークルとして「森の音楽隊」と「クスクス」を継続しました。
- 8、地域での他団体との連携を図りました。
  - ・生活クラブ運動グループ地域協議会
  - ・子ども家庭支援センター・こつこつこ会議・子育て支援課・保育課
  - ・市民活動センター・協働コミュニティ課
  - ・障害者センター・障害者相談室
  - ・社会福祉協議会
  - ・地域包括センター・高齢者相談室
- 9、NPO法人格取得を11月1日の臨時総会で決定。4月4日設立総会実施。

### 2010年度事業実績

	2010									2011			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ACT会員計画	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	10
実績	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	0	0	5
ネットワーク計画	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケア時間計画	80	80	80	80	70	90	90	80	90	90	80	80	1000
実績	68	62	67.5	70	66.5	65.5	70	70	64	63.5	64	59.5	790.5
ケア利用者計画	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
実績	9	8	7	7	7	7	8	8	7	6	7	6	87
独自子育て支援	2	2	2	2	0	3	3	3	3	2	2	1	25
時間数	22	21.5	21.5	18	0	16	21	25	29	14	16	10	214
一時預り	0	0	0	2	1	1	0	2	2	6	1	1	16
時間数	0	0	0	5	2.5	6	0	4	4	3	2	5	31.5
親子ひろば1	72	119	207	251	291	246	244	227	220	241	281	241	2640
親子ひろば2	4	2	18	9	12	33	24	16	7	6	4	13	148
障害者預り	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	20
時間数	31.5	24.5	31.5	31.5	28	31.5	31.5	24.5	28	28	24.5	31.5	346.5

## 2011年度 事業および活動実績報告書

- 1、地域にたすけあいの輪をひろげました。  
メンバーの声かけで新メンバーが増えました。
- 2、会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践しました。  
自主的な運営を話し合いながらすすめました。
- 3、ACT自立援助サービスを行います。  
2011年度は744時間でした。介護保険移行への減少が課題です。
- 4、市との協働事業をすすめました。  
親子ひろば、障害児・年齢枠を超えた子育て支援事業を運営しました。
- 5、スキルアップ講座やイベントを企画・実施しました。  
利用する人も運営する人も増やす工夫をしながら活動をアピールしました。
- 6、機関紙を発行して活動を伝えました。  
今年度は10月に発行しました。
- 7、地域の交流の場づくりをすすめました。  
ACTいきいきサークルとして「森の音楽隊」と「クスクス」を継続しました。
- 8、地域での他団体との連携を図りました。
  - ・生活クラブ運動グループ地域協議会
  - ・子ども家庭支援センター・こつこつこ会議・子育て支援課・保育課
  - ・市民活動センター・協働コミュニティ課
  - ・障害者センター・障害者相談室
  - ・社会福祉協議会
  - ・地域包括センター・高齢者相談室
- 9、NPO法人格を8月23日に取得。11月に育児支援委託事業を契約しました。

### 2011年度事業実績

	2011									2012			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ACT会員計画	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	10
実績	0	1	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	8
ネットワーク計画	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケア時間計画	80	80	80	80	70	90	90	90	80	90	90	80	1000
実績	61.5	68.5	77	71	73	67	70	66.5	55.5	45.5	50	38.5	744
ケア利用者計画	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
実績	6	7	7	7	7	7	7	6	6	5	5	5	77
独自子育て支援	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	15
時間数	24	24.5	19	47.5	29.5	20	45	31.5	40.5	21	37.5	32.5	372.5
一時預り	1	0	0	1	0	3	4	0	3	3	1	3	19
時間数	14.5	0	0	1.25	0	6.5	17	0	36	10	4	20	109.25
親子ひろば1	177	184	212	211	244	255	250	184	111	150	176	162	2316
親子ひろば2	4	3	3	3	3	2	7	0	3	1	5	0	34
障害者預り	1	3	2	3	2	3	3	4	2	4	4	3	34
時間数	7	23	16	15	12	16	17	25	20	24	28	23	226

# 特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるまという。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東元町三丁目8番8号 第2八千代荘101号室に置く。

### 第3条 (目的)

この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、子どもからお年寄りまで生活の支援を必要とする市民に対して、保育・家事・介助・介護等の支援等の活動を行い、地域福祉の増進と、誰もが主体的に生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業
- (2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業
- (3) 非常時の経済支援に係る事業
- (4) 障害者等日中時間預り事業
- (5) 地域福祉に係る人材養成を図る事業
- (6) 異世代交流事業

## 第2章 会 員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

### 第7条 (入会)

会員の入会については、特定の条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失ぞう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

#### 第12条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### 第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### 第14条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### 第15条（任期等）

- 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

#### 第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第17条（解任）

- 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第18条（報酬等）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第4章 会議

#### 第19条（種別）

- この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### 第20条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第21条（総会の権能）

- 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

#### 第22条（総会の開催）

- 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
  - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

#### 第23条（総会の招集）

- 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第24条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### 第25条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第26条（総会の議決）

- 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第27条（総会での表決権等）

- 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

#### 第28条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 第29条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第30条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### 第31条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### 第32条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第33条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第34条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第35条（理事会での表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第36条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### 第37条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第38条（区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### 第39条（管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### 第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### 第41条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

### 第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第44条（暫定予算）

前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第45条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第46条（予算の追加及び変更）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

#### 第47条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### 第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第51条（残余財産の帰属）

この法人が、解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### 第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### 第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### 第54条 (事務局の設置)

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務所には、事務局長及び必要な職員を置く。

### 第55条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### 第56条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### 第57条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	織田 由美子
副理事長	谷口 ひとみ
副理事長	伊東 多奈美
理事	野邊 貞子
理事	戸塚 由利
監事	加瀬 よりえ
監事	木坂 桂子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	3,000 円
	賛助会員 (個人・団体)	0 円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	3,000 円
	賛助会員 (個人・団体)	1口 1,000 円 (1口以上)

# 2011年度事業会計収支報告書 I

2011年4月1日から2012年3月31日

アピリティクラブたすけあいワーカーズ国分寺・風ぐるま

(単位：円)

I 収入の部	決 算	特記事項
1 会費・助成金収入	109,200	
年会費	77,000	
寄付・助成金	32,200	社協から助成金10,000
会費入会金計	109,200	
2 事業収入		
①ACT提携事業	895,132	
会員加入推進収入	1,500	
事務委託費	91,800	
補助金	307,000	住まい居場所づくり助成金300,000
ケア収入	455,582	
初回・基本料金	36,750	
共済加入推進	2,500	
②行政協働事業	1,348,965	8月分までの事業収入
西恋ヶ窪親子ひろば	604,635	
障害児親子ひろば	744,330	
③行政委託事業	135,000	
障害者日中預かり	135,000	
④独自事業	310,600	
ケア収入	239,800	
一時預り収入	57,500	
イベント収入	600	
事務所貸出料	12,700	
事業収入計	2,689,697	
受取利息	117	
雑収入	0	
	117	
当期収入合計(A)	2,799,014	
前期繰越収支差額	418,201	
収入合計(B)	3,217,215	

# 2011年度事業会計収支報告書 II

2011年4月1日から2012年3月31日

アピリティクラブたすけあいワーカーズ国分寺・風ぐるま

(単位: 円)

II 支出の部	決 算	特記事項
1 事業費		
①ACT提携事業	338,650	
ケア報酬	338,650	
研修費		
②行政協働事業	696,191	
西恋ヶ窪親子ひろば手当	476,251	
障害児親子ひろば手当	219,940	
③行政委託事業	129,088	
障害者日中預かり	129,088	
④独自事業	247,236	
ケア報酬	175,050	
一時預り手当	34,195	
イヘント手当	24,188	
イヘント経費	6,303	
しゅくだい広場手当	7,500	
事業費計	1,411,165	
2 管理費		
事務手当	579,883	
交通費	4,340	
家賃	475,000	
駐車場代	85,000	
水道・光熱費	34,305	
通信費	54,185	
事務・消耗品費	69,391	
設備備品費	0	
会議費	20,207	
包括保険料	17,180	スタッフの傷害保険料1年分
サポート事業費	10,000	ACTとの提携費用
地域協議会費	5,000	年会費
印刷費	0	
修繕費	3,000	
租税公課	2,500	
支払手数料	825	
雑費	336,158	NPO法人ワーカーズ風ぐるまに寄付
管理費計	1,696,974	
3 予備費		
	0	
当期支出合計(C)	3,108,139	
当期收支差額(A)-(C)	-309,125	
差引繰越金(B)-(C)	109,076	

## 平成 23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成 23年 9月 1日から 平成 24年 3月 31日まで

特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるま  
(単位: 円)

科 目	金 額		
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
入会金収入			
会費収入	12,000	12,000	
2 事業収入			
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業収入	604,792		
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業収入	2,594,537		
(3) 非常時の経済支援に係る事業収入	4,500		
(4) 障害者等日中時間預り事業収入	275,400		
(5) 異世代交流事業収入	29,000	3,508,229	
3 補助金等収入			
寄付金収入	431,656	431,656	
4 その他収入			
利息収入	6		
雑収入	269,791	269,797	
当期収入合計			4,221,682
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業費	379,050		
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業費	1,419,694		
(3) 非常時の経済支援に係る事業費	0		
(4) 障害者等日中時間預り事業費	206,500		
(5) 異世代交流事業費	713	2,005,957	
2 管理費			
事務手当	620,073		
交通費	1,220		
家賃	616,500		
光热水道費	47,718		
消耗品費	31,594		
通信費	81,684		
駐車場代	102,000		
雑費	277,391		
修繕費	183,750		
交際費	6,505		
福利厚生費	15,000		
租税公課	400		
支払手数料	1,890	1,972,225	
当期支出合計			3,978,182
当期収支差額			243,500
次期繰越収支差額			243,500

## 平成 24年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書

平成 24年 4月 1日から 平成 25年 3月 31日まで

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	15,000	
会費収入	81,000	96,000
2 事業収入		
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業収入	1,242,150	/
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業収入	1,872,760	
(3) 非常時の経済支援に係る事業収入	30,000	
(4) 障害者等日中時間預り事業収入	117,000	3,261,910
3 捧助金等収入		
助成金収入	530,000	530,000
当期収入合計		3,887,910
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業費	864,500	
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業費	1,297,375	
(3) 非常時の経済支援に係る事業費	24,000	
(4) 障害者等日中時間預り事業費	65,000	2,250,875
2 管理費		
事務手当	750,000	
交通費	10,000	
家賃	443,000	
光熱水道費	70,000	
消耗品費	100,000	
通信費	96,000	
会議費	8,000	
保険料	20,000	
諸会費	16,000	
雑費	12,000	
租税公課	1,000	
支払手数料	4,000	1,530,000
当期支出合計		3,780,875
当期収支差額		107,035
前期繰越収支差額		243,500
次期繰越収支差額		350,535

# 平成24年度第2回協働事業審査会

## 審査資料

募集要項	1
申込書類	25

## 放課後子どももプラン国分寺「地域子どもも教室」事業募集要項

### 事業目的

国分寺市では、文部科学省・厚生労働省補助事業「放課後子どももプラン」と市民協働事業としての「地域子どもも教室」連携させ、子どもの居場所づくり事業として「放課後子どももプラン国分寺」を実施しています。

本事業では「地域住民との手作りによる子どもたちにとって、安全で安心な居場所づくりを充実させ、青少年育成団体を創出・育成しながら心も体も健やかな青少年を地域ぐるみで育てる。」ことを目的とします。

この目的を達成するためには、行政・市民・地域の協力が不可欠であり地域の目線や声を取り入れながら事業を行っていかなければなりません。市民と行政の特性を活かすことで、きめ細かな地域に根付いたサービスを提供することが可能になります。

### 1. 事業名

放課後子どももプラン国分寺「地域子どもも教室」

### 2. 事業内容

(1) 「子どもの居場所づくり」についてのプログラム実施に関するここと。

(2) 活動場所は、おおむね市内を3つの地域に分け、そのうちの1か所以上とする。

※採択された団体の主な活動場所が重複した場合は、その活動を妨げない範囲で高得点順に地域を選択するものとする。

また、活動日時については団体の判断によることとする。

(2) プログラムへの参加者の安全管理に関するここと。

(3) 本事業の成果指標については、参加者の満足度を8割以上として、事業を企画・提供すること。

(4) 事業実施回数は委託期間中15日程度とし、予算範囲内における国分寺市と団体との協議による。

(5) 放課後子どももプランにおける参画および事業実施に関するここと

なお、事業実施に伴う材料費については実費弁償とし、別途参加者より徴収できるものとします。その他必要に応じて市教育委員会と受託団体と協議の上別に定めることができます。

### 3. 募集団体数 3団体

### 4. 期間

協定締結日の翌日から、平成25年3月31日まで

## 5. 委託金額

予算限度額 250 千円（消費税含む）

## 6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または 2.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された法人であり、かつ 2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
  - (1) 代表者を含み 3 人以上の役員を置き、かつ、構成員に 5 人以上の国分寺市民がいること。
  - (2) 1 年以上継続した活動を行っていること。
  - (3) 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
  - (4) 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

A : 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条（定義）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行わないものであること。

B : 第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。

C : 法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。

D : 宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

E : 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。

F : 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 7. 申請手続

- (1) 応募用紙配布 平成 24 年 4 月 2 (月)～平成 24 年 5 月 11 日 (金)

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～午後 5 時

教育部社会教育・スポーツ振興課にて配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

- (2) 質疑及び回答

質疑 平成 24 年 4 月 2 日 (月)～平成 24 年 4 月 27 日 (金)

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～午後 5 時

質疑の要旨を質問書（様式第 1 号）に記載し、社会教育・スポーツ振興課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書（様式第 2 号）にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項は市のホームページで告知する。

### (3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成 24 年 5 月 7 日(月)～平成 24 年 5 月 11 日(金)

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～午後 5 時

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、社会教育・スポーツ振興課(042-574-4044)に事前に連絡のうえ、8. に規定する提出書類を持参すること。

## 8. 提出書類

- (1) 申込書(様式第 3 号)
- (2) 事業企画書(様式第 4 号)
- (3) 過去の活動実績報告書
- (4) 団体の運営状況に関する書類
  - (ア) 会則、規約
  - (イ) 平成 24 年度収支予算書
  - (ウ) 平成 23 年度収支決算書

(5) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。

## 9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い決定する。

### (1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

- ア 資格要件を欠くもの
- イ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ウ その他選定に係る不正行為があったもの

### (2) 内容審査

書類審査を通過した提案について、平成 24 年 6 月中旬予定の国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、最も適当であると認められる団体を選定する。なお、書類審査を通過したすべての団体は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

- ア 業務執行体制の状況
- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業への理解・専門性

- 工 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- 才 構成員の能力育成
- 力 費用の妥当性
- キ 利用者への対応
- ク 個人情報等に関する措置
- ケ 安全への配慮・対策

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての団体に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定された団体名について公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が1団体であっても、上記の審査手続を行うものとする。

10. 選定結果後の手続き

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。

ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

13. 問い合わせ先

国分寺市教育部社会教育・スポーツ振興課

〒185-0034

国分寺市光町1-46-8

TEL 042-574-4044

FAX 042-571-4700

E-mail:shakasp@city.kokubunji.tokyo.jp

## 平成 24 年度 国分寺市「地域子ども教室」事業仕様書（案）

### 1. 目的

国分寺市では、文部科学省・厚生労働省補助事業「放課後子どもプラン」と市民協働事業としての「地域子ども教室」連携させ、子どもの居場所づくり事業として「放課後子どもプラン国分寺」を実施している。

地域子ども教室では、行政と地域により安全で安心な子どもの居場所を提供し、子どもたちにとって家と学校以外に人と関わることの出来る場所として子どもたちの健やかな成長をサポートする。地域での異世代の大人や子どもたちとの交流と経験の中で、自ら関わる力を培い、自ら考えて行動でき、自然を大切に国分寺市に愛着を持つような子どもたちを育て、人との繋がりが広がる豊かな地域づくりを目指す。

### 2. 委託内容

(1) 放課後等における「子どもの居場所づくり」についてのプログラム実施に関すること。

※全地域の子どもたちを対象に事業を実施することを目標に、活動場所・日時については各団体の判断による。ただし、活動回数は委託期間中 15 日程度を目安にすること。

(2) 地域子ども教室プログラム実施中における参加児童・生徒の安全管理

(3) 実績報告書および協働事業評価に関すること

(4) その他必要に応じて、市教育委員会と受託団体との協議の上別に定めることができる。

### 3. 委託料の支払い

委託料は選考された団体ごとに概算払いとする。

### 4. 受益者負担

市の事業であることから、参加者保険料その他利用料金の徴収は行わない。なお事業実施に伴う材料費等については実費弁償とし別途参加者より徴収することができる。

### 5. 委託期間

契約締結日の翌日から平成 25 年 3 月 31 日

## 6. 個人情報の管理等

本事業実施により受託者が入手した個人情報（受託団体役員および構成員を除く）の扱いについては、国分寺市個人情報保護条例、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例、その他関係法令を遵守し適正に管理し、事業終了後は個人情報を市に譲渡するとともに、各団体においては再生不可能な方法により、廃棄するものとする。

## 7. 特記事項

本事業が市民協働事業として行われる委託事業であることの趣旨を十分に理解した上で、協定書に明記の役割分担に沿った事業を遂行するものとする。

## 8. その他

- (1) 地域子ども教室実施の広報にあたっては、受託（実施）団体名、プログラム名称・連絡先の他、次の標記をする。

放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」～協働事業～主催 国分寺市教育委員会（社会教育・スポーツ振興課）

- (2) 受託団体は、事業開始前に年間の事業計画書を、また事業終了時には実績報告書を提出のこと。
- (3) 事業終了後、受託団体と担当課の双方により事業評価を行う。
- (4) 上記事項のほか必要な事柄については、受託団体と担当課にて協議の上実施する。

## 7. 問い合わせ先

国分寺市教育委員会社会教育・スポーツ振興課  
〒185-0034 東京都国分寺市光町1-46-8  
TEL 042(574)4044  
FAX 042(571)4700  
E-mail shakaspo@city.kokubunji.tokyo.jp

放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室・」事業に関する協定書（案）  
(委託契約用)

国分寺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「地域子ども教室」の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「地域子ども教室」の実施に当たって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働事業を進めていくために必要な事項を定める。なお、甲と丙はこの協定書にのっとり、委託契約を締結する。

（事業目的の共有）

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって本事業に取り組むことにより、地域における子どもたちの安全で安心な居場所の確保の課題に対し地域で子どもを見守る目を育てることを目指すことにより「子どもの居場所」を実現し、もって市民に向けて最大限の成果を還元することを目的とする。

（協働の基本）

第3条 甲と乙は、協働の基本を遵守する。

- (1) 互いの立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作る。
- (2) 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 互いが上下の関係でなく、対等なパートナーの関係として役割を保つように心がける。
- (4) どちらかに依存するのではなく、互いに自立した関係を保つよう心がける。
- (5) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討する。

（事業の概要）

第4条 甲と乙は、委託契約により、本事業を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」業務委託
- (2) 事業内容 青少年健全育成のための子どもの居場所づくり事業としてプログラムを実施する。
- (3) 事業期間 協定締結日の翌日から平成25年3月31日まで

（役割分担及び責任分担等）

第5条 甲と乙は、それぞれ別紙に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それぞれの責任で事業を行うものとする。

- 2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。
- 3 本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとし、この

場合において、甲と乙は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(経費分担)

第6条 甲は、「地域子ども教室」事業に必要な経費として、委託契約により定める金額を乙に支払うものとする。

(成果物の帰属)

第7条 当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、甲に帰属するものとする。ただし、乙は甲の承諾を得て、当該成果物を使用することができる。

(相互の連絡調整)

第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、この事業の実施に当たって、個人情報等知りえた情報を第三者に漏えいしないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告)

第10条 甲と乙は、事業終了後、協議して事業報告書を作成するものとする。

(事業の評価)

第11条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、当該協働事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、平成24年月日から平成25年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲

所在地 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1  
名 称 国分寺市  
代表者 国分寺市長 星野信夫

㊞

乙  
住 所  
名 称 ○○○○ (団体名)  
代 表 者 ㊞

## 別紙

## [地域子ども教室]事業 役割及び責任分担表

事業項目	両者の役割	団体の役割	市の役割
連絡調整 会議の開催	1. 会議への出席		1. 連絡調整会議の庶務
事業の実施	1. 事業内容の決定	1. 事業企画提案 2. 事業実施 3. チラシ作成 4. 小学校、地域への チラシの配布	1. 事業企画協議 2. 開催会場の確保 および各種手続き 3. 公共施設への チラシ配布 4. 団体からの要請に 応じた対応・協力
事業評価	1. 自己評価 2. 相互評価 3. 協働事業審査会 (報告・評価)出席		
市民満足度 の把握	1. 調査票の作成	1. 市民満足度調査実施	1. 市民満足度調査 とりまとめ
広報活動		1. 活動情報の提供	1. 情報誌編集 2. 市報・HPへの掲載 3. 配布
事業課題の 整理・対応	1. 対応策の検討	1. 課題整理	1. 課題集約

## 積算基準

### 【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	850 円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200 円
D	意志決定、最高責任者	2,500 円

### 【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内 容
人 件 費	事業実施に係る人件費
報 償 費	講師等謝礼 ※市の謝礼基準を参照
印 刷 製 本 費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等
消 耗 品 費	文房具等
保 險 料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等
間 接 経 費 (諸経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) ×10% 以内

## 「地域子ども教室事業」申込書

「地域子ども教室事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ)		
所在 地	〒 一 電話 FAX Eメール		
代表者氏名	印		
設立年月日	年 月		
会員の状況	正会員数 (内国分寺市民) 人・ 団体 人)	年会費	
	賛助会員数 人 団体	年会費	
ホームページ			
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名 (役職)		
	住所		
	電話 FAX		
	Eメール		

「地域子ども教室事業」  
事業企画書

平成 年 月 日

団体名

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。)

3 事業実施に関する理解力

4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

5 団体構成員の能力育成

## 6 費用の妥当性

(提案金額 : \_\_\_\_\_円)

(単位 : 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
合計		

団体名	
代表者	

平成 年 月 日

## 「地域子ども教室事業」に関する質問書

質問事項(要旨を簡潔に記載のこと。)

希望する回答方法 (希望する回答方法を選んでください。)
------------------------------

市が指定する日に、○○○○○課で回答書を受け取る。→連絡先を記載してください。

連絡先：(

メールにて回答を希望する。→メールアドレスを記載してください。

メールアドレス：(

ファクシミリにて回答を希望する。→ファクシミリ番号を記載してください。

ファクシミリ番号：(

問い合わせ先

国分寺市○○○部○○○○課

〒185-8501 東京都国分寺市

電話：

FAX：

メール：

## 放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、放課後子どもプラン国分寺「地域子ども教室」の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、同一審査項目について委員の過半数の評価が C または D となった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
			A	B	C	D
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないものの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	利用者への対応	接遇や苦情対応について、適切な対応・対策があるか	A	B	C	D
8	個人情報等に関する措置	個人情報の管理体制が整っているか。	A	B	C	D
9	安全への配慮・対策	参加者が安全に安心して事業へ参加できるか。	A	B	C	D

(判断基準)

- A (4点) 評価できる
- B (3点) どちらかといえば評価できる
- C (2点) どちらかといえば評価できない
- D (1点) あまり評価できない

## 委託契約約款(協働事業用)

### 第1章 通則

#### 第1節 総則

##### (総則)

第1条 甲及び丙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲及び丙は、委託業務を実施するにあたって、協働事業として実施する際の理念やルール、役割分担などを定めた「協定書」を遵守するものとする。

3 丙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

4 丙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲丙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、甲の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

##### (権利の譲渡等)

第2条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

##### (一括再委託の禁止)

第3条 丙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

##### (一般的損害等)

第4条 本事業の実施に伴い、事故及び紛争等が生じたときは、甲丙協議のうえ処理することとし、この場合において、甲及び丙は、相互に誠意を持って解決のための適切な措置をとるものとする。

##### (業務責任者)

第5条 丙は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。この場合において、甲が必要と認めるときは、丙に対して業務責任者の選任について報告を求めることができる。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

##### (履行報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

#### 第2節 契約内容の変更

##### (契約内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、丙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲丙協議して定める。

##### (天災その他不可抗力による契約内容の変更等)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不适当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は丙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

##### (契約保証金の変更等)

第9条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、甲が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、丙は、更に納入を要しない。

- (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上あるとき。
- (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。
- 3 甲は、丙が契約の履行をすべて完了し、第 15 条の規定により契約代金を請求したとき又は第 18 条若しくは第 19 条の規定により契約を解除されたときは、丙の請求に基づき、30 日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

### 第 3 節 検査等

#### (検査)

- 第 10 条 丙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。
  - 3 丙は、前項の指示を受けたときは、当月分の完了届を甲に提出するとともに、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を甲に提示して検査を受けなければならない。
  - 4 丙は、あらかじめ指定された日時において、第 1 項の検査に立ち会わなければならぬ。
  - 5 丙は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 6 丙は、第 1 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

#### (再履行)

- 第 11 条 甲は、丙が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。
- 2 丙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
  - 3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の検査に準用する。

#### (甲の代位執行)

- 第 12 条 丙が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、丙の負担でこれを執行することができます。この場合において、甲の執行により丙に損害が生じても、甲は、その責を負わない。

### 第 4 節 指定期日の延期等

#### (指定期日の延期等)

- 第 13 条 丙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が丙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

#### (遅延違約金)

- 第 14 条 丙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、丙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年 3.1 パーセント（年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）とする。
  - 3 第 11 条第 1 項に規定する再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、丙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
  - 4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

### 第 5 節 契約金額の支払

#### (契約金額の支払)

- 第 15 条 契約金額の支払は概算払いとし、丙は、当該事業の履行に係る代金を甲に対して、委託契約書に規定された最初の月より請求することができる。この場合において、事業終了後に契約金額に残額が生じた際には精算を行うものとする。
- 2 丙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。
  - 3 甲は、丙から第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。
  - 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、丙に対し、支払金額に年 3.1 パーセント（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

### 第 6 節 契約の解除等

#### (甲の解除権)

- 第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 丙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと甲が認めるとき。
- (2) 丙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 丙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 丙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、丙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第 19 条の規定によらないで、丙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 丙は、契約保証金の納付をしていない場合又は契約保証金の免除を受けている場合において、第 1 項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額を控除する。以下同じ。）を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。ただし、この契約を解除したことにより、甲が損害を受けたときは、甲は丙に対し、損害賠償の請求ができるものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第 17 条 甲は、丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 丙が、公正取引委員会が丙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判断が確定したとき。
- (3) 丙（丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、丙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（丙の解除権）

第 19 条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
- (2) 第 7 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲が、この契約に基づく義務を履行しないことにより、履行が完了する業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除に伴う措置）

第 20 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 丙は、契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が丙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

3 契約が解除された場合において、履行場所等に丙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、丙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、丙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、丙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する丙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 16 条又は第 17 条の規定によるときは甲が定め、第 18 条又は前条の規定によるときは、甲丙協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第 21 条 丙は、この契約に関して、第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法

(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 17 条第 1 項第 3 号のうち、丙が刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 22 条 甲は、丙に対して有する金銭債権があるときは、丙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

## 第 2 章 情報処理を伴う業務に関するセキュリティ対策

### 第 1 節 甲の事業所におけるセキュリティ対策

(業務従事者の申請)

第 23 条 丙は、この契約に関して情報システム（国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する作業を甲のサーバ室で行う場合は、甲の指示する方法により、当該業務従事者について甲に申請し、登録を行わなければならない。当該業務従事者を変更するときも同様とする。

(作業申請)

第 24 条 丙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業を行う場合は、あらかじめ作業の内容、日時及び業務従事者名等について甲に申請し、甲の許可を得なければならない。

(サーバ室での作業)

第 25 条 丙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業をするときは、甲が交付する入室許可証及び前 2 条に規定する業務従事者であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者本人であることが証明できるものに限る。）を着用しなければならない。

(外部記録媒体等の持込み等)

第 26 条 丙は、甲のサーバ室に入室する業務従事者に、サーバ室に外部記録媒体、携帯電話等の通信機器及び情報処理機器等（以下「外部記録媒体等」という。）を、甲の許可なく持ち込ませてはならない。

2 丙は、業務従事者に、外部記録媒体等を甲のサーバ室に持ち込ませる場合は、当該外部記録媒体等の名称又は機器名等について、甲に申請しなければならない。

3 丙は、業務従事者に、情報システムに保存されている情報を、甲の許可なく外部記録媒体等に記録し、又は持ち出してはならない。

(執務室での作業)

第 27 条 丙は、業務従事者に、甲の執務室内で作業をさせるときは、当該業務従事者が丙の使用人等であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者が丙の使用人等であることが証明できるものに限る。）を着用させなければならない。

### 第 2 節 丙の事業所等におけるセキュリティ対策

(セキュリティ対策の実施)

第 28 条 丙は、この契約の目的が、専ら電子計算機を用いて市の情報を処理するものであるときは、必要に応じ、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(1) 丙は、当該委託契約に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えい、無断持出しその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。

(2) 丙は、情報処理を行う施設（事業所）や装置（電子計算機）に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えいその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(3) 丙は、市の情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないよう、適正に運用しなければならない。

(4) 丙は、市の情報を取り扱う情報システムの運用において、情報の漏えい、不正アクセスその他不適正な処理が行われないよう、不正アクセス対策及びコンピュータウイルス対策等を講じなければならない。

## 第 3 章 個人情報取扱業務に関する特則

### 第 1 節 総則

(個人情報保護の趣旨)

第 29 条 甲及び丙は、この契約の高度な公共性にかんがみ、その業務を遂行するに当たって、個人情報（国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定される情報及び当該情報が含まれている情報をいう。以下同じ。）に係る権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 甲及び丙は、この契約の履行に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国分寺市個人情報保護条例その他関係する法令及び条例規則に従い、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって管理運用するほか、自己の職員、使用人等に対して個人情報保護に関する指導教育を実施する等個人情報の保護に必要な措置を講じ、その取扱いについて万全の注意を払わなければならない。

(本章の優先適用)

第 30 条 個人情報を取り扱う業務にあっては、本章に定める条項と前 2 章に定める条項が抵触するときは、本章に定める条項が

優先するものとする。ただし、仕様書等により別に定めるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 31 条 個人情報を取り扱う業務にあっては、丙はこの契約に基づくすべての業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。

ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 丙は、前項の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対しこの契約書及び仕様書等を遵守させる義務を負わなければならない。

(個人情報取扱業務に係る管理責任者及び取扱担当者)

第 32 条 丙は、受託業務履行に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲にその旨を届け出なければならない。管理責任者を変更するときも同様とする。

2 管理責任者は、甲から交付された個人情報を厳正に取り扱い、業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

(個人情報の秘密保持)

第 33 条 丙は、この契約において取り扱う個人情報を、この契約の目的以外への使用、加工、再生、複写、複製等の危険性のある行為（以下「目的以外への使用等」という。）を一切してはならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 丙は、この契約において取り扱う個人情報を、甲の承諾なしに、第三者に提供してはならない。

(委託業務における措置)

第 33 条の 2 丙は、この契約において取り扱う個人情報について、管理状況、運用方法等に関する実施手順書等を作成し、甲からの請求があったときは速やかにこれを提出しなければならない。

2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理状況、運用方法等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、丙はこれに従わなければならない。

3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあっては、丙の事業所等への立入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。

4 丙は、丙が第 31 条の規定により第三者に業務の履行を再委託するときは、甲が当該第三者に対して前項の立入調査等をすることを、当該第三者に認めさせなければならない。

第 2 節 個人情報の授受、取扱い等

(個人情報の交付等)

第 34 条 甲は、この契約において取り扱う個人情報を、丙に対して交付するときは、その個人情報の内容及び数量並びにその他必要事項（以下「個人情報の内容等」という。）を記入した書面を添付しなければならない。

2 丙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の搬送)

第 35 条 丙は、交付された個人情報を搬送するときは、漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(業務執行時における個人情報の取扱い)

第 36 条 丙は、受託業務の執行に際しては、個人情報の事故等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(個人情報の保管)

第 37 条 丙は、交付された個人情報の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人情報の保管場所の施錠、入退管理等必要な措置を講じ、万全な注意を払わなければならない。

(個人情報の返還)

第 38 条 丙は、交付された個人情報の使用目的が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人情報の内容等が記入された書面を添え、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、甲は、返還された個人情報の内容等を確認の上、第 34 条第 2 項の規定により交付された受領書を丙に返還するものとする。

(個人情報の抹消)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、甲丙協議の上、丙は、個人情報を抹消することができる。

2 前項の場合において、丙は、個人情報が第三者の利用に供されることのないよう、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により保有する一切の個人情報を抹消しなければならない。

3 丙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、あらかじめそい作業内容を甲に報告しなければならない。

(事故等の発生時における報告の義務)

第 40 条 丙は、個人情報の漏えい等及び目的以外への使川等並びにその他個人情報の不適切な取扱い（以下「事故等」という。）が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故等の解決に努めなければならない。

(情報の開示及び損害賠償)

第 41 条 この契約の履行に関し、丙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、国分寺市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

- 2 前項の公表により、丙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。
- 3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、丙は、甲に対し民法第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。  
(告発)

第42条 甲は、丙の受託業務従事者又は従事していた者（以下「受託業務従事者等」という。）が国分寺市個人情報保護条例第40条又は第41条の違反行為をしたと認めるときは、受託業務従事者等を告発し、併せて、同条例第44条の規定に基づき、丙に関して告発する。

#### 第4章 雜則

##### （使用自動車の制限）

第43条 丙は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

- 2 丙は、甲が前項の確認をするために必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示又は提出しなければならない。

##### （疑義の決定等）

第44条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲丙協議の上定めるものとする。

（平成23年4月2日適用）





(様式第3号)

受付番号

## 「地域子ども教室事業」申込書

「地域子ども教室事業」へ下記の通り申し込みます。

団体の名称	トクティイヒエイリホウジンコクブンジシニフルサトラツクルカイ 特定非営利法人国分寺市にふるさとをつくる会		
所在地	〒185-0032 国分寺市日吉町1-9-13 電話 042-322-1964 FAX 042-326-2654 Eメール なし		
代表者氏名	前島 征武		
設立年月日	平成13年3月		
会員の状況	正会員数 21人 (うち国分寺市民:16人) 年会費: 1,500円 賛助会員数 550人 年会費: 300円 4団体 年会費: 10,000円		
ホームページ	なし		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成24年度収支予算書 <input type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名	(役職)	
	住所		
	電話	FAX	
	Eメール	なし	

(様式第4号)

## 「地域子ども教室事業」

### 事業企画書

平成24年4月20日

団体名 特定非営利活動法人 国分寺市にふるさとをつくる会

#### 1. 業務執行体制の状況

本法人は、理事長以下理事4名、監事1名で構成され、実施事業ごとに委員会を組織し、企画・運営について協議をした上で、各事業の実施にあたっています。本事業は本法人の事業の一つである「森のふしぎ塾」として、代表である飯島太平治ほか9名の指導者の参加の下に行います。

#### 2. 事業への意欲・熱意

##### 応募の理由・抱負などについて

本事業は、子どもたちに対して屋外での植物観察とともに、屋内の学習や自然材料を用いたアートの作成などを行い、自然、特に植物を主体にその不思議を体得させようとするものです。本事業は、既に10年間継続して実施しており、本市における自然観察事業として唯一のものであり、自然観察を通じて、地域の自然環境の保全や生物多様性の大切さについて知ることを目的としています。また、保護者などの参加を得て、世代間交流の推進も目指しています。

#### 3. 事業実施に関する理解力

講師として、元中学校理科教諭である小林徳夫氏を招聘し、子どもたちに分かりやすい植物観察を行うとともに、代表である飯島は、自然体験活動推進協議会認定のインストラクターとして、指導の一端を担っています。本事業には、指導者、保護者も参加し、それぞれの経験などに応じて植物への理解を深めることができます。また、指導者は、「森の教室指導者養成講座」に出席し、新しい知識と技能を習得するとともに、本法人が行っている他の事業との体験交流を通じて、能力の向上に努めています。

#### 4. 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

通常は学校では学ばない植物の構造や生態について、実物に即した観察を行うことにより、自然に対する理解を深めることができるよう、四季に合わせた学習内容を選択しているので、効果的に本事業の展開が出来ることが期待できます。

#### 5. 団体構成員の能力育成

本事業の指導者の大部分は、自然体験活動推進協議会認定のリーダーまたはインストラクターの資格を持っているので、野外における活動を、効果的に推進するとともに、安全管理にも十分注意して、事故の発生しないように配慮しています。また、指導者は、「森の教室指導者育成講座」に参加するとともに、本法人の他の事業の指導者との交流をすることにより、その能力の向上に努めています。

6. 費用の妥当性

(提案金額 : 250,000 円)

(単位 : 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費	115,200	12回×8人×1,200円(指導者)
報償費	84,000	12回×1人×7,000円(講師)
印刷製本費	15,690	3箱×1,030円(用紙) 12箱×1,050円(インクカートリッジ)
消耗品費	15,000	12回×25人×50円(教材費)
保険料	13,000	12回×25人×30円(行事保険料) 4,000円(個人情報漏洩賠償保険料)
間接経費	9,600	120通×80円=9,600円(通信費)
差額調整	-2,490	(本会負担)
合計	250,000	

## (7) 利用者への対応

- ① 壁のある日に全員に対してTELを入れて、会員の有無を確認する(登録、割り当て)が確認を行う。
- ② 壁の終了間際に、来月の日時 プログラム等々を再掲示して発表する。
- ③ 年間の壁の計画図を配布している。

## (8) 個人情報に対する処置

- ① 本事業実施にあたり、受託者が入手した個人情報の扱いについては、国分寺市個人情報保護条例、国分寺市情報システムの管理監査に関する条例、その他関係法令を謹字し適正に管理し、事業終了後は、団体にて破棄する。
- ② 賞賛責任保険(ありありニセウ同品換届保険)を全員にかけている。

## (9) 安全に対する処置

- ① 全員に対し行事保険を掛けている(社会福祉協議会保険)
- ② 安全指導員を担当、安全指導員は当方で行い、教員技術認定証を取得する様にしている。
- ③ 行事で実施予定前に、安全対策を実施、倒木、木の葉、ハサキ等の駆除を行なう。
- ④ 3年生(小学校)は親同伴であるので、危険な小道具(カッタナイフ等)に手を付かない。3歳に以下せず、親に協力してもらっている。
- ⑤ 危险行為に文句なしに注意して行なっている。
- ⑥ 朝子夜の車の時も親と見守り、車庫で実施している。
- ⑦ 救急病院は事前に確認しておき、急救箱の備え用具をおく。
- ⑧ 先生を初め全員にホランティア保険に加入させていた。

## 平成24年度 森の教室「ふしぎ塾」予定表

時間 09:30~12:00

実施予定日	テーマ	おもな内容	講師・インストラクター
7月21日(土)	葉の形いろいろ	採集と標本作り (ラミネート)	飯島太平治インストラクター
8月18日(土)	すいか割り大会	すいか割り	飯島太平治インストラクター
8月25日(土)	どんな虫がいるのかな 虫を見つけよう	虫たちを見つけよう	飯島太平治インストラクター
9月15日(土)	秋の花をX山で見つけよう	秋の花の種類 分類の仕方	小林徳夫講師
10月20日(土)	落ち葉で遊ぼう	標本作り (ラミネート)	飯島太平治インストラクター
11月17日(土)	クラフト(笛)	植物を材料にクラフト	飯島太平治インストラクター
12月15日(土)	プレゼント作り	自然の材料で プレゼント作り	飯島太平治インストラクター
12月22日(土)	冬の芽などの調査	冬の芽を調べよう	飯島太平治インストラクター
1月21日(土)	土の中を見てみよう	春出る新芽は どうしているのかな	小林徳夫講師
2月16日(土)	春の準備	霜柱や氷の研究	小林徳夫講師
3月16日(土)	早春の花をX山でさがそう	早く咲く花はどんな花	小林徳夫講師
3月23日(土)	木々の花	早く咲く花はどんな花	飯島太平治インストラクター

# 平成20年度事業報告書

平成20年6月1日から平成21年5月31日まで

特定非営利活動法人国分寺市にあるさとをつくる会  
理事長 前島 征武

## 1. 事業実施の方針

平成21年度は、国分寺市西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）15,000m<sup>2</sup>を中心に、恋ヶ窪村用水跡付近緑地10,000m<sup>2</sup>の森と共に、両緑地の生物多様性保存をめざし、森の塾を主体に維持・管理・歴史の伝承・狐狸道づくり・地域の安全活動・環境整備等に関する事業を行い、市民に豊かな環境を提供し、心豊かなまちづくりの推進に、その推進役の指導者養成講座とボランティア指導員研究と育成も行いながら、次世代に残すふるさとづくりのための事業を実施します。

## 2. 事業実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込み額(千円)
エックス山を中心とした民話の伝承事業	エックス山を中心とした民話を含めた環境教育と、民話伝承のウォーキングを実施	平成21年6月から の『森の塾』や、同年10月ウォーキング、及び平成22年4月ウォーキングを実施	塾はエックス山、ウォーキングはJR府中本町駅前等出発点	15人／回	都内区域 全城 200人	12
緑の回廊・狐狸道づくりの事業	エックス山と結ぶ緑の回廊・狐狸道づくりを含め、子供たちへ環境教育で実施	平成21年6月から第4日曜日森の塾で実施、3回／年継続実施中	府中市武蔵台三丁目付近	10人／回	多摩区域 全城 2万人	65
エックス山を中心としたウォーキング事業	エックス山を中心とし、民話・自然観察・環境と三要点のウォーキング	平成22年4月 3部門に分けウォーキングで実施	ウォーキングはJR武蔵小金井駅前出発点	15人／回	多摩区域 全城 150人	53
野菜特産地周辺散策(グリーンズ・ツアー・ウォーキング)を中心とした特産物の普及事業	エックス山を中心とした周辺の野菜特産地周辺散策ウォーキングを通じ、特産物の普及を支援する	平成21年12月 平成22年4月に実施	エックス山周辺農家で実施	15人／回	多摩区域 全城 300人	13
エックス山を中心に林の保全維持管理の事業	エックス山と恋ヶ窪村用水付近の森の生物多様性保存を主眼として、維持管理を行う	エックス山は、毎月第3・4日曜日に実施、恋ヶ窪村用水の森では毎月第1日曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地で実施	10人／回	多摩区域 全城 1万人	64
エックス山周辺の環境整備事業	エックス山を中心とした防犯活動と、隣接する日吉町町内会とも提携し、環境整備を実施する	合同協議は毎月第4土曜日午後2時から協働、他2回／週実施	エックス山を中心とした周辺一帯	10人／回	多摩区域 全城 2万人	14
自然環境保全に関する教育事業	エックス山で『森の塾』や、子供たちと森の環境教育を国分寺市教育委員会と協働し実施する	毎月第3土曜日に自然観察会、毎月第2水曜日X山で指導者養成講座、毎月第4日曜日、X山で森の塾を継続実施中	エックス山を中心に実施	15人／回	多摩区域 全城 2000人	3,601

エックス山周辺地域の安全活動事業	エックス山と隣接する国分寺市日吉町にある日吉町内会とは、防犯を主体とした『パトロール隊』に有志が参加し安全活動を実施。	合同事業は毎月第4土曜日、午後2時30分から合同パトロールほか、毎週水・土曜日に周辺とX山の安全パトロール	エックス山を中心に周辺一帯	6人/回×2回/週	エックス山周辺 2万人	32
自然林保全に関する調査研究事業	平成13年度から実施した植物調査は、継続的に調査研究。	毎月第3土曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地及び野川源流一帯	8人/回	周辺1万人	28
機関紙、研究報告書、自然環境保護に関する啓発書の発行	機関紙は、毎月一度の『ふるさと会報』発行し、『こころのふるさとエックス山』と題した啓発書の調査研究の継続	会報は毎月1日に発行。	会報は全会員と関係する行政及びマスコミ等配布。	30人/回	周辺 2万人	69
以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または派遣・援助する事業	防犯と街づくり・環境整備を同一目的として『日吉町内会』、近辺の視察を兼ねて関係者の親睦を含め『多摩に歩く会』、自然環境保全を同一目的とする『ふるさとの森自然観察会』森の保全維持活動を同一とする『里山づくり仲間の会』の4団体に支援する	日吉町内会とは毎月第4土曜日午後1時から集会。 多摩に歩く会は年に4回実施予定。 ふるさとの森自然観察会は毎月第3土曜日午前9時から合同で実施。 里山づくり仲間の会とは毎月第1日曜日午前9時から実施。	集会は恋ヶ窪公民館。 多摩に歩く会は近辺の野山等で実施。 観察会はエックス山で実施。 里山づくり仲間の会はエックス山と恋ヶ窪村用水跡付近の森で実施。	日吉町町内会 15人/回 多摩に歩く会 15人/回 ふるさとの森自然観察会 10人/回 里山づくり仲間の会 10人/回	周辺 3万人	92
合計					4,043	

# 平成21年度事業報告書

平成21年6月1日から平成22年5月31日まで

特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会

理事長

前島 征

## 1. 事業実施の方針

平成21年度は、国分寺市西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）15,000m<sup>2</sup>を中心に、恋ヶ窪村用水跡付近緑地10,000m<sup>2</sup>の森と共に、両緑地の生物多様性保存をめざし、森の塾を主体に維持・管理・歴史の伝承・狐狸道づくり・地域の安全活動・環境整備等に関する事業を行い、市民に豊かな環境を提供し、心豊かなまちづくりの推進に、その推進役の指導者養成講座とボランティア指導員研究と育成も行いながら、次世代に残すふるさとづくりのための事業を実施します。

## 2. 事業実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込み額(千円)
エックス山を中心とした民話の伝承事業	エックス山を中心とした民話を含めた環境教育と、民話伝承のウォーキングを実施	平成21年6月から の『森の塾』や、同年10月ウォーキング、及び平成22年4月ウォーキングを実施	塾はエックス山、ウォーキングはJR府中本町駅前等出発点	28人/回	都内区域 全域 200人	14
緑の回廊・狐狸道づくりの事業	エックス山と結ぶ緑の回廊・狐狸道づくりを含め、子供たちへ環境教育で実施	平成21年6月から第4日曜日森の塾で実施、3回/年継続実施中	府中市武蔵台三丁目付近	8人/回	多摩区域 全域 2万人	31
エックス山を中心としたウォーキング事業	エックス山を中心とし、民話・自然観察・環境と三要点のウォーキング	平成22年4月 3部門に分けウォーキングで実施	ウォーキングはJR武蔵小金井駅前出発点	17人/回	多摩区域 全域 150人	42
野菜特産地周辺散策（グリーンズ・ツアー・ウォーキング）を中心とした特産物の普及事業	エックス山を中心とした周辺の野菜特産地周辺散策ウォーキングを通じ、特産物の普及を支援する	平成21年12月 平成22年4月に実施	エックス山周辺農家で実施	17人/回	多摩区域 全域 300人	11
エックス山を中心とした林の保全維持管理の事業	エックス山と恋ヶ窪村用水付近の森の生物多様性保存を主眼として、維持管理を行う	エックス山は、毎月第3・4日曜日に実施、恋ヶ窪村用水の森では毎月第1日曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地で実施	7人/回	多摩区域 全域 1万人	24
エックス山周辺の環境整備事業	エックス山を中心とした防犯活動と、隣接する日吉町町内会とも提携し、環境整備を実施する	合同協議は毎月第4土曜日午後2時から協働、他2回/週実施	エックス山を中心とした周辺一帯	7人/回	多摩区域 全域 2万人	14
自然環境保全に関する教育事業	エックス山で『森の塾』や、子供たちと森の環境教育を国分寺市教育委員会と協働し実施する	毎月第3土曜日に自然観察会、毎月第2水曜日X山で指導者養成講座、毎月第4日曜日、X山で森の塾を継続実施中	エックス山を中心とした実施	14人/回	多摩区域 全域 2000人	1,745

エックス山周辺地域の安全活動事業	エックス山と隣接する国分寺市日吉町にある日吉町町内会とは、防犯を主体とした『パトロール隊』に有志が参加し安全活動を実施。	合同事業は毎月第4土曜日、午後2時30分から合同パトロールほか、毎週水・土曜日に周辺とX山の安全パトロール	エックス山を中心に周辺一帯	6人／回×2回／週	エックス山周辺 2万人		17
自然林保全に関する調査研究事業	平成13年度から実施した植物調査は、継続的に調査研究。	毎月第3土曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地及び野川源流一帯	18人／回	周辺1万人		258
機関紙、研究報告書、自然環境保護に関する啓発書の発行	機関紙は、毎月一度の『ふるさと会報』発行し、『こころのふるさとエックス山』と題した啓発書の調査研究の継続	会報は毎月1日に発行。	会報は全会員と関係する行政及びマスコミ等配布。	42人／回	周辺 2万人		173
以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または派遣・援助する事業	防犯と街づくり・環境整備を同一目的として『日吉町町内会』、近辺の視察を兼ねて関係者の親睦を含め『多摩に歩く会』、自然環境保全を同一目的とする『ふるさとの森自然観察会』森の保全維持活動を同一とする『里山づくり仲間の会』の4団体に支援する	日吉町町内会とは毎月第4土曜日午後1時から集会。 多摩に歩く会は年に4回実施予定。 ふるさとの森自然観察会は毎月第3土曜日午前9時から合同で実施。 里山づくり仲間の会とは毎月第1日曜日午前9時から実施。	集会は恋ヶ窪公民館。 多摩に歩く会は近辺の野山等で実施。 観察会はエックス山で実施。 里山づくり仲間の会はエックス山と恋ヶ窪村用水跡付近の森で実施。	日吉町町内会 15人／回 多摩に歩く会 15人／回 ふるさとの森自然観察会 10人／回 里山づくり仲間の会 10人／回	周辺 3万人		29
合計							2,358

# 平成22年度事業報告書

平成22年6月1日から平成23年5月31日まで

特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる  
理事長 前島 征

## 1. 事業実施の方針

平成22年度は、国分寺市西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）15,000m<sup>2</sup>を中心とし、恋ヶ窪村用水跡付近緑地10,000m<sup>2</sup>の森と共に、両緑地の生物多様性保存をめざし、『子どもたちの森の自然塾』を主体に維持・管理・歴史の伝承・狐狸道づくり・地域の安全活動・環境整備等に関する事業を行い、市民に豊かな環境を提供し、心豊かなまちづくりの推進に、その推進役の指導者養成講座とボランティア指導員の育成も行いながら、次世代に残すふるさとづくりのための事業を実施します。

## 2. 事業実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込み額(千円)
エックス山を中心とした民話の伝承事業	エックス山を中心とした民話を含めた環境教育と、民話伝承のウォーキング	平成22年6月から『森の塾』や、同年12月ウォーキー、及び平成23年4月ウォーキングを実施	塾はエックス山、ウォーキーはJR府中本町駅前等出発点	25人／回	都内区域 全域 200人	21
緑の回廊・狐狸道づくりの事業	エックス山と結ぶ緑の回廊・狐狸道づくりと、含めて子供たちへの環境教育の実施	平成22年6月から第4日曜日森の塾で実施、2回／年継続実施中	府中市武蔵台三丁目付近	6人／回	多摩区域 全域 2万人	10
エックス山を中心としたウォーキング事業	エックス山を中心とし、民話・植物観察・環境と三要点のウォーキング	平成23年4月3部門に分けウォーキングで実施	ウォーキーはJR武蔵小金井駅前出発点	15人／回	多摩区域 全域 100人	26
野菜特産地周辺散策（グリーンズ・ツアー・ウォーキング）を中心とした特産物の普及事業	エックス山を中心とした周辺の野菜特産地周辺散策ウォーキングを通じ、特産物の普及を支援する	平成22年12月 平成23年4月に実施	エックス山周辺農家で実施	8人／回	多摩区域 全域 300人	8
エックス山を中心とした林の保全維持管理の事業	エックス山と恋ヶ窪村用水付近の森の生物多様性保全を主眼として、維持管理を行う	エックス山は、毎月第3・4日曜日に実施、恋ヶ窪村用水の森では毎月第1日曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地で実施	6人／回	多摩区域 全域 1万人	28
エックス山周辺の環境整備事業	エックス山を中心とした防犯活動と、隣接する日吉町町内会とも提携し、環境整備を実施する	合同協議は毎月第2土曜日午後2時から協働、他2回／週継続実施	エックス山を中心に周辺一帯	8人／回	多摩区域 全域 2万人	12
自然環境保全に関する教育事業	エックス山で『森の塾』や、子供たちと森の環境教育を国分寺市教育委員会と協働し実施する	毎月第3土曜日に自然観察会、毎月第2水曜日X山で指導者養成講座、毎月第4日曜日、X山で森の塾を継続実施中	エックス山を中心に実施	15人／回	多摩区域 全域 1800人	2,296

エックス山周辺地域の安全活動事業	エックス山と隣接する国分寺市日吉町にある日吉町内会とは、防犯を主体とした『もしもしパトロール隊』に有志が参加し安全活動を実施する	合同事業は毎月第4土曜日、午後2時30分から合同パトロールほか、毎週水・土曜日に周辺とX山の安全パトロール	エックス山を中心に周辺一帯	6人／回×2回／週	エックス山周辺3万人		
自然林保全に関する調査研究事業	平成13年度から実施した植物調査は、継続的に調査研究	毎月第3土曜日に実施	エックス山と恋ヶ窪村用水跡緑地及び野川源流一帯	16人／回	周辺1万人	11	
機関紙、研究報告書、自然環境保護に関する啓発書の発行	機関紙は、毎月一度の『ふるさと会報』発行。『こころのふるさとエックス山』と題した啓発書の調査研究の継続	会報は毎月月始に発行。	会報は会員と関係する行政及びマスコミ等配布。	56人／回	周辺2万人	380	
以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または派遣・援助する事業	防犯と街づくり・環境整備を同一目的として『日吉町内会』、近辺の視察を兼ねて関係者の親睦を含め『多摩に歩く会』、自然環境保全を同一目的とする『ふるさとの森自然観察会』森の保全維持活動を同一とする『里山づくり仲間の会』の4団体に支援する	日吉町内会とは毎月第4土曜日午後1時から集会。 多摩に歩く会は年に4回実施予定。 ふるさとの森自然観察会は毎月第3土曜日午前9時から合同で実施。 里山づくり仲間の会とは毎月第1日曜日午前9時から実施。	集会は恋ヶ窪公民館。 多摩に歩く会は近辺の野山等で実施。 観察会はエックス山で実施。 里山づくり仲間の会はエックス山と恋ヶ窪村用水跡付近の森で実施。	日吉町内会 16人／回  多摩に歩く会 18人／回  ふるさとの森自然観察会 10人／回  里山づくり仲間の会 8人／回	周辺3万人	111	
合計						16	2,918

# 特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市日吉町一丁目9番地13に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、国分寺市西恋ヶ窪緑地（通称エックス山、以下エックス山という）を中心とした林の保存維持・管理・歴史の伝承・狐狸道づくり・地域の安全活動・環境整備等に関する事業を行い、市民に豊かな環境を提供し、心豊かなまちづくりの推進と、次世代に残せるふるさとづくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 地域の安全活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) エックス山を中心とした民話の伝承事業
- (2) 緑の回廊・狐狸道づくりの事業
- (3) エックス山を中心としたウォーク事業
- (4) 野菜特産地周囲散策（グリーンズ・ツアーウォーク）を中心とした特産物の普及事業
- (5) エックス山を中心に林の保全維持管理の事業
- (6) エックス山周辺の環境整備事業
- (7) 自然環境保全に関する教育事業
- (8) エックス山周辺地域の安全活動事業
- (9) 里山保全に関する調査研究事業
- (10) 自然環境保護に関する普及啓発事業
- (11) 機関紙、研究報告書、自然環境保護に関する啓発書の発行

(12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は派遣、援助する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人らその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合、議決の前に当効会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上7人以内

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とすることができる。

(専任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当効役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員に任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現在者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当効役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正社員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合弁
- (3) 事業計画及び收支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び收支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 あらかじめ通知しない事項については、出席者の過半数の賛成をもって議題にすることができる。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正社員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正社員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 賛助会員は、総会を傍聴することができる。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正社員総会数及び出席者数（表面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、年事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、賃借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに有する残余財産は、東京都国分寺市に譲渡するのもとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 前島征武

副理事長 別府健宏

副理事長 河野武夫

監事 金澤誠一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 個人 12,000円 団体 100,000円  
賛助会員個人 0円 団体 30,000円

(2) 年会費 正会員 個人 300円 团体 10,000円  
賛助会員個人 300円 团体 5,000円

役員会など、団体の意思決定機関の名簿

書式第5号（法第10条関係）

平成24年3月14日現在

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会

氏名	住所又は居所
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	

なお、賛助会員数551名、合計572名

## 24年度事業計画書・收支予算書

特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会  
 会計委員会委員長 武川光男  
 理事長 前島征武

### 収入見込

平成22年度繰越金		1,300,000円
預り金(前納会費、会員80人)		130,000円
年会費 500人×300円／人		150,000円
森の自然塾会費 500人×250円／人		50,000円
郵送会費 20人×1,500円／人		30,000円
法人協力団体会費 4団体×10,000円／団体		40,000円
特定非営利活動法人基金 4人×12,000円／人		48,000円
寄付金		100,000円
ウォーク事業ほか雑収入		50,000円
小計		1,898,000円

事業収入見込	一式	1,950,000円
小計		1,950,000円
計		3,848,000円

### 支出(事業別、案)

1. 運営費		
(1) 運営委員会	一式	20,000円
(2) 親睦委員会	一式	30,000円
(3) 広報委員会	一式	100,000円
(4) 会計委員会	一式	150,000円
(5) 野川源流自然再生準備会	一式	50,000円(野川源流自然回復事業)
(6) ふるさとの森自然観察会	一式	20,000円(自然観察会事業)
(7) 子どもの環境教室事業	一式	250,000円(子どものための環境教室事業)
小計		620,000円
2. 事業費及び事業計画		
(1) 市民協働事業		
地域子どもづくり事業		250,000円(森のふしき塾事業)
(2) 森の自然塾事業		1,200,000円(森の自然塾3塾事業)
(3) 子どもの環境教室事業		250,000円(子どものための環境教室事業)
(4) 関連事業		
グリーンズ・ツアーウォーク、年2回実施等		50,000円(X山をめざすウォーク事業)
(5) 野川源流希少種・貴重種調査観察事業		200,000円(野川源流自然観察事業)
小計		1,950,000円
3. 繰越金(案)		
引当金		1,128,000円
事業立替準備金(引当金)		150,000円
小計		1,278,000円
計		3,848,000円

事業計画及び收支予算書について承認する。

平成24年2月12日

監事 金澤誠一

## 23年度事業計画書・収支予算書

(平成22年9月11日理事会予算案承認、平成23年4月9日修正予算案理事会承認)

特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会

会計委員会委員長 武川光男

理事長

前島征武



### 収入見込

平成22年度繰越金	1,542,138円
預り金(前納会費、会員88人)	155,700円
年会費 500人×300円／人	150,000円
森の自然塾会費 200人×250円／人	50,000円
郵送会費 20人×1,500円／人	30,000円
法人協力団体会費 4団体×10,000円／団体	40,000円
特定非営利活動法人基金 4人×12,000円／人	48,000円
寄付金	92,000円
ウォーク事業ほか雑収入	42,162円
小計	2,150,000円

事業収入見込	一式	2,580,000円
小計		2,580,000円
計		4,730,000円

### 支出

#### 1. 運営費

(1) 運営委員会	一式	20,000円
(2) 親睦委員会	一式	30,000円
(3) 広報委員会	一式	100,000円
(4) 会計委員会	一式	160,000円
(5) 野川源流自然再生準備会	一式	70,000円(野川源流自然回復事業)
(6) ふるさとの森自然観察会	一式	20,000円(自然観察会事業)
(7) 子どもの環境教室事業	一式	100,000円(子どものための環境教室事業)
小計		500,000円

#### 2. 事業費及び事業計画

##### (1) 市民協働事業

地域子どもづくり事業 300,000円(森のふしき塾事業)

##### (2) 森の自然塾事業

1,500,000円(森の自然塾3塾事業)

##### (3) 子どもの環境教室事業

500,000円(子どものための環境教室事業)

##### (4) 関連事業

グリーンズ・ツアーウォーク、年2回実施等 80,000円(X山をめざすウォーク事業)

##### (5) 野川源流希少種・貴重種調査観察事業

200,000円(野川源流自然観察事業)

小計

2,580,000円

#### 3. 繰越金

##### 引当金

1,500,000円

##### 事業立替準備金(引当金)

150,000円

小計

1,650,000円

計

4,730,000円

事業計画及び収支予算書について承認する。

平成23年5月30日

監事 金澤誠一



平成22年度特定非営利活動に係る  
事業会計収支計算書

平成22年6月1日から平成23年5月31日まで

特定非営利活動法人国分寺市にあるさとをつくる会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 収入の部			
1 入会金・会費収入			
入会金収入	60,000		
会費収入	245,900		
2 事業収入		305,900	
事業収入	25,500		
3 補助金等収入		25,500	
地方公共団体助成金			
収入	1,584,443		
民間助成金収入	1,229,020		
4 寄付金収入		2,813,463	
寄付金	322,959		
5 雑収入		322,959	
受取利息	786		
雑収入	0	786	
当期収入合計 (A)			3,468,608

II 支出の部			
1 事業費			
(1) 伝承事業	20,713		
(2) 狐狸道づくり事業	10,265		
(3) ウオーク事業	25,500		
(4) 特産物普及事業	8,374		
(5) 森の管理事業	27,811		
(6) 周辺環境整備事業	12,327		
(7) 教育事業	2,296,314		
(8) 周辺安全活動事業	11,370		
(9) 調査研究事業	379,443		
(10) 啓発書の発行	110,609		
(11) 支援事業	15,500		2,918,226
2 管理費			
(1) 役割報酬	0		
(2) 給料手当	0		
(3) 什器備品費	32,560		
(4) 光熱水費	0		
(5) 消耗品費	43,500		
(6) 通信運搬費	222,110		
(7) 印刷製本費	108,882		
(8) 租税公課	0		
(9) 交通費	15,000		
(10) 借入金利子	0		422,052
当期支出合計 (B)			3,340,278
当期收支差額 (A) - (B)			128,330
前期繰越收支差額 (C)			1,413,808
次期繰越收支差額 (A) - (B) + (C)			1,542,138

# 平成 25 年度実施公募型協働事業 募集要項等

## 目 次

1. 国分寺市まちづくりセンター協働事業	1
2. 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業	17
3. 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）	32

(※補足事項)

- ①募集要項、②審査基準、③仕様書、④協定書（案）を添付しております。

# 「国分寺市まちづくりセンター協働事業」募集要項

## 事業目的

この事業は、国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）第85条（まちづくり支援機関の設置）の規定に基づき、市民主体のまちづくり、市民と市の協働のまちづくりを推進するために国分寺市（以下「市」という。）が設置する「国分寺市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）」の運営にあたり、協働の相手先である市民活動団体（以下「団体」という。）の募集及び選定を行うものである。

なお、団体の選定後、市と団体は、国分寺市まちづくりセンター協働事業に関する協定書及び委託契約その他まちづくりセンターの運営に必要な事項（以下「協定書等」という。）を締結するものとする。

## 1. 事業名

国分寺市まちづくりセンター協働事業

## 2. 履行場所

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1 国分寺市役所第3庁舎1階

## 3. 事業内容

- (1) まちづくりセンターは市が設置し、その運営業務の一部を団体に委託（以下「委託事業」という。）する。
- (2) 委託事業の内容は別紙「委託事業一覧」のとおりとし、その実施方法等の詳細については、市と団体が協議のうえ定める。
- (3) まちづくりセンターの設置場所は、「2. 履行場所」と同じ。
- (4) まちづくりセンターの開館日時は、次のとおりとする。

### ①開館日、開館時間

- ・月曜日～金曜日 午前10時から午後5時まで（正午から午後1時は休憩時間とする。）
- ・上記日時以外にまちづくりセンターがその業務を行うにあたっては、事前に市の承諾を得るものとする。

### ②休館日

- ・国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条（国分寺市の休日）第1項に規定する国分寺市の休日に該当する日。
- ・その他市が特に必要と認めた日を休館日とする。

## 4. 期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

## 5. 委託金額

委託事業の予算限度額は8,908,300円（消費税含む）（平成25年度から2年分総額）

応募の際は、この上限額以内で年度毎に収支計算書に提案額を設定すること。  
※ 内訳その他の参考金額は仕様書を参照すること。

## 6. 応募資格

- 応募資格は以下の「1. または2.」及び「3.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。
1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
  2. 国分寺市内に拠点または連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
    - (1) 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
    - (2) 1年以上継続した活動を行っていること。
    - (3) 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
    - (4) 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。
  3. 次のいずれかに該当する知識・経験を有する構成員が2名以上いること。
    - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学（大正7年勅令第338号）による大学において、都市計画、建築、土木又は環境に関する課程を修め、かつ、それらに関し5年以上の実務経験を有する者
    - (2) 都市計画又は建築について10年以上の実務経験を有する者
    - (3) 技術士（建設部門）、一級建築士、二級建築士、弁護士、税理士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者、マンション管理士、土地区画整理士又は再開発プランナーの資格を有する者

- A : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- B : 第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C : 法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D : 宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E : 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
- F : 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 7. 応募手続

### （1）応募用紙配布

平成25年1月4日(金曜日)から1月23日(水曜日)まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで、都市計画課で配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能です。国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

### （2）質疑及び回答

質疑 平成25年1月4日（金曜日）から1月11日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで  
質疑の要旨を質問書（様式第1号）に記載し、都市計画課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書（様式第2号）にて、質疑者に回答するとともに、必要な事

項は市のホームページで告知する。

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成 25 年 1 月 16 日(水曜日)から 1 月 23 日(水曜日)まで  
※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、都市計画課  
(電話 042-325-0111 内線 454) に事前に連絡のうえ、8 に  
規定する提出書類を持参すること。

8. 提出書類

- (1) 申込書(様式第 3 号)
- (2) 事業企画書(様式第 4 号)
- (3) 要項第 6 「3.」に規定する資格等を有することが確認できる書類
- (4) 過去の活動実績報告書
- (5) 団体の運営状況に関する書類
  - ア 会則、規約
  - イ 平成 24 年度収支予算書
  - ウ 平成 23 年度収支決算書
- (6) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)の写し  
※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。  
また、(1)~(5)の書類は審査結果とともに公表します。

9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い選定する。

(1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

- ア 資格要件を欠くもの
- イ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

書類審査を通過した提案については、平成 25 年 2 月 18 日(月曜日)予定の国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、最も適当であると認められる団体を選定する。

なお、書類審査を通過したすべての団体は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

- ア 業務執行体制の状況
- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業実施に関する理解力・専門性
- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 個人情報の保護措置
- ク 安全性への配慮
- ケ 実行力

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての団体に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るために選定された団体名について公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が1団体であっても、上記の審査手続を行うものとする。

10. 選定結果後の手続き

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については25年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

13. 問い合わせ先

国分寺市都市建設部都市計画課

〒185-8501

国分寺市戸倉一丁目6番地1 第2庁舎2階

TEL 042-325-0111 (内線) 454

FAX 042-324-0160

E-mail: toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

## 委託事業一覧

### 1. まちづくりセンター運営業務の調整

(1) 定期協議に関すること（運営における計画・実施・評価等に関する調整）

委託者と受託者において、月1回程度運営における、計画・実施・評価等に関する調整のための打合せを行う。

(2) まちづくりセンターの運営における評価

委託者と受託者において、運営業務に関する評価を行う。

(3) まちづくりセンターの運営における内部調整

まちづくりセンターの運営について、受託者内部で月1回程度運営業務に関する調整を行う。

### 2. まちづくりセンター窓口・管理業務

(1) 施設の適切な使用に関すること

(2) 施設の運営に関すること

施設内は「事務スペース」と「集いの場・談話及び情報閲覧スペース」に分け、誰でも気軽にに入る施設運営を行う。

(3) 貸与備品の保守（インク交換、用紙補充等）、管理・軽微な修繕に関するこ

(4) 運営スタッフに関するこ

ア 管理運営責任者1名を配置すること。

イ 常時1名以上のスタッフを配置すること。

ウ スタッフの配置体制は、まちづくりセンターの運営業務に支障がなく、スタッフの休暇等の取得が困難とならないように定めること。

エ スタッフに対して、まちづくりセンターの運営業務を十分に遂行できる能力を確保するよう努めること。

(5) まちづくりセンターの利用統計及び報告に関するこ

まちづくりセンターの利用統計を毎月、年度毎に作成し、委託者に報告を行う。

(6) その他窓口業務に関するこ

各所管課で取り扱っている事務の一部を取り扱う。事務の内容については、委託者と受託者の協議において、決定するものとする。

### 3. まちづくりに関する総合的な情報収集・提供業務

(1) まちづくりに関する総合的な情報収集・提供に関する業務

ア 都市計画情報・まちづくり全般に係る情報の収集・提供

イ 市民等からのまちづくり等に関する情報収集・提供

ウ 「(仮称) まちセン井戸端会議」の開催

施設内において、開催日時等を決めて、気軽に会話ができる空間を創出。

会話の中から市民ニーズを捉える。

エ まちづくり総合ライブラリー（まちづくり関係図書）の閲覧・貸出  
オ 情報紙発行による分かりやすく・楽しめるまちづくり情報提供  
カ 誰もが使いやすいホームページの作成・管理（定期的な更新、必要に応じて適時更新）

（2）都市計画・まちづくり全般に関する普及・啓発

市民を対象とした都市計画・まちづくり全般に関する普及・啓発活動について企画・運営を行う。（出張講座・まち歩き・学習会等）

#### 4. まちづくり活動等に対する支援・調整業務

（1）専門相談員、市担当部署への相談仲介業務

相談受付後、まちづくりセンターより適切な相談対応者を選定し、相談者に紹介を行う。また、相談内容、対応経過等については定めた様式にまとめ、原則として定期協議の際に、受託者に報告を行う。

（2）まちづくり人＆人ネットワーク事業

まちづくりに関する多様な専門家・ボランティア等の人材を登録して市民に提供を行う。

（3）市が実施するまちづくりに関する支援制度の紹介

市が実施している「まちづくりコンサルタント派遣制度」等の各種制度の案内を行う。

（4）まちづくり市民活動団体支援事業

まちづくりに関する市民活動団体に対して、施設・設備の提供、相談等の支援を行う。

#### 5. まちづくりに関する市民目線の調査研究業務

（1）市内各地域の現状、諸課題の研究

受託者において、市内各地域の諸課題等の調査研究を行い、まとめたものを委託者に報告する。

（2）市のまちづくりに関する諸制度についての諸課題の研究

市が実施しているまちづくりに関する諸制度について、委託者があらかじめ指定した事項における研究・調査を行い、とりまとめたものを委託者に助言も含めた報告をする。

## 国分寺市まちづくりセンター協働事業 審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「国分寺市まちづくりセンター協働事業」の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点がもっとも高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
			A	B	C	D
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に意欲や意欲を感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力・専門性	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報の保護措置	個人情報の保護のため必要な取り組みが図られているか。	A	B	C	D
8	安全性への配慮	施設や利用者への安全性の検討が図られているか。	A	B	C	D
9	実行力	市が求める事業の実行が可能か。	A	B	C	D

(判断基準)

A (4点) 評価できる

B (3点) どちらかといえば評価できる

C (2点) どちらかといえば評価できない

D (1点) あまり評価できない

# 国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託 仕様書

## 1. 件名

国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託

## 2. 履行場所

東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市役所第 3 庁舎 1 階

## 3. 履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

## 4. 国分寺市まちづくりセンターの設置目的及び概要

### (1) 設置目的

国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）第 85 条（まちづくり支援機関の設置）の規定に基づき、市民主体のまちづくり、市民と市の協働のまちづくりを推進するために設置をする。

### (2) 所在地

「2. 履行場所」に同じ

### (3) 概要

#### ①開館日、開館時間

- ・月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は休憩時間とする。）
- ・上記日時以外にまちづくりセンターがその業務を行うにあたっては、事前に市の承諾を得るものとする。

#### ②休館日

- ・国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第 2 号）第 1 条（国分寺市の休日）第 1 項に規定する国分寺市の休日に該当する日。
- ・その他市が特に必要と認めた日を休館日とする。

#### ③設備

次の設備を市より貸与する。

- ・コーナー型平机 1 台
- ・ストレート型平机 1 台
- ・袖机 2 台
- ・オフィース用椅子 3 脚
- ・多機能テーブル 2 台
- ・ミーティング用椅子 6 脚
- ・カタログスタンド 2 台
- ・卓上パンフレットスタンド 3 台
- ・予定表ボード 1 台
- ・ホワイトボード 1 台
- ・収納庫 2 台
- ・壁面収納家具 1 台
- ・保管庫 5 台
- ・電話機 1 台
- ・ノートパソコン 1 台
- ・カラープリンター 1 台

※FAX、印刷機、コピー機については、市と共用

※インターネット接続済（プロバイダー契約料等は市が支払い）

## 5. 委託内容

受託者は、次のまちづくりセンターの運営業務を行う。（詳細は別表）

- (1) まちづくりセンター運営業務の調整
- (2) まちづくりセンター窓口・管理業務
- (3) まちづくりに関する総合的な情報収集・提供業務
- (4) まちづくり活動等に対する支援・調整業務
- (5) まちづくりに関する調査研究業務

## 6. 本事業に係る経費

### (1) 本事業に係る経費等

本事業を実施するために必要な経費は、受託者が応募の際に提示した経費額を基に、委託契約により定める金額を受託者に支払うものとする。

### (2) 対象経費

#### ①人件費（積算基準は別紙1を参照）

事業の企画・準備・実施・報告等に係る人件費等

#### ②保険料

傷害保険、損害賠償保険等

#### ③報償費（積算基準は別紙1を参照）

講師謝礼等

#### ④交通費

事業に関わるスタッフ等の交通費（電車・バス等）

#### ⑤消耗品費

事務用品費等

#### ⑥通信費

郵便代等

## 7. 委託金額の支払

- (1) 市は、本事業実施の対価として、受託者に対して委託契約により定める金額を支払うものとする。
- (2) 委託金額は概算払とし、受託者は委託契約書に規定された委託金額を年度の最初の月より請求することができる。
- (3) 受託者は年度の終了後に費用報告（請求書等の提出）を行い、委託金額に残額が生じた際には実績精算をする。
- (4) 前項において、委託金額の使途が不適当と認められるときは、市は受託者に対して委託金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## **8. 通信費、光熱費、使用料等の負担**

通信費、光熱費、庁舎使用料その他これに類するものについては、市が負担することとする。

## **9. 本業務に関する遵守事項**

受託者は本業務にあたり次の事項について遵守すること。

- (1) 庁舎を使用するにあたっては、事前に国分寺市庁舎管理規則第4条（許可を必要とする行為）、国分寺市公有財産規則第23条（使用許可の申請）に基づく所要の手続を行うこと。
- (2) 庁舎を使用するにあたっては、火気等の使用は禁止する。業務運営のためやむを得ない場合は、事前に市の承諾を得るものとする。
- (3) 退庁の際には、戸締まりをし、室内の異常の有無を確認すること。
- (4) 市が貸与する設備、業務に関する書類等及び受託者の所有物は、盗難、紛失に気を付け、適切に管理すること。
- (5) 防災、防犯には細心の注意をもって対応すること。事故等が生じた場合は、遅滞なく市及び警察、消防等の必要な関係機関へ連絡をすること。  
（市連絡先）都市計画課 担当職員
- (6) 車での通勤は認めない。運営業務のためやむを得ない場合は、事前に市の承諾を得るものとする。
- (7) 国分寺市個人情報保護条例、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例、国分寺市情報セキュリティ対策基準その他関係法令を遵守すること。
- (8) 市及び第三者に対して損害を与えた場合に備え、保険加入の措置を講ずること。

## **10. 本業務の評価**

事業報告書の提出や自己評価・相互評価の実施（翌年度4月～5月頃）、国分寺市協働事業審査会による評価会の実施（翌年度6月頃）等を行うこと。（各種書類の提出や評価会等の実施は委託契約の履行期限を越える場合がある。）また、事業実施の年度途中に中間評価等のため、事業報告書等の提出を求める場合がある。

## **11. その他**

本仕様書に定めのない事項については、業務委託契約約款（協働事業用）の定めるところによる。

なお、疑義等が生じた場合には、市と受託者が協議のうえ決定する。

## **12. 担当**

国分寺市 都市建設部 都市計画課 電話 042-325-0111 内線 454

## 積算基準

### 【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	850円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200円
D	意志決定、最高責任者	2,500円

### 【報償費】

※市講師謝礼基準（含消費税）

基準	区分	1時間単価
	大学教授、官公庁部長級、民間企業最高管理層、著名民間専門家、弁護士、医師、公認会計士	13,000円以内
一般基準	大学助教授、短期大学教授、高専教授、高校校長 官公庁課長級、民間企業上級管理層、民間専門家 不動産鑑定士、弁理士	11,500円以内
	大学講師、短期大学助教授、講師等、高専助教授 高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業課長級、税理士	10,000円以内
	大学助手、短期大学助手、高専講師・助手	9,000円以内
特別基準	・ 東京都及び区市町村等の職員は、一般基準の官公庁職員区分による金額の5割相当額とする。 ・ 一般基準による金額が不適当と認められるものについては、別途起案によるものとする。	

## 国分寺市まちづくりセンター協働事業に関する協定書（案）

国分寺市（以下「甲」という。）と●●●●（受託団体名）（以下「乙」という。）は、国分寺市まちづくりセンター協働事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）第85条（まちづくり支援機関の設置）の規定に基づき、甲が設置する国分寺市まちづくりセンターの運営を協働事業で行うに当たって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定める。なお、甲と乙はこの協定書にのっとり、委託契約を締結する。

### （事業目的の共有）

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって本事業に取り組むことにより、条例の仕組みに基づき市民等及びまちづくり協議会が行うまちづくり、市民と市の協働によるまちづくりの推進を総合的に支援することを目的とする。

### （協働の原則）

第3条 甲と乙は、協働の精神に基づいて、次の原則を遵守する。

- (1) 互いの立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作る。
- (2) 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 互いが上下の関係でなく、対等なパートナーの関係として役割を保つよう心がける。
- (4) どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つよう心がける。
- (5) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討する。
- (6) 個人情報の保護に配慮しながら、協働の過程や結果などの情報を公開し、協働について市民の理解を得るよう努める。

### （事業の概要）

第4条 甲と乙は、委託契約により本事業を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

(1) 事業名	国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託
(2) 事業内容	まちづくりセンターにおけるまちづくりに関する相談、情報提供業務、その他運営にあたって必要となる事業を実施。
(3) 事業期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(役割分担及び責任分担等)

第5条 甲と乙は、それぞれ別表に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それぞれの責任で事業を行うものとする。

2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議のうえ決定することとする。

3 本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとし、この場合において、甲と乙は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(経費分担)

第6条 甲は、本事業の実施に必要な経費として、予算の範囲内において、委託契約により定める金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、本事業の変更が生じたことにより、委託契約により定める金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(成果物の帰属)

第7条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、甲に帰属するものとする。ただし、乙は甲の承諾を得てその成果物を使用することができる。

(相互の連絡調整)

第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、定期協議を開催する。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、この事業の実施に当たって、個人情報等知りえた情報を第三者に漏えいしないよう、個人情報保護マニュアルの作成、研修の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告)

第10条 甲と乙は、事業終了後、協議して事業報告書を60日以内に作成するものとする。

(事業の評価)

第11条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、当該協働事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1  
国分寺市  
国分寺市長 星野信夫

乙 住所  
●●●● (団体名)  
代表者

別 表

国分寺市まちづくりセンター協働事業における役割及び責任分担表

事業項目	両者の役割	団体の役割	市の役割
1. まちづくりセンター運営業務の調整	●定期協議等による情報共有、企画、役割分担の調整	●まちづくりセンターの運営における内部調整	
2. まちづくりセンター窓口・管理業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の適切な使用</li> <li>●施設の運営</li> <li>●貸与備品の軽微な修繕</li> <li>●運営スタッフに関すること</li> <li>●利用統計、報告</li> <li>●その他窓口業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の維持管理及び安全に関すること</li> <li>●備品、設備の購入、貸与</li> <li>●備品、設備の維持管理に関する調整及び協力</li> <li>●光熱費等の負担</li> </ul>
3. まちづくりに関する総合的な情報収集・提供業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画・まちづくり全般に関する情報収集・提供等に関する業務</li> <li>●市民等からのまちづくり等に関する情報収集・提供</li> <li>●「(仮称) まちセン井戸端会議」開催</li> <li>●ライブラリーの閲覧・貸出</li> <li>●情報紙の作成</li> <li>●ホームページの作成・管理</li> <li>●都市計画・まちづくり全般に関する普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体が実施する普及啓発活動に対する施設提供・資料作成の協力・職員参加等</li> </ul>
4. まちづくり活動等に対する支援・調整業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門相談員、市担当部署への相談仲介業務</li> <li>●まちづくり人&amp;人ネットワーク事業</li> <li>●まちづくりに関する支援制度の紹介</li> <li>●まちづくり市民活動団体支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談内容により、必要に応じた市職員の協力要請</li> <li>●まちづくりに関する支援制度の情報提供</li> </ul>
5. まちづくりに関する市民目線の調査研究業務	●業務内容の情報共有・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内各地域の現状、諸課題の研究</li> <li>●市のまちづくりに関する諸制度についての諸課題の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体が実施する調査業務についての資料提供、関係職員の参考聽取等</li> </ul>
6. 事業評価に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営における評価の実施</li> <li>●自己評価及び相互評価</li> <li>●協働事業審査会（報告・評価）の参加</li> </ul>		

# 「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」募集要項

## 事業目的

本事業では、木造住宅の所有者からの耐震化に係る相談に対し、国分寺市木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）により図面等で簡易的に耐震診断を行うとともに、耐震化に係る適切な助言を行うために、耐震相談会を実施する。

また、耐震診断士を地域団体に派遣して、地域耐震講習会を実施する。

これらのことにより、木造住宅の耐震化の一層の促進を図ることを目的とする。

### 1. 事業名

木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業

### 2. 履行場所

国分寺市内

### 3. 事業内容

- (1) 耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発業務を団体に委託（以下「委託事業」という。）する。
- (2) 委託事業の内容は別紙「委託事業一覧」のとおりとし、その実施方法等の詳細については、市と団体が協議のうえ定める。なお、耐震相談会における相談員及び地域耐震講習会の講師は耐震診断士が担う。

### 4. 期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 5. 委託金額

委託事業の予算限度額は573,000円（消費税含む）とする。

応募の際は、この上限額以内で事業企画書（様式第4号）に提案金額を内訳も含めて設定すること。

※ 提案金額の設定にあたっては、本募集要項、仕様書及び別紙「積算基準」を参考すること。

### 6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または2.」及び「3.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に拠点または連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
  - (1) 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
  - (2) 1年以上継続した活動を行っていること。
  - (3) 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。

- (4) 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。
3. 次のいずれかに該当する知識・経験を有する構成員が2名以上いること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学（大正7年勅令第338号）による大学において、建築に関する課程を修め、かつ、それらに関し5年以上の実務経験を有する者
- (2) 建築について10年以上の実務経験を有する者
- (3) 技術士（建設部門）、一級建築士、二級建築士

- A: 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- B: 第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C: 法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D: 宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E: 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
- F: 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 7. 応募手続

### (1) 応募用紙配布

平成25年1月4日(金曜日)から1月23日(水曜日)まで  
※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで、都市計画課で配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能です。国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

### (2) 質疑及び回答

質疑 平成25年1月4日(金曜日)から1月11日(金曜日)まで  
※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで  
質疑の要旨を質問書(様式第1号)に記載し、都市計画課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書(様式第2号)にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項は市のホームページで告知する。

### (3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成25年1月16日(水曜日)から1月23日(水曜日)まで  
※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで  
提出方法 この事業に応募しようとする団体は、都市計画課  
(電話 042-325-0111 内線454)に事前に連絡のうえ、8に規定する提出書類を持参すること。

## 8. 提出書類

- (1) 申込書(様式第3号)  
(2) 事業企画書(様式第4号)  
(3) 要項第6「3.」に規定する資格等を有することが確認できる書類

- (4) 過去の活動実績報告書
- (5) 団体の運営状況に関する書類
  - ア 会則、規約
  - イ 平成 24 年度収支予算書
  - ウ 平成 23 年度収支決算書

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。  
また、(1)～(5)の書類は審査結果とともに公表します。

## 9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い選定する。

### (1) 書類審査

- 次に該当する応募は、無効又は失格とする。
- ア 資格要件を欠くもの
  - イ 提出書類に虚偽の記載があったもの
  - ウ その他選定に係る不正行為があつたもの

### (2) 内容審査

書類審査を通過した提案については、平成 25 年 2 月 18 日（月曜日）予定の国分寺市協働事業審査会（以下「審査会」という。）において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、選定の可否を決める。

なお、書類審査を通過した場合は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

- ア 業務執行体制の状況
- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業実施に関する理解力・専門性
- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 実行力

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定された団体名について公表する。

### (4) その他

この事業に応募する団体が 1 団体であつても、上記の審査手続を行うものとする。

## 10. 選定結果後の手続き

### (1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

### (2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については25年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

#### 11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

#### 12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

#### 13. 問い合わせ先

国分寺市都市建設部都市計画課

〒185-8501

国分寺市戸倉一丁目6番地1 第2庁舎2階

TEL 042-325-0111 (内線) 454

FAX 042-324-0160

E-mail: toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

## 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発事業一覧

実施事項	業務項目
計画業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震相談会・地域耐震講習会の実施計画書作成</li> </ul>
耐震相談会・地域耐震講習会の事前調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断士との連絡調整</li> <li>・診断士との打合せ</li> </ul>
耐震相談会・地域耐震講習会の開催業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会・講習会の資料（アンケート含む）作成</li> <li>・資料印刷</li> <li>・相談会・講習会の実施</li> </ul>
耐震相談会・地域耐震講習会の報告業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート集計、分析</li> <li>・相談会・講習会の実施報告書作成</li> </ul>
耐震診断士の登録更新のための講習会の開催業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会の資料印刷</li> <li>・講習会の実施</li> </ul>
市との打合せ業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画内容</li> <li>・広報</li> <li>・実施日程 等</li> </ul>
事業評価・事業報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価及び相互評価</li> <li>・協働事業審査会（報告・評価）の参加</li> <li>・事業報告書の作成</li> </ul>

## 積算基準

### 【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	850 円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200 円
D	意志決定、最高責任者	2,500 円

### 【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内 容
人 件 費	事業実施に係る人件費
報 償 費	講師等謝礼 ※市の謝礼基準を参照
印 刷 製 本 費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等
消 耗 品 費	文房具等
保 険 料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等
間 接 経 費 (諸経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) ×10% 以内

## 「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があつたもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点がもっとも高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
			A	B	C	D
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	実行力	市が求める事業の実行が可能か。	A	B	C	D

(判断基準)

A（4点）評価できる

B（3点）どちらかといえば評価できる

C（2点）どちらかといえば評価できない

D（1点）あまり評価できない

## 「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」業務委託仕様書

### 1. 件名

木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業 業務委託

### 2. 履行場所

国分寺市内

### 3. 履行期間

協定締結日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日まで

### 4. 委託目的

本事業では、木造住宅の所有者からの耐震化に係る相談に対し、国分寺市木造住宅耐震診断士（以下、「耐震診断士」という。）により図面等で簡易的に耐震診断を行うとともに、耐震化に係る適切な助言を行うため、耐震相談会を実施する。

また、耐震診断士を地域団体に派遣して、地域耐震講習会を実施するとともに、その実施状況を踏まえ、より効果的な地域耐震講習会へと改善を図る。

これらのことにより、木造住宅の耐震化の一層の促進を図ることを目的とする。

### 5. 委託内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする（詳細は別紙）。

（1）木造住宅の所有者に対する耐震相談会の実施に関するこ

（全 12 回：6 時間×6 回、3 時間×6 回）。

（2）地域耐震講習会の実施に関するこ（3 時間×4 回）。

（3）耐震診断士の登録更新のための講習会の開催に関するこ（企画・計画は市が担当）。

なお、耐震相談会の相談員及び地域耐震講習会の講師は耐震診断士が担う。

### 6. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

### 7. 委託金額の支払方法

（1）委託金額は概算払とし、受託者は委託契約書に規定された委託金額を年度の最初の月より請求することができる。この場合において、受託者は年度の終了後に費用報告（請求書等の提出）を行い、委託金額に残額が生じた際には実績精算をする。

(2) 前項において、委託金額の使途が不適当と認められるときは、市は受託者に対して委託金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

### 8. 業務に関する遵守事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、法令及び条例規則等に準拠し実施すること。
- (2) 受託者は、業務に関し直接または間接に知り得たことについて、いかなる理由があつても市の許可なしに他に漏らさないこと。
- (3) 国分寺市個人情報保護条例、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例、国分寺市情報セキュリティ対策基準その他関係法令を遵守すること。
- (4) 市及び第三者に対して損害を与えた場合に備え、保険加入の措置を講ずること。
- (5) 受託者は、耐震相談会及び地域耐震講習会の実施において、耐震診断等の受注に係る営業活動を行わないこと。

### 9. 本業務の評価

事業報告書の提出や自己評価・相互評価の実施（翌年度4月～5月頃）、国分寺市協働事業審査会による評価会の実施（翌年度6月頃）等を行うこと。（各種書類の提出や評価会等の実施は委託契約の履行期限を越える場合がある。）また、事業実施の年度途中に中間評価等のため、事業報告書等の提出を求める場合がある。

### 10. その他

本仕様書に定めのない事項については、業務委託契約約款（協働事業用）の定めるところによる。

なお、疑義等が生じた場合には、市と受託者が協議のうえ決定する。

### 11. 担当

国分寺市 都市建設部 都市計画課 電話 042-325-0111 (内線 454)

## 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業における業務内容

実施事項	業務項目
計画業務	・耐震相談会・地域耐震講習会の実施計画書の作成
耐震相談会・地域耐震講習会の事前調整	・診断士との連絡調整 ・診断士との打合せ
耐震相談会・地域耐震講習会の開催業務	・相談会・講習会の資料（アンケート含む）作成 ・資料印刷 ・相談会・講習会の実施
耐震相談会・地域耐震講習会の報告業務	・アンケート集計、分析 ・相談会・講習会の実施報告書作成
耐震診断士の登録更新のための講習会の開催業務	・講習会の資料印刷 ・講習会の実施
市との打合せ業務	・実施計画内容 ・広報 ・実施日程 等
事業評価・事業報告	・自己評価、相互評価 ・協働事業審査会（報告・評価）の参加 ・事業報告書の作成

## 「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」に関する協定書（案）

国分寺市（以下「甲」という。）と●●●●●（受託団体名）（以下「乙」という。）は、「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」にあたって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定める。なお、甲と乙はこの協定書にのっとり、委託契約を締結する。

### （事業目的の共有）

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって本事業に取り組むことにより、木造住宅耐震化の一層の促進を図り、もって市民に最大限の成果を還元することを目的とする。

### （協働の原則）

第3条 甲と乙は、協働の精神に基づいて、次の原則を遵守する。

- (1) 互いの立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作る。
- (2) 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 互いが上下の関係でなく、対等なパートナーの関係として役割を保つように心がける。
- (4) どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つよう心がける。
- (5) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討する。
- (6) 個人情報の保護に配慮しながら、協働の過程や結果などの情報を公開し、協働について市民の理解を得るよう努める。

### （事業の概要）

第4条 甲と乙は、委託契約により本事業を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業 業務委託
- (2) 事業内容 木造住宅の所有者に対する耐震相談会（12回）、地域団体に対する地域耐震講習会（4回）並びに耐震診断士登録更新講習会の実施。
- (3) 事業期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### （役割分担及び責任分担等）

第5条 甲と乙は、それぞれ別表に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それ

ぞれの責任で事業を行うものとする。

- 2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議のうえ決定することとする。
- 3 本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとし、この場合において、甲と乙は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(経費分担)

- 第6条 甲は、本事業の実施に必要な経費として、予算の範囲内において、委託契約により定める金額を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、本事業の変更が生じたことにより、委託契約により定める金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(成果物の帰属)

- 第7条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果は、甲に帰属するものとする。ただし、乙は甲の承諾を得てその成果物を使用することができる。

(相互の連絡調整)

- 第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、連絡調整会議を開催する。

(秘密保持)

- 第9条 甲と乙は、この事業の実施に当たって、個人情報等知りえた情報を第三者に漏えないよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告)

- 第10条 甲と乙は、事業終了後、協議して事業報告書を60日以内に作成するものとする。

(事業の評価)

- 第11条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、当該協働事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(協定の有効期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

- 第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成25年 月 日

甲

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

東京都国分寺市

国分寺市長 星野信夫

乙

東京都国分寺市…(事務所所在地)

●●●●●

代表者

● ● ● ●

別 表

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」における役割及び責任分担表

実施項目	両者の役割	団体の役割	市の役割
実施計画		実施計画書の作成	
広報			1. 市報掲載 2. 案内チラシの作成 3. 自治会・町内会等訪問
耐震相談会・ 地域耐震講習会の 事前調整	連絡・協議	1. 耐震診断士の選定 2. 耐震診断士との打合せ 3. 自治会長等との打合せ	1. 耐震相談会の受付 2. 自治会長等との打合せ
耐震相談会・ 地域耐震講習会の 開催		1. 相談会・講習会資料（アンケート含む）の作成 2. 資料印刷 3. 相談会・講習会運営	
耐震相談会・ 地域耐震講習会の 報告		1. アンケート集計、分析 2. 相談会・講習会実施報告書作成	
耐震診断士 登録更新講習会の 事前調整			1. 企画・計画 2. 講師への依頼・連絡調整 3. 講師との打合せ 4. 講習会の受付
耐震診断士 登録更新講習会の 開催		1. 資料印刷 2. 講習会運営	1. 講習会資料の作成
事業評価・事業報告		1. 自己評価及び相互評価 2. 協働事業審査会（報告・評価）の参加 3. 事業報告書の作成	

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」募集要項

### 事業目的

地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の方に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる「親子ひろば」を、市民と市が連携し、協働で行うことにより、子育てをともに支え合うことができるまちづくりを推進することを目的とする。

### 1. 事業名

西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）

### 2. 履行場所

国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6

国分寺市民室内プール 2階和室

### 3. 事業内容

- (1) 乳幼児とその保護者及び妊娠期の方が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
- (2) 日常的な育児・出産等の相談に関すること。
- (3) 遊びの啓発事業に関すること。
- (4) 地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
- (5) 事業の実施日時は、準備及び片付けの時間を前後 30 分ずつ含めて、毎週火曜日、木曜日及び第 2、4、5 月曜日の午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする（親子ひろば開室時間は、午前 10 時から午後 3 時まで）。ただし、次に掲げる日を除く。
  - (ア) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
  - (イ) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
  - (ウ) 市民室内プールの休館日
  - (エ) 市長が必要により休所とした日

### 4. 期間

協定締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### 5. 委託金額

委託事業の予算限度額は 4,949,000 円とする。（消費税を含む。）

### 6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または2.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
  - (1) 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
  - (2) 1年以上継続した活動を行っていること。
  - (3) 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
  - (4) 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

B：第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。

C：法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。

D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。

F：特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 7. 応募手続

### （1）応募用紙配布

平成25年1月4日（金曜日）から平成25年1月23日（水曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、子育て支援課（市役所第二庁舎1階）にて配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

### （2）質疑及び回答

質疑 平成25年1月4日（金曜日）から平成25年1月11日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

質疑の要旨を質問書(様式第1号)に記載し、子育て支援課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書(様式第2号)にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項は市のホームページで告知する。

### (3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成25年1月16日(水曜日)から平成25年1月23日(水曜日)まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、子ども福祉部子育て支援課(042-325-0111(内線465))に事前に連絡のうえ、8に規定する提出書類を持参すること。

## 8. 提出書類

- (1) 申込書(様式第3号)
- (2) 事業企画書(様式第4号)
- (3) 過去の活動実績報告書
- (4) 団体の運営状況に関する書類
  - ア 会則、規約
  - イ 平成24年度収支予算書
  - ウ 平成23年度収支決算書

(5) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)の写し

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。  
また、(1)～(4)の書類は審査結果とともに公表する。

## 9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い選定する。

### (1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

- ア 資格要件を欠くもの
- イ 提出書類に虚偽の記載があつたもの
- ウ その他選定に係る不正行為があつたもの

### (2) 内容審査

書類審査を通過した提案について、平成25年2月18日(月曜日)予定の国分寺

市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行います。

- ア 業務執行体制の状況
- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業実施に関する理解力
- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 個人情報保護等に関する措置
- ク 安全性への配慮・対策

(3) 審査結果の通知

審査の結果は書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため審査結果は公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が1団体であっても、上記の審査手続きを行うものとする。

10. 選定結果後の手続き

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については、平成25年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

13. 聞い合わせ先

国分寺市子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係

〒185-8501

国分寺市戸倉1-6-1

TEL 042-325-0111(内465)

FAX 042-325-9026

E-mail:kosodate@city.kokubunji.tokyo.jp

## 西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール) 審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点がもっとも高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
			A	B	C	D
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等のために取り組みが図られているか。	A	B	C	D
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。	A	B	C	D

(判断基準)

A (4点) 評価できる

B (3点) どちらかといえば評価できる

C (2点) どちらかといえば評価できない

D (1点) あまり評価できない

## 仕 様 書

1 件 名 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）業務委託

2 履行場所 国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6  
国分寺市民室内プール 2階和室

3 履行期間 協定締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 委託目的

地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の方に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる「親子ひろば」を、市民と市が連携し、協働で行うことにより、子育てとともに支え合うことができるまちづくりを推進することを目的とする。

5 委託内容

- (1) 乳幼児とその保護者及び妊娠期の方が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
- (2) 日常的な育児・出産等の相談に関すること。
- (3) 遊びの啓発事業に関すること。
- (4) 地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
- (5) 以下の件を市へ報告すること。
  - ①活動日誌
  - ②事故報告
  - ③着手届
  - ④完了届
- (6) 事業の実施日時は、準備及び片付けの時間を前後 30 分ずつ含めて、毎週火曜日、木曜日及び第 2, 4, 5 月曜日の午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする（親子ひろば開室時間は、午前 10 時から午後 3 時まで）。ただし、次に掲げる日を除く。
  - (ア) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
    - (イ) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 月 28 日から同月 31 日まで
    - (ウ) 市民室内プールの休館日
    - (エ) 市長が必要により休所とした日
  - (7) 活動に関する、報告・情報交換・協議のための会議を開催すること。
  - (8) その他必要に応じて、市と受託団体との協議のうえ別に定めることができる。

6 その他

- (1) 施設の確保については市が行うものとする。また、施設の利用にあたっては、施設管理者と協議のうえ使用すること。
- (2) 受託団体は、事故等が発生した場合、応急処置をするとともに、速やかに市に報告するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、市・受託団体が協議のうえ

解決するものとする。

7 担 当 子ども福祉部 子育て支援課 児童館・学童保育係 電話 042-325-0111 (内 465)

## 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）に関する協定書（案）

国分寺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）に当たって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働事業を進めていくために必要な事項を定める。なお、甲と乙はこの協定書にのっとり、委託契約を締結する。

### （事業目的の共有）

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって事業に取り組み、地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる場所と機会として、第九小学校区に「親子ひろば」を協働して提供することにより、地域において子育てをともに支え合い、虐待を防止することもできるまちづくりを推進することを目的とする。

### （協働の基本）

第3条 甲と乙は、協働の精神に基づいて、次の原則を遵守する。

- (1) 互いの立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作る。
- (2) 互いの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 互いが上下の関係でなく、対等なパートナーの関係として協力して事業を実施する。
- (4) どちらかに依存するのではなく、互いに自立した関係を保つよう心がける。
- (5) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討する。

### （事業の概要）

第4条 甲と乙は、委託契約により、次の事業を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）
- (2) 事業内容
  - ①乳幼児とその保護者及び妊娠期の親が安心して遊ぶことができる場所の提供及び交流に関すること。
  - ②日常的な育児・出産等の相談に関すること。
  - ③遊びの啓発事業に関すること。
  - ④地域の子育て支援者の参加と連携に関すること。
  - ⑤以下の件を国分寺市へ報告すること。
    - 1)活動日誌
    - 2)事故報告
    - 3)着手届
    - 4)完了届

(3) 事業期間 協定締結日の翌日から平成28年3月31日まで

(役割分担及び責任分担等)

第5条 甲と乙は、それぞれ別紙に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それぞれの責任で事業を行うものとする。

2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。

3 事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとし、この場合において、甲と乙は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(経費分担)

第6条 甲は、当該事業に必要な経費として、委託契約により定める金額を乙に支払うものとする。

(成果物の帰属)

第7条 当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、甲に帰属するものとする。ただし、乙は甲の承諾を得て、その成果物を使用することができる。

(相互の連絡調整)

第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整を行う。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、事業の実施に当たって、個人情報等知りえた情報を第三者に漏えいしないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告)

第10条 甲と乙は、事業終了後、協議して事業報告書を作成するものとする。

(事業の評価)

第11条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、当該協働事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結日の翌日から平成28年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1  
国分寺市長 星野信夫 Ⓡ

乙

(団体名)  
代 表 ○○○○ Ⓡ

別紙（第5条）

西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール)における役割及び責任分担表

(当該事業に関する業務)

事業項目	両者の役割	団体の役割	市の役割
広報活動	1. 案内チラシ等の配布	1. 案内チラシ等の作成	1. 開催日時や事業案内等を市報、市ホームページ、市モバイルサイト、親子ひろばカレンダー等に掲載
報告と確認		1. 参加人数の把握 2. 月間活動記録の作成 (参加者への助言・援助・相談についての報告を含む) 3. 年間事業報告書の作成 4. 事故報告書の作成	
会議	1. 定期的に会議を設け、事業に関する協議・情報交換		
事業評価	1. 自己評価及び相互評価 2. 協働事業審査会(報告・評価)の参加		
連絡・調整・コーディネート		1. 利用者・他団体との連絡・調整	1. 行政関連部局及び子育て支援関連機関等との連絡・調整
苦情・事故対応	1. 場合に応じ、各々協力して対応する		



平成 24 年度第 3 回国分寺市協働事業審査会  
審査・選考資料（応募書類）

## 目 次

1. 国分寺市まちづくりセンター協働事業	
1)NPO 法人まちづくりサポート国分寺	1
2. 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業	
2)国分寺市木造住宅耐震診断士会	29
3)NPO 法人まちづくりサポート国分寺	44
3. 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）	
4)NPO 法人ワーカーズ風ぐるま	49
5)NPO 法人冒険遊び場の会	70
6)NPO 法人グリーンハート	94

### (※補足事項)

- ・資料は以下の順に並べてあります。  
①申込書、②事業企画書（様式第4号）、③過去の活動実績報告書、④会則・定款・規約、⑤平成24年度収支予算書、⑥平成23年度収支決算書、⑦その他  
※法人市民税納税証明書等は書類審査において担当課において確認済のため、省略しました。
- ・「3)」について、上記資料③～⑦は省略しました。（「1)」と同一のため）

(様式第3号)



受付番号

1

## 「国分寺市まちづくりセンター協働事業」申込書

「国分寺市まちづくりセンター協働事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ)トクテイエイカツドウホウジン マチヅクリサポートコクブンジ 特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺		
所 在 地	〒185-0031 国分寺市富士本1-18-13 電話 042-575-9322 FAX 042-575-9322 Eメール mhonda@mfe.biglobe.ne.jp		
代表者氏名	龍神 瑞穂		
設立年月日	平成20年 2月		
会員の状況	正会員数 17人・0団体 (内国分寺市民 16人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 0人 0団体	年会費	10,000円
ホームページ	<a href="http://kokubunji-machisen.com">http://kokubunji-machisen.com</a>		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成24年度收支予算書 <input type="checkbox"/> 平成23年度收支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED] Eメール [REDACTED]		

## 「国分寺市まちづくりセンター協働事業」 事業企画書

平成25年1月23日

団体名 特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

### 1 業務執行体制の状況

(まちづくりセンターの開館日時における人員、勤務体制の計画など。)

まちづくりセンター開所日には毎日所定時間勤務し、受付、連絡、経常事務等を担当する窓口・業務担当者(専任)を1名配置する。同担当者以外に、まちづくりセンター開所時間中は駐在相談員(会員)1名以上が駐在し、相談業務ほかのまちづくりセンターの運営業務に携わる。

本会会員はその知識、経験等に基づいて5グループのいずれかに登録しているが、駐在相談員はその内の管理運営グループに属する者の中から委嘱する。さらに、駐在相談員の中から運営幹事を委嘱し、運営幹事の互選により責任者1名、副責任者1名を選出し、責任者を管理運営責任者の任にあてる(まちづくりセンター管理運営方針は別途提出)。

さらに、運営幹事により構成する運営幹事会(以下「幹事会」という)を定期的に開催し、まちづくりセンターの運営業務の執行に遗漏のないよう計画・実施・評価および主管課との協議を行う。また、月毎に活動状況(運営実績)を取りまとめ(月報)、全会員に報告するとともに、主管課にも報告する。

### 2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。)

(まちづくりセンター協働事業を実施する上で、団体のノウハウをどのように活かして業務を展開するか。また、運営に向けた抱負など。)

平成18年度の市のまちづくりセンター運営業務委託団体の募集に対し、本会は「専門的な知識・経験を有する市民あるいは地域の情報収集力を備えた多様な市民が集まり、市民感覚を持って活動する市民団体」として、身の丈に合った運営業務からスタートすることを意図して応募し、平成19年1月15日のまちづくりセンター開設から今日まで運

常に携わってきた。

この間、相談業務や情報発信ツールとしての機関紙『まちセンだより』の発行、ホームページ・ブログの開設・運用、まちづくりに関する普及啓発活動の一環としてのまちセン・ゼミ、景観まちづくりフォーラムの開催やまち歩き、まちづくり市民活動支援事業、木造住宅耐震化促進普及・啓発事業等々、各種事業を遂行してきた。そのほか、それまでの実務経験をとおして培ってきた専門性と独自性を生かし、自主的な事業を企画、運営委員会での協議を踏まえて、「すべての道路に愛称を」、「国分寺百景選定」、「まちを知る基礎調査」などを実施してきた。さらに広義のまちづくりを指向し、ぶんぶんウォークへの参加、自治会・町内会・防災会など地域団体との連携を通じて、地域とのネットワークづくりを進めてきた。

今後は、広義のまちづくりへ向け、情報を収集体制を一層強化し、事業内容の充実に努めていく。

### 3 事業実施に関する理解力・専門性

(まちづくりセンター協働事業を実施するにあたって、必要な知識を有しているか。団体及び団体構成員の活動、保有資格、経験など。)

国分寺市まちづくりセンター協働事業募集要項の第6応募資格の3項に規定される所定の知識・経験を有する会員は9名(名簿は別途提出)が本会に在籍している。なおまた、まちづくりに関する行政の経験を有する会員4名、「まちづくり市民会議」の委員2名、「国分寺市環境ひろば」のメンバー3名、「防災推進委員」4名が当会に在籍している。また、住宅マスタープランの作成や景観計画の検討にも会員が参加し、それぞれに提案、提言を行っている。

以上、当団体はまちづくりに関する高度な専門性と幅の広い知見を有している。

### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

(まちづくりセンター協働事業を実施するにあたって、団体独自の個性を発揮した創意工夫や独創性をもって事業効果を高めることができるか。)

3項に記載のとおり、当会には協働事業の実施にあたって所定の知識・経験を有する会員が在籍しているが、それ以上に多様な人材が在籍しており、まちづくりセンターの運営に限らず様々な市民活動、協働事業に関わっている。これらの活動、人的交流を通じて得られる知見、情報やその相乗効果によって、創意工夫・独創性に満ちた運営が可能である。

### 5 団体構成員の能力育成

(団体構成員が、まちづくりに関する相談に適切に対応できるための能力育成計画、研修の実施について。また、市民等に利用されやすいまちづくりセンターの運営、利用者に対する質の高いサービス提供に向けた取り組み、接遇・苦情対応など。)

まちづくりセンターに寄せられた相談事例、あるいは国分寺市内外で注目されるような

まちづくりに関わる各種事例を題材として、専門知識を有する当会々員、市の関係職員等を講師とする研修会、他自治体・まちづくり支援機関への視察、講演会・講習会への参加等を通じて会員の知識の向上、相談への対応能力の向上を図る。

また、利用者に対する質の高いサービスの提供については、まちづくりセンター来所者への対応経験を幹事会等を通じて共有化するとともに、必要に応じて外部講師を招いて研修会を行い接遇・苦情対応能力の向上を図る。

## 6 費用の妥当性

(提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。提案金額は平成25年度から2年分総額)

(提案金額：8,908,300円)

(単位：円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
平成25年度		
人件費	4,046,500	
報償費	26,000	
消耗品費	151,000	
保険料	72,650	
委託費	150,000	
交通費	8,000	
平成26年度		
人件費	4,046,500	
報償費	26,000	
消耗品費	151,000	
保険料	72,650	
委託費	150,000	
交通費	8,000	
		別紙参照
合計	8,908,300	

## 6 費用の妥当性(経費見積もり)

平成25年度

事業内容	経費項目	事業細目	予算額	予算内訳
1. 運営業務			243,000	
	人件費	(定期協議)	108,000	@900円×2h×12回×5人
		(運営業務における評価)	9,000	@900円×2h×1回×5人
		(運営幹事会)	126,000	@900円×2h×14回×5人
2. 窓口管理業務			3,121,400	
	人件費	(窓口業務)	1,536,000	@1,000円×6h×244日 @1,000円×6h×12日(育休補充分)
		(定時駐在)	1,317,600	@900円×6h×244日
		(見学交流等)	28,800	@900円×4h×2回×4人
		(新人相談員研修)	10,200	@850円×3h×4回×1人
		(会計事務他)	151,200	@900円×14h×12ヶ月
		(月報作成)	21,600	@900円×2h×12ヶ月
	交通費	(見学交流等)	8,000	@1,000円×2回×4人
		消耗品費	48,000	@4,000円×12ヶ月 コピー用紙、文具、ファイルなど
3. 情報収集・提供業務			702,300	
	人件費	(まちづくり情報収集・提供)	91,800	@850円×3h×12ヶ月×3人
		(井戸端会議・企画)	36,000	@900円×1h×2回×2人×10回
		(井戸端会議・運営)	36,000	@900円×2h×2人×10回
		(情報紙原稿作成)	28,800	@900円×2h×4回×4人
		(情報紙収集他)	36,000	@900円×2h×4回×5人
		(情報紙配布)	10,200	@850円×3h×4回
		(出張講座・企画)	16,200	(@900円×3h×1回×2人)×3団体
		(出張講座・運営)	24,300	(@900円×3h×1回×3人)×3団体
		(まち歩き・企画)	36,000	@900円×5h×2回×4人
		(まち歩き・運営)	37,800	@900円×3h×2回×7人
		(まちセン・ゼミ・企画)	27,000	@900円×5h×2回×3人
		(まちセン・ゼミ・運営)	43,200	@900円×6h×2回×4人
	報償費	(まちセン・ゼミ・謝礼)	26,000	@13,000円×2h×1回×1人
		消耗品費	10,000	@1,000円×10回 コピー用紙、マジックなど
		(図書費)	36,000	@3,000円×12ヶ月
		(情報紙用紙代)	40,000	@5,000円×4回×2枚
		(出張講座・消耗品)	6,000	(@2,000円×1回)×3団体 コピー用紙、カラーペーパー、インクなど
		(まち歩き・消耗品)	4,000	@2,000円×2回 コピー用紙、インクなど
		(まちセン・ゼミ・消耗品)	7,000	@3,500円×2回 コピー用紙、模造紙、カラーペーパー、マジック、インクなど
	委託費	(HPホスティング料金他)	30,000	
		(HPメンテナンス)	120,000	@10,000円×12ヶ月
4. 核談支援・調整業務			168,400	
	人件費	(一般相談)	10,800	@900円×1h×12ヶ月×1人
		(専門相談)	36,000	@3,000円×2h×1回×6ヶ月
		(ネットワークサポーター会議・企画)	7,200	@900円×2h×2回×2人
		(ネットワークサポーター会議・運営)	14,400	@900円×2h×2回×4人
		(ネットワークサポーター会議・その他)	20,000	@1,000円×10人×2回
		(まちづくり活動支援)	80,000	@20,000円×4団体
5. 調査研究業務			146,400	
	人件費	(市内諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヶ月
		(市内諸課題調査研究・まとめ)	21,600	@900円×2h×2人×6ヶ月
		(市の諸制度の諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヶ月
		(市の諸制度の諸課題調査研究・まとめ)	21,600	@900円×2h×2人×6ヶ月
		(国分寺百景)	30,000	
		(まちを知る基礎調査)	30,000	
6. その他			72,650	
	保険料		72,650	
合 计			4,454,150	

## 6 費用の妥当性(経費見積もり)

平成26年度

事業内容	経費項目	事業細目	予算額	予算内訳
1. 運営業務			243,000	
	人件費	(定期協議) (運営業務における評価) (運営幹事会)	108,000 9,000 126,000	@900円×2h×12回×5人 @900円×2h×1回×5人 @900円×2h×14回×5人
2. 窓口管理業務			3,121,400	
	人件費	(窓口業務) (定時駐在) (見学交流等) (新人相談員研修) (会計事務他) (月報作成)	1,536,000 1,317,600 28,800 10,200 151,200 21,600	@1,000円×6h×244日 @1,000円×6h×12日(育休補充分) @900円×4h×2回×4人 @850円×3h×4回×1人 @900円×14h×12カ月 @900円×2h×12カ月
	交通費	(見学交流等)	8,000	@1,000円×2回×4人
	消耗品費		48,000	@4,000円×12カ月 コピー用紙、文具、ファイルなど
3. 情報収集・提携業務			702,300	
	人件費	(まちづくり情報収集・提供) (井戸端会議・企画) (井戸端会議・運営) (情報紙原稿作成) (情報紙編集他) (情報紙配布) (出張講座・企画) (出張講座・運営) (まち歩き・企画) (まち歩き・運営) (まちセン・ゼミ・企画) (まちセン・ゼミ・運営)	91,800 36,000 36,000 28,800 36,000 10,200 16,200 24,300 36,000 37,800 27,000 43,200	@850円×3h×12カ月×3人 @900円×1h×2回×2人×10回 @900円×2h×2人×10回 @900円×2h×4回×4人 @900円×2h×4回×5人 @850円×3h×4回 (@900円×3h×1回×2人)×3団体 (@900円×3h×1回×3人)×3団体 @900円×5h×2回×4人 @900円×3h×2回×7人 @900円×5h×2回×3人 @900円×6h×2回×4人
	賃借費	(まちセン・ゼミ・謝礼)	26,000	@13,000円×2h×1回×1人
	消耗品費	(井戸端会議・消耗品) (図書費) (情報紙用紙代)	10,000 36,000 40,000	@1,000円×10回 @3,000円×12カ月 @5,000円×4回×2枚
		(出張講座・消耗品) (まち歩き・消耗品)	6,000 4,000	(@2,000円×1回)×3回体 コピー用紙、カラーペーパー、インクなど @2,000円×2回 コピー用紙、インクなど
		(まちセン・ゼミ・消耗品)	7,000	@3,500円×2回 コピー用紙、複造紙、カラーペーパー、マジック、インクなど
	委託費	(HPホスティング料金他) (HPメンテナンス)	30,000 120,000	
4. 根談支援・講習業務			168,400	
	人件費	(一般相談) (専門相談) (ネットワークサポーター会議・企画) (ネットワークサポーター会議・運営) (ネットワークサポーター会議・その他) (まちづくり活動支援)	10,800 36,000 7,200 14,400 20,000 80,000	@900円×1h×12ヶ月×1人 @3,000円×2h×1回×6ヶ月 @900円×2h×2回×2人 @900円×2h×2回×4人 @1,000円×10人×2回 @20,000円×4団体
5. 調査研究業務			146,400	
	人件費	(市内諸課題調査研究・活動) (市内諸課題調査研究・まとめ) (市の諸制度の諸課題調査研究・活動) (市の諸制度の諸課題調査研究・まとめ) (国分寺百景) (まちを知る基礎調査)	21,600 21,600 21,600 21,600 30,000 30,000	@900円×2h×2人×6ヶ月 @900円×2h×2人×6ヶ月 @900円×2h×2人×6ヶ月 @900円×2h×2人×6ヶ月 @900円×2h×2人×6ヶ月 @900円×2h×2人×6ヶ月
6. その他	保険料		72,650	
	合計		4,454,150	

## 7 個人情報の保護措置

(個人情報の保護に関する研修の実施、マニュアルの作成、個人情報保護への対応など。)

個人情報保護については非常に重要であると認識しており、市の職員向けのマニュアルも参考にして、当会としての個人情報保護規程集を作成している。

市の個人情報保護担当部署の職員を講師として適宜研修を行うとともに、「管理運営マニュアル」、「個人情報に関するパソコンの取り扱いについて」、「個人情報取り扱いに関するポイント」にもとづき、日常の業務での個人情報保護の徹底を図る。

## 8 安全性への配慮

(日常的な施設等の点検、火災・事故等への予防措置や利用者への安全対策等について)

管理運営マニュアルの第4章において、施設等の日常的管理およびその役割分担を定めている。また、安全管理については同マニュアルの中に1章を設け、(第3章)安全管理、事故発生時の対応、緊急連絡体制、大地震等災害発生時の対応等について定めている。

火災等の予防については、火元責任者を置き、その指示に従い市の防火教育、自主防災、訓練にも参加する。

## 9 實行力

(市が求める事業に対する団体の実行性について)

1～3項で詳述したとおり、事業の遂行能力(実行性)はこれまでの実績、すなわち仕様書に定められた範囲にとどまることなく、委託者に提案・実行してきた自主的事業の成果からも十分証明されていると自負している。また、事業の遂行を通じ、窓口・業務担当者の習熟度も高まり、駐在相談員の経験も深まっており、団体としての事業運営のノウハウも蓄積されてきている。今後、広義のまちづくりを目指し、業務を遂行していく。

## 活動実績報告書

特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

### 設立と協働事業受託の経緯

平成 17 年 8 月 1 日 「まちづくりサポート国分寺（以下、「まちサポ」）」発足  
・「国分寺市まちづくり条例」の趣旨を理解する中で、安全安心な住みよいまちづくりの一端を担う活動を開始するため、「都市（まち）づくりサロン」参加者を中心に市民活動団体まちサポを立ち上げた。

平成 18 年 12 月 25 日 国分寺市まちづくりセンター（以下、「まちセン」）運営業務受託

平成 19 年 1 月 15 日 まちセン開設

平成 19 年 4 月 1 日 まちセン運営業務受託

平成 20 年 2 月 13 日 特定非営利活動法人になる

平成 21 年 4 月 1 日 まちセン運営業務受託

平成 22 年 4 月 1 日～ まちセン運営業務受託（3か年）

### 直近 3 か年の主な活動

#### 平成 22 年度

##### ・「すべての道路に愛称を」事業

平成 20 年度から事業に着手、最終的には愛称のない市幹線道路 5 路線について、まちセンとして愛称案を検討し、平成 22 年 6 月 30 日 報告書兼提案書を市に提出した。その後、市が開催した報告会（同年 10 月 1、4、5 日）にまちセンも出席し、愛称案の検討、決定の経緯を説明した。

##### ・「まちを知る基礎調査」事業

「すべての道路に愛称を」事業が一区切りしたのを受け、まちの魅力向上につなげるため、道路や坂、辻名も含めて、まちの成り立ちなどまちを知るための歴史的資料の収集などを進めることにした。

##### ・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業

耐震化促進事業を強力に促進するため、市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問により月 1 回開催する無料の「耐震相談会」への参加勧奨、耐震診断士の派遣事業についての周知など耐震化促進普及・啓発活動を実施した。

#### ・第5回市民活動フェスティバルへの参加

市民活動フェスティバルに初めて参加。ブースで年間活動紹介の写真・説明のパネル展示、市内名所当てクイズ、工作（ヤジロベエ）を行った。

### 平成23年度

#### ・「まちを知る基礎調査」事業

平成22年度に続き、自分たちが生活しているまちの成り立ちを知ることが、郷土愛を育む一助となるとの観点から、まちの成り立ちなどまちを知るための歴史的資料（都市のインフラを中心に）の収集など基礎調査を進めた。なお、年代的には比較的記録が残っている新田開発以降を対象にすることにした。

#### ・「(仮称)国分寺五十景」選定事業

「国分寺市景観まちづくり指針」の目標景観像「緑と水と歴史に彩られた美しいまち国分寺」を踏まえ、「市民が誇りと愛着を持てる景観」を選定する「(仮称)国分寺五十景」の検討を進めた。

市民の意見を反映するため2月1日号市報で広報し、2月1日から28日まで候補となる景観をまちセンおよびHPで掲示、公開した。

#### ・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業

前年度に続き、耐震化促進事業を強力に促進するため、市内の昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問により月1回開催する無料の「耐震相談会」への参加勧奨、耐震診断士の派遣事業についての周知など耐震化促進普及・啓発活動を実施した。

### 平成24年度

#### ・第6回市民活動フェスティバルへの参加

前年度に続き、ブースで「まちを知る基礎調査」のパネル展示、野鳥の名前当てクイズ、工作（コロボックル）を行った。廊下では「国分寺百景」を展示し、一覧表も配布した。

#### ・「まちを知る基礎調査」事業

江戸時代までまとめたもの（前半部分）を、都市計画課に提出した。明治時代以降（後半部分）は、都市施設毎にまとめていくことにした。

#### ・東京経済大学 特別授業「学生の地域貢献」へ参加

東京経済大学の特別授業「学生の地域貢献」へ参加。面談会で、対象事業の「ぶんぶんうおーく」「まちセン・ゼミ」のプレゼンを行い、応募のあった学生をスタッフとして受け入れた。

・「国分寺百景」選定事業

「(仮称) 国分寺五十景」を「国分寺百景」と改称。また、一部写真の入れ替え等を行い確定した。

確定後は、H P へ掲載、さらにぶんぶんうおーくの真福寺公園で開催されたクラフト ヴィレッジで「国分寺百景」の写真展を開催し（9月 16～17日）、人気投票を行った。約 1300 人が来場した。

・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業

前年度に続き、耐震化促進事業を強力に促進するため、市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問により月 1 回開催する無料の「耐震相談会」への参加勧奨、耐震診断士の派遣事業についての周知、さらに地域団体を対象に「地域耐震講習会」も開催するなど、耐震化促進普及・啓発活動を行った。

関連会議への参加などまちづくり状況の調査および検討

会員の活動として、まちづくり市民会議への委員としての参加、国分寺市環境ひろばへの会員としての参加、国分寺市民防災推進委員としての活動などがある。

その他、平成 21 年 3 月 12 日には、小金井市において、平成 20 年度協働講演会「みんなでかかわる“拠点”のつくり方」「国分寺市まちづくりセンター」ができるまでとそれからをテーマに前理事長の藤井健史が講演を行った。

# 特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市富士本一丁目18番地13に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に則した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援等を行い、住み続けたいまちふるさと国分寺の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境保全を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) まちづくり及び都市計画等に関する情報の収集・提供事業
  - ① まちづくり及び都市計画に関する情報の収集・提供
  - ② 環境に関する情報の収集・提供
- (2) まちづくり及び都市計画に関する調査・研究・提案事業
- (3) まちづくりに関する相談・支援事業
- (4) 地方公共団体等からのまちづくりに関する業務の受託事業
- (5) まちづくりに関する普及啓発事業
  - ① 機関紙、情報誌の発行
  - ② イベント等の開催

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人と  
団体

#### (入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、遠やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 棚欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。  
第49条において同じ。）
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 入会金及び会費の額

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、平成21年3月26日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤井 健史
副理事長	須崎 英夫
理事	高橋 和雄
理事	富田 潔
理事	本田 久幸
理事	龍神 瑞穂
理事	保坂 光江
理事	萩本 秋彦
監事	新保 直樹

- 3 この法人の設立当初の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び收支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人、団体)	1,000円
(2) 年会費 正会員 (個人、団体)	3,000円
賛助会員 ((個人、団体) 1口)	10,000円 (1口以上)

平成24年度特定非営利活動に係る事業 会計収支予算計画

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人  
まちづくりサポート国分寺

(単位:円)

科 目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入	54,000	54,000
入会金収入		
会費収入		
2 事業収入		
まちづくりセンターの管理・運営事業 収入	4,600,000	
木造住宅耐震化普及・啓発活動受託収入	1,734,000	6,334,000
3 寄付金収入	0	0
4 その他収入		
利息収入	90	
雑収入	600	690
当期収入合計		
経常収入合計		6,388,690
		6,388,690
II 経常支出の部		
1 事業費		
1 まちづくりセンターの管理運営	3,255,000	
2 まちづくりおよび都市計画等に関する 調査研究と情報提供	679,000	
3 環境保全に関する情報の収集と提供	10,000	
4 まちづくりに関する普及啓発活動		
木造住宅耐震化普及・啓発活動	2,335,000	6,279,000
2 管理費		
給料手当	60,000	
什器備品費	58,000	
消耗品費	2,000	
通信運搬費	78,000	
保険料	7,000	
租税公課		205,000
経常支出合計		6,484,000
当期収支差額		▲95,310
前期繰越収支差額		765,347
次期繰越収支差額		670,037

平成23年度特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人  
まちづくりサポート国分寺  
(単位:円)

科 目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	1,000	
会費収入	84,000	85,000
2 専業収入		
まちづくりセンターの管理・運営事業 収入	5,660,071	
木造住宅耐震化普及・啓発活動受託収入	1,704,544	7,364,615
3 寄付金収入	0	0
4 その他収入		
利息収入	97	
雑収入	1,056	1,153
当期収入合計		
経常収入合計		7,450,768
II 経常支出の部		
1 専業費		
1 まちづくりセンターの管理運営	3,977,900	
2 まちづくりおよび都市計画等に関する 調査研究と情報提供	959,462	
3 環境保全に関する情報の収集と提供	10,000	
4 まちづくりに関する普及啓発活動 木造住宅耐震化普及・啓発活動	2,281,519	7,228,881
2 管理費		
給料手当	89,500	
什器備品費	79,163	
消耗品費	1,840	
通信運搬費		
印刷製本費		
交通費		
保険料	77,743	
租税公課	6,658	254,904
経常支出合計		7,483,785
当期収支差額		△ 33,017
前期繰越収支差額		765,347
次期繰越収支差額		732,330

## 要領（方針、細則）

### まちづくりセンター管理運営方針

制定 平成 18 年 11 月 13 日

改訂 平成 19 年 3 月 22 日

改訂 平成 20 年 9 月 12 日

まちづくりサポート国分寺

#### （目的）

第1条 「まちづくりサポート国分寺」（以下「まちサポ」という。）が国分寺市まちづくりセンター（以下「まちセン」という。）の運営を受託するにあたって、まちセンの管理運営に関する方針について定める。

#### （活動分野の登録）

第2条 会員はその知識、経験および希望に基づいて、次の各号のグループに登録する。

- ① 開発グループ
- ② 建築関連グループ
- ③ まちづくりグループ
- ④ 環境情報グループ
- ⑤ 管理運営グループ

月に 1 コマ（半日）以上まちセンに駐在し、管理運営、相談業務に従事することができる会員は⑤グループに登録する。

2 可能な限り 2 以上のグループに登録する。

3 会員がまちセンの運営に参加するにあたって、このグループ登録により活動分野が限定されることはない。

#### （駐在相談員）

第3条 定時駐在員として駐在相談員を置く。駐在相談員は、前条第 1 項第 5 号登録会員の中から理事会の協議を経て委嘱する。

注 1 定時駐在：まちセンの管理運営業務に従事するとともに一次相談に対応するため、所定の時間まちセンに駐在すること。

注 2 隨時駐在：担当ないし分担業務処理のため、必要に応じて隨時まちセンに駐在すること。なお、運営幹事会、都市計画課との定期協議、運営委員会等への出席も隨時駐在扱いとする。

#### （運営幹事）

第4条 受託したまちセンの運営業務の執行に遺漏のないよう計画・実施・評価するため運営幹事を置く。

2 運営幹事は駐在相談員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 運営幹事の互選により、責任者 1 名、副責任者 1 名を選出する。

責任者は、市の「まちづくりセンター協働事業募集要項」に定められている「管理運営責任者」の任にあたる。

4 運営幹事の任期は 1 年とする。ただし、特別の理由がない限り、継続することとする。運営幹事の責任者と副責任者の任期は特に定めない。

### (専門相談員)

第5条 専門相談の要員として専門相談員を置く。

2 専門相談員はまちづくりまたは環境問題に高度な知識（資格）・経験を有する会員の中から、（休日、夜間のみ対応可の場合も含む）本人の意志を確認し、理事連絡会の協議を経て委嘱する。なお、駐在相談員は専門相談員を兼ねることができる。

注； 本条に定める専門相談員と同等以上の知識（資格）・経験を有すると認められる者を外部専門相談員として委嘱（登録）する。外部専門相談員に関しては別途定める。

### (会議)

第6条 運営幹事会（以下「幹事会」という）を偶数月1回、奇数月2回（定例）開催する。なお、必要に応じ臨時に開催する。

2 幹事会は、運営幹事の2分の1以上の出席により成立する。

3 幹事会では各運営幹事の担当事業の進捗状況の報告と、まちセンの運営についての協議を行う。

4 幹事会の議決は出席運営幹事の多数決による。

ただし、やむをえず幹事会に欠席する運営幹事はあらかじめ意見を記載した委任状により出席する運営幹事を代理人として表決に参加することができる。なお、本項の規定により表決に参加した運営幹事は、本条第2項の適用については出席したものとみなす。

### (運営幹事の役割)

第7条 運営幹事はまちセンの運営業務を分担して実施する。

### (業務運営体制)

第8条 まちセンに毎日定時間勤務し、受付、連絡、経常事務等を行う受付・業務担当者を置く。

2 運営幹事または駐在相談員1名が、毎日まちセンに駐在することとする。（定時駐在）

3 駐在相談員は、運営管理責任者が不在の場合には、運営管理責任者を代行する。

4 運営幹事は、定時駐在以外にも随時まちセンに駐在し、分担業務を実施する。（隨時駐在）

### (個人情報保護)

第9条 個人情報保護に関しては別に定める個人情報保護規定に従う。

2 市の個人情報保護担当部署と協議し、当会の個人情報保護規定集に基づく日常の業務執行上の注意事項を個人情報保護マニュアルとしてまとめる。

3 1および2の資料を基に個人情報保護関係の研修を行う。

### (管理運営マニュアル)

第10条 まちセンの運営を円滑かつ適正に実施するため、別に管理運営マニュアルを定める。

2 マニュアルには安全管理、防災に関する事項も定め、駐在相談員、窓口、業務担当者等に徹底する。

3 マニュアルの制定、改廃は幹事会で協議決定する。

### (改訂)

第11条 この方針の改訂は理事会の議決を経て理事長が行う。

会員証明書

氏名	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 号
登録番号	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日
生年月日	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日
事務所	<p>植ヶ関総合法律事務所          〒 105-0003 港区西新橋1丁目6-15          西新橋愛光ビル4階</p> <p>TEL 03-3501-2651          FAX 03-3539-3683</p>
自宅	<p>〒 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span></p> <p>TEL <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>          FAX <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span></p>

上記の者は、本会所属弁護士であることを証明する。

昭和年   月   曜日

が門1丁目1番3号  
 吉岡 桂樹

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番15号  
 西新橋愛光ビル4階

植ヶ関総合法律事務所  
 弁護士

TEL. (03) 3501-2651 (代)

FAX. (03) 3539-3683

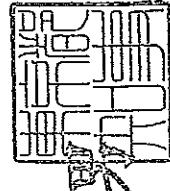
二級建築士免許証

登録番号	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 号	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日
生年月日	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日
本籍地	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日
二級建築士	登録番号 第 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 号	年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 曜日

昭和25年法律第202号建築士法により  
 二級建築士の免許を与えたことを証します

平成   年   月   日

東京都知事



吉岡 桂樹

植ヶ関総合法律事務所  
 弁護士

TEL. (03) 3501-2651 (代)  
 FAX. (03) 3539-3683

# 一級建築士免許証

本籍地 [REDACTED]  
 一级建築士登録年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生  
 登録番号 第一 [REDACTED] 号

一级建築士登録年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

昭和二十五年法律第二百二号  
建築士法により一級建築士の  
免許を与えたことを証する

[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

建設大臣



# マンションリフォームマネジャー登録証

貴殿

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日  
登録番号 [REDACTED] 有効期限 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

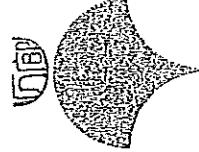
貴殿は財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが定めたマンションリフォームマネジャー規程に基づき、マンションリフォームマネジャーとして登録された者であることを証します。

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

財團法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

理 事 長 島 脇





卷之三

本鑑地

二級建築士  
登録年月日 西暦  
登録番号 登録番号  
登録年月日 西暦  
二級建築士  
登録番号 登録番号  
登録年月日 西暦

昭和25年法律第202号建築士法により  
二級建築士の免許を与えたことを証します

日 月 圖

東京都知事

文部科学大臣指定登録機関  
社団法人 日本技術社会

卷之三

卷之三

卷之三

第一號

卷之三

卷之三

生曰月四月年

目 次

ଶ୍ରୀ ମହାତ୍ମା ଗାଁନ୍ଧୀଜୀଙ୍କ ପଦ୍ଧତିର ଅନୁଷ୍ଠାନିକ ପରିଚୟ

技術士法第32条第1項の規定により登録したことを証する

日月圖說

卷之三

卷之三

三

24

卷之三

275

# 一級建築士免許証

本籍地 

第  号

## 技術士登録証

登録年月日 

登録番号 第一 

登録年月日 

一級建築士

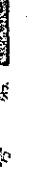
昭和二十五年法律第二百二二号  
建築士法により一級建築士の  
免許を与えたことを証する。

登録年月日 

登録番号 第一 

登録年月日 

登録年月日 

登録番号 第一 

登録年月日 

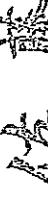
登録した技術部門の名称 建設部門  
技術士法第32条第1項の規定により登録したこととを証する

登録年月日 

建設大臣

技术士登録証

文部科学大臣指定登録機関  
社団法人 日本技術士会

会長 



(様式第3号)

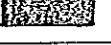


受付番号

1

## 「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」申込書

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ) コクブンジシモクゾウジュウタクタイシンシンダンシカイ 国分寺市木造住宅耐震診断士会		
所 在 地	〒185-0004 東京都国分寺市新町 2-2-65 高野一級建築士事務所 気付		
	電話 042-324-7695	FAX 042-324-7695	
代表者氏名	橋本 晋二 		
設立年月日	平成 23 年 9 月		
会員の状況	正会員数 34 人・ 0 団体 (内国分寺市民 33 人)	年会費	2,000 円
	賛助会員数 0 人 0 団体	年会費	
ホームページ	<a href="http://ktsn.jimdo.com">http://ktsn.jimdo.com</a>		
添付書類	■事業企画書（様式第4号） ■会則・定款・規約 ■平成23年度収支決算書 ■その他（要項第6「3.」に規定する資格を有することが確認できる書類）		■過去の活動実績報告書 ■平成24年度収支予算書 □法人市民税納税証明書
担当者連絡先	氏名  (役職) 		
	住所 		
	電話 	FAX 	
	Eメール 		

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」  
事業企画書

平成25年1月23日

団体名 国分寺市木造住宅耐震診断士会

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

(本事業における人員体制の計画など。)

世話人会（世話人6名）が事務局となり、会員34名の連携により業務を執行する。また、国分寺市内に連絡所を置き、業務連絡窓口とする。

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、本事業についての抱負や考え方など。団体のノウハウをどのように活かして業務を展開するか。)

本事業の名称である『木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発』は、国分寺市木造住宅耐震診断士会（以降「診断士会」と略す）の会則に記してあるとおり、診断士会の目的そのものだといえる。本会としてはこれを「目的を遂行するための実行力強化の機会」と捉え、意欲をもって本事業に応募する。

(会則より抜粋)

(目的)

第2条 この会は、国分寺市木造住宅耐震診断士（以下「会員」という）の連携、互助によって、会員の耐震診断等に係る技術の向上（業務品質の向上）、地域住民に対する耐震化に係る独自の啓発活動、さらには市の耐震化施策に対する改善提案等に取り組み、地域住民の会員に対する信頼性を高め、地震災害に強い安全、安心のまちづくりに貢献することを目的とする。

診断士会がこれまで取り組んできた対外的な活動としては、地域耐震講習会への講師派遣、国分寺まつりでの耐震相談会実施などが挙げられる。平成23年9月の発足以来、これらの活動を通じて市民の『診断士会』に対する認知度は徐々に高まりつつあると感じているが、本会としては、『安全、安心のまちづくりに貢献する』という目的を遂行するために、さらなる認知度の向上が必要だと考えている。市民と直接係わりを持てる本事業の業務に携わることにより、市民との繋がりを深め、きめ細やかな要望に答えることで存在感を高めてゆきたい。

また、診断士会としては、行政と本会が協働することで、本会に対する市民の信頼感が向上することも期待している。

診断士会の認知度・信頼感の向上は、市の『耐震診断士派遣事業』や『耐震改修助成制度』による木造住宅耐震化の促進に繋がる。これに加え、本事業に本会が携わることにより、『耐震相談会』や『地域耐震講習会』といった普及・啓発活動も一体化して展開できることになれば、木造住宅の耐震化支援事業全体を効果的に促進できると考える。

診断士会の最大の特徴は、構成員が全て『国分寺市木造住宅耐震診断士』であるという点で、そもそも会の成り立ちからして地域貢献を志す建築専門家の集団であり、地域貢献への意欲・熱意は非常に高い。

この特徴を活かす形で業務を展開したい。

なお、診断士会の『事業への意欲・熱意』は、本事業に留まるものではなく、国分寺市の木造住宅の耐震化支援事業全体に係わるものである。

### 3 事業実施に関する理解力

(本事業を実施するにあたって、必要な知識を有しているか。団体及び団体構成員の活動、保有資格、経験など。)

診断士会は現在、正会員34名で構成されているが、全員が建築士資格保有者であり、事業実施に必要となる基礎的な知識を有しているといえる。

また、正会員は現に活動している診断士であり、木造住宅耐震化の最前線で実務経験を積んでいる。さらに、地域耐震講習会への講師派遣などの実績もあり、本事業に関する理解のみならず、木造住宅の耐震化支援事業全体に関する理解力と実行・調整能力を十分に備えている。

加えて、診断士会では、耐震診断・改修設計の実務研修会や会員相互の交流の場を設けるなどし、会員一人一人のスキルアップを図っており、本会の総合力は本事業実施に大いに貢献するものと考える。

#### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

(本事業を実施するにあたって、団体独自の個性を發揮した創意工夫や独創性をもつて事業効果を高めることができるか。)

診断士会が本事業を実施することにより、以下の効果が期待できる。

##### (1) 効果的な人員計画（適材適所）

地域耐震講習会において、派遣先（自治会など）の要望を本会が直接把握することにより、効率的に、要望にマッチした人材を派遣できる。

##### (2) 一貫性の確保・質の向上

相談会・講習会の実施計画や報告書を作成することで、本会は一貫してそれらの業務に携わることになる。現場の実情が把握しやすくなれば、改善策を次回計画に盛り込むことができ、長期的な観点からは相談会・講習会の質の向上に繋がる。

##### (3) 地域市民と診断士会との連携強化

地域耐震講習会の実施計画に本会が携わることにより、講習の内容について綿密な打合せ、即時的な助言が可能になる。また、このを通じて市民の要望を掘り起こすなどの効果も期待できる。

さらに、地域耐震講習会開催時に耐震相談会を行うなど、各業務の連携・強化も可能となり、このを通じて市民との繋がりを強化できれば、普及・啓発事業の効果を高めることができる。

##### (4) 行政と診断士会との協働による推進力強化

行政と本会が定期的な意見交換の場を持つことにより、本会の活動に、行政の要望や助言を反映することができる。また、行政と診断士会との協働が、本会に対する市民の信頼感向上に繋がるなど、木造住宅の耐震化支援事業の効率的・効果的な推進が期待できる。

##### (5) 診断士会の機能強化

診断士会は事業を通じて社会的な役割を担うことになる。このことは本会の会員同士の結束を強め、機能を強化することになり、結果として普及・啓発活動の推進に繋がる。

また、このことが会員である診断士個々の能力向上に繋がれば、耐震化促進に寄与するという副次的な効果も期待できる。

## 5 団体構成員の能力育成

(団体構成員が、本事業に適切に対応できるための能力育成計画、研修の実施について)

診断士会ではこれまで、年に4回を目途に『スキルアップ研究会』を開催し、会員の能力育成に取り組んできた。平成25年度はこれをさらに発展させ、より効果的な能力育成の場を設ける計画としている。

本事業を受託した場合は、このスキルアップ研究会に、事業に適切に対応できるための能力育成計画も盛り込むこととする。具体的には、NPO活動経験者によるレクチャーや、地域耐震講習会への運営参加による実施計画能力の向上、相談員の業務ガイドライン策定などが考えられる。

## 6 費用の妥当性

(提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。)

(提案金額：572,800円)

詳細は別添のとおり

(単位：円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費	460,200	別紙による
報償費	26,000	市の謝礼基準による
印刷製本費	36,600	別紙による
保険料	30,000	損害賠償保険(個人情報含む)
消耗品費	5,000	文具代
間接経費(諸経費)	15,000	通信費、交通費
合計	572,800	

## 7 実行力

(市が求める事業内容に対する団体の実行性について)

これまで年10回程開催してきた世話人会を、本事業事務局の定例会議として機能させる予定であり、事業内容に相応しい体制を整えている。

また、前述のとおり、本会はこれまで地域耐震講習会に講師を派遣してきた実績があり、他行政主催の耐震相談会における相談員の経験を持つ会員も所属している。さらに、行政に対し、会員の経験を活かした有意な提言ができる可能性もあり、事業に対する本会の実行性は高いと考える。

## 平成25年度 木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発事業 経費見積書

平成25年1月23日

## 国分寺市木造住宅耐震診断士会

実施事項	経費項目	業務項目	金額 (円)	横軸根拠				備考		
				内訳						
				単価 (円/人・人)	時間 (h)	回数	人数 (人)	単価 (円/枚)	枚数 (枚)	
耐震相談会(12回)	人件費	実施計画書作成	9,600	1,200	4	1	2			
		相談員選定・打合せ	20,400	850	1	4	6			
		資料作成	10,200	850	1	12	1			相談会資料
		運営	10,200	850	1	12	1			基本的には相談員が担当
		報告書作成	20,400	850	2	12	1			相談員の報告をまとめる
		相談員 6h	90,000	2,500	6	6	1			有資格者
地域耐震講習会(4回)	人件費	相談員 3h	45,000	2,500	3	6	1			有資格者
		資料印刷	12,000			12		50	20	カラーフラッシュ
		実施計画書作成	9,600	1,200	4	1	2			
		講師選定・調整	20,400	850	1	4	6			
		自治会長等との打合せ	6,800	850	2	4	1			講習会資料(アンケート含む)
		資料作成	10,200	850	3	4	1			
診断士登録更新のための講習会開催業務	人件費	運営	10,200	850	3	4	1			
		アンケート集計・分析	10,200	850	3	4	1			
		報告書作成	10,200	850	3	4	1			
		配布用資料等作成	70,000	2,500	3,5	4	2			有資格者
		講師 2.5h	50,000	2,500	2,5	4	2			有資格者
		資料印刷	16,000			4		10	400	白黒刷り
診断士登録更新のための講習会開催業務	人件費	運営	5,100	850	1	1	6			
		資料印刷	8,600			1		10	860	白黒刷り
		報償費	26,000	13,000	2	1	1			
		人件費	自己評価及び相互評価	12,000	1,200	5	1	2		
		報告書作成	8,500	850	5	1	2			
		審査会参加(報告・評価)	2,400	1,200	1	1	2			すべての業務分
連絡協議	人件費	市と打合せ	28,800	1,200	2	4	3			
		保険料	30,000							
		消耗品費	5,000							
間接性費(諸経費)	中計		557,800							
		合計	15,000							2.6%
			572,800							

平成24年度「国分寺市木造住宅耐震診断士会」活動報告

国分寺市木造住宅耐震診断士会

1. 平成24年1月22日 15:40～ 国分寺市役所第一庁舎3F 第一・二委員会室  
第1回総会（設立総会）
  - ・23年度活動報告、会計収支報告
  - ・24年度活動計画、予算案終了後「第9回 世話人会」17:00～ 恋ヶ窪ファミレス
  - ・スキルアップ研究会準備
2. 2月9日 「第10回 世話人会」20:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・スキルアップ研究会準備
3. 2月18日 「第1回 スキルアップ研究会」18:30～ 南町地域センター
  - ・参加者：11名
  - ・耐震診断、補強設計の技術等の意見交換、質疑、応答
4. 4月5日 「第11回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・第2回スキルアップ研究会計画
  - ・ホームページ作成検討、会員プロフィール作成検討等
5. 4月19日 「第12回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・耐震診断チェックリスト作成検討（ピアチェック）
  - ・ホームページ作成準備、会員プロフィール作成準備等
6. 5月19日 「第13回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・第2回スキルアップ研究会準備
7. 6月2日 「第2回 スキルアップ研究会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・参加者：10名
  - ・耐震診断の実務に関して討議、チェックリスト作成に関して意見交換等終了後「第14回 世話人会」21:00～
8. 6月16日 「第15回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・地域耐震講習会準備
  - ・第3回スキルアップ研究会計画（8月 耐力壁実験見学会等計画）
9. 6月23日 「第1回 地域耐震講習会」9:30～ 高木町 八幡神社社務所兼集会室
  - ・講師：世話人（古川、下溝）・講習会参加者：69名・見学会員：4名終了後 講習会反省会 12:30～
10. 9月8日 「第16回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・国分寺まつり参加に関して協議
11. 10月15日 「第17回 世話人会」15:00～ 恋ヶ窪ファミレス
  - ・国分寺まつり準備
  - ・第2回地域講習会準備
12. 10月21日 「第2回 地域耐震講習会」9:30～ 泉町 第四小学校  
「第3回 スキルアップ研究会」（講習会見学をスキルアップ研究会と位置づける）
  - ・講師：世話人（橋本、岡井）・講習会参加者：39名・見学会員：4名
13. 11月4日 「国分寺まつり 耐震相談会」 泉町 武蔵国分寺公園
  - ・併設：パネル展示・アンケート数：222名・参加会員：6名
14. 11月10日 「第3回 地域耐震講習会」9:30～ 西恋ヶ窪 恋ヶ窪会館  
「第4回 スキルアップ研究会」
  - ・講師：世話人（橋本、岡井）・講習会参加者：28名・見学会員：5名
15. 12月27日 「第18回 世話人会」18:00～ 南町 富士ビル3F貸しホール
  - ・第2回総会準備
  - ・第3回地域講習会準備（並木町 2013/3/10 予定）

以上

1. 平成23年7月14日 国分寺駅ビルLホール  
・診断士代表者選定
2. 7月29日「第1回 代表者会合」 南町 本町・南町地域センター  
・代表者会を「世話人会」と称することを決定 ・診断士会の主旨・活動内容・入会規則等について
3. 8月20日「第2回 代表者会合」 南町 本町・南町地域センター  
・会則・主旨説明書・入会案内のまとめ ・診断士会の発足を9月1日付とする
4. 8月30日 診断士へのメール発送  
・(添付)主旨説明書(入会案内) ・(添付)会則 ・地域耐震講習会の講師および見学者の募集
5. 9月14日「第1回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・診断士会入会申込状況確認 ・診断士会設立準備  
・第1回地域耐震講習会(内藤9/25)講師及び準備について ・国分寺まつりへの出店について
6. 9月25日「第1回 地域耐震講習会」 内藤 内藤地域センター  
・講師:世話人(橋本、岡井) ・講習参加者:58名 ・見学会員:6名  
・併設:パネル展示
7. 10月5日「第2回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・診断士会入会申込状況確認 ・第2回地域耐震講習会(本多10/28)講師分担及び準備について  
・国分寺まつりへの出店準備について ・診断士対象講習会(2012/1/22 講師 佐久間先生)について  
・耐震診断士会の市への報告について
8. 10月12日「第3回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・第2回地域耐震講習会講師希望者面談 ・国分寺まつり準備について  
・第2回地域耐震講習会(本多10/28)講師分担及び準備について  
・診断士会入会申込状況確認 ・第3回地域耐震講習会(東恋ヶ窪10/28)講師分担及び準備について
9. 10月25日「第4回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・診断士会入会申込状況確認 ・第2回地域耐震講習会(本多10/28)準備について  
・第3回地域耐震講習会(東恋ヶ窪10/28)準備について ・国分寺まつり準備について  
・第4回地域耐震講習会(泉町12/3)講師分担及び準備について
10. 10月28日「第2回 地域耐震講習会」 本多 本多公民館  
・講師:世話人(橋本、下満) 会員(遠藤) ・講習参加者:46名 ・見学会員:5名  
・併設:パネル展示
11. 11月6日「国分寺まつり 耐震相談会」 泉町 都立武蔵国分寺公園  
・併設:パネル展示 ・アンケート数 149名 ・参加会員:8名
12. 11月19日「第3回 地域耐震講習会」 東恋ヶ窪 北の原地域センター  
・講師:世話人(古川、高野、橋本) ・講習参加者:68名 ・見学会員:4名  
・併設:パネル展示  
同日講習会後「第5回 世話人会」  
・第4回地域耐震講習会(泉町12/3)準備について  
・診断士対象講習会及び同日平成24年度診断士会総会について
13. 12月3日「第4回 地域耐震講習会」 泉町 多喜窪公会堂  
・講師:世話人(高野、岡井、下満) ・講習参加者:44名 ・見学会員:4名  
同日講習会後「第6回 世話人会」  
・診断士対象講習会(国分寺市役所1/22)内容について  
・平成24年度診断士会総会(国分寺市役所1/22)議案・準備について
14. 12月15日「第7回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・平成24年度診断士会総会(国分寺市役所1/22)準備について
15. 1月12日「第8回 世話人会」 南町 富士ビル3F貸しホール  
・平成24年度診断士会総会(国分寺市役所1/22)準備 ・内部向け講習会(2/18)について

以上

## 国分寺市木造住宅耐震診断士会 会則

### (名称)

第1条 この会は、国分寺市木造住宅耐震診断士会 という。

### (目的)

第2条 この会は、国分寺市木造住宅耐震診断士（以下「会員」という）の連携、互助によって、会員の耐震診断等に係る技術の向上（業務品質の向上）、地域住民に対する耐震化に係る独自の啓発活動、さらには市の耐震化施策に対する改善提案等に取り組み、地域住民の会員に対する信頼性を高め、地震災害に強い安全、安心のまちづくりに貢献することを目的とする。

### (活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連携、啓発、互助および親睦
- (2) 会員を対象とした講習会、セミナー等の実施
- (3) 地域住民を対象とした耐震化の普及啓発
- (4) 国分寺市の耐震化施策改善に係る意見具申、提案
- (5) その他第2条に定める目的の実現に資する活動

### (会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 国分寺市木造住宅耐震診断士
- (2) 準会員 正会員と同じ登録事務所に所属し、その正会員から推薦のあった建築士

### (入退会)

第5条 入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。  
退会しようとするものも同様とする。

### (会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員会費 (年間) 二千円
- (2) 準会員会費 (年間) 千円

なお、継続して2年以上会費を滞納したときは、退会したものとみなす。

(役員)

第7条この会に、次の役員を置く。

(1) 代表世話人1名

(2) 副代表世話人2名以内

(3) 世話人若干名

(4) 会計監査2人

2 世話人および会計監査は総会において選任する。

3 代表世話人、副代表世話人は世話人の互選とする。

(役員の職務および任期)

第8条 代表世話人は、この会を代表し、世話人会を主宰する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときはその職務を代行する。

3 世話人は、世話人会を構成し、この会則の定めおよび総会または世話人会の決定に基づき、この会の会務を執行する。

5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議およびその構成)

第9条 この会の会議は、総会および世話人会とする。

2 総会は、会員をもって構成する

3 総会における決議は、正会員により行われる

(総会の機能)

第10条 総会は、以下の事項を議決する。

(1) 会則の変更

(2) 年間活動計画

(3) 活動および会計報告

(4) 役員の選任

(5) その他会運営に関する重要事項

(世話人会の機能)

第11条 世話人会は、以下の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局の設置)

第13条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(細則)

第14条 この会則の施行について必要な細則は、世話人会で定める。

(附則)

この会則は、この会の発足の日（平成23年9月1日）から施行する。

## 国分寺市木造住宅耐震診断士会 細則

(会費の返納)

第1条 会費は、この会を途中退会しても返納しないものとする。

(平成24年3月6日 追記)

以上

## 平成24年度 予算計画書

国分寺市木造住宅耐震診断士会

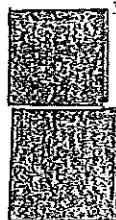
平成24年4月1日～平成25年3月31日 (単位：円)

科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 会費の部				
正会員会費	68,000	0		2,000×34人
準会員会費	0	0		1,000×0人
会費合計	68,000	0		
2 事業収入の部				
セミナー出展料	0	0		
技術講習会委託料	0	0		
耐震診断実地講習会委託料	0	0		
雑収入	0	0		
事業収入合計	0	0		
経常収入合計	68,000	0		
II 支出の部				
1 事業費				
国分寺まつり出店費	10,000	0		パネル、パンフレット、アンケート等
研究・調査費	0	0		
セミナー経費	0	0		
技術講習会受講料	0	0		
耐震診断実地講習会受講料	0	0		
その他経費	0	0		
事業費合計	10,000	0		
2 管理費				
会議費	5,000	0		お茶代等
旅費交通費	0	0		
通信連絡費	0	0		
雑費	0	0		
管理費合計	5,000	0		
経常支出合計	15,000	0		
III その他の資金収入の部	0	0		
IV その他の資金支出の部	0	0		
V 予備費支出	0	0		
当期收支差額	53,000	0		
前期繰越收支差額	0	0		
次期繰越收支差額	53,000	0		

上記の通り報告いたします。

平成24年1月22日

会計 高野 正道



代表世話人 橋本 晋二

## 平成23年度 決算報告書

国分寺市木造住宅耐震診断士会

平成23年9月1日～平成24年3月31日

(単位：円)

科 目	金額		備 考
I 収入の部			
1 会費の部			
正会員会費	0		2,000×○人
準会員会費	0		1,000×○人
会費合計		0	
2 事業収入の部			
セミナー出展料	0		
技術講習会委託料	0		
耐震診断実地講習会委託料	0		
雑収入	0		
事業収入合計		0	
経常収入合計			0
II 支出の部			
1 事業費			
国分寺まつり出店費	0		
研究・調査費	0		
セミナー経費	0		
技術講習会受講料	0		
耐震診断実地講習会受講料	0		
その他経費	0		
事業費合計		0	
2 管理費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信連絡費	0		
雑費	0		
管理費合計		0	
経常支出合計			0
III その他の資金収入の部			0
IV その他の資金支出の部			0
V 予備費支出			0
当期收支差額			0
前期繰越収支差額			0
次期繰越収支差額			0

上記の通り報告いたします。

平成24年3月31日

会計 高野 正道



代表世話人 橋本 晋二



上記監査の結果、適正であることを認めます。

平成24年3月31日

会計監査 大森 雅憲



会計監査 直理 鐵哉



一級建築士免許証

三

卷之三

年生月日

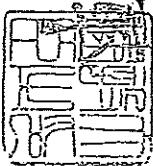
三

立  
印  
文  
書  
之  
日  
月  
年  
立  
印  
文  
書  
之  
日  
月  
年

昭和二十五年法律第二百二号  
建築士法により一級建築士の  
免許を与えたことを証する。

卷之三

建設大臣



(様式第3号)

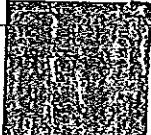


受付番号

2

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」申込書

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(ワガガトクテヒエイカツドウホウジン マチヅクリサポートコクブンジ 特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺		
所 在 地	〒185-0031 国分寺市富士本1-18-13 電話 042-575-9322 FAX 042-575-9322 Eメール mhhonda@mta.biglobe.ne.jp		
代表者氏名	龍神 瑞穂 		
設立年月日	平成20年 2月		
会員の状況	正会員数 17人・0団体 (内国分寺市民 16人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 0人 0団体	年会費	10,000円
ホームページ	<a href="http://kokubunji-machisen.com">http://kokubunji-machisen.com</a>		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成24年度收支予算書 <input type="checkbox"/> 平成23年度收支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名	 (役職) 	
	住所		
	電話		FAX 
	Eメール		

(様式第4号)

「木造住宅耐震診断士による耐震化促進 普及・啓発協働事業」  
事業企画書

平成25年1月23日

団体名 特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況  
(本事業における人員体制の計画など。)

当会は次項に記載のとおり、本事業を含む国分寺市まちづくりセンターの運営業務を受託し、遂行してきた。今後受託した場合も、本事業はまちづくりセンターの運営と一体として運営することとなる。従って、まちづくりセンター開所時間中は窓口・業務担当者(専任)1名および駐在相談員(会員)1名以上が駐在し、業務に対応する。

さらに、管理運営責任者を配するほか、業務の運営に遗漏のないよう、計画、実施、評価、担当課への報告については、駐在相談員の中から委嘱した運営幹事による運営幹事会で協議、決定する。

2 事業への意欲・熱意  
応募の理由・抱負等について  
(応募した動機、本事業についての抱負や考え方など。団体のノウハウをどのように活かして業務を開拓するか)

平成18年度の市のまちづくりセンター運営業務委託団体の募集に対し、本会は「専門的な知識・経験を有する市民および地域の情報収集力を備えた多様な市民が集まり、市民感覚を持って活動する市民団体」として、使命感をもって応募し、平成19年1月15日のまちづくりセンター開設から今日まで運営に携わってきた。

この間、平成21年度からはまちづくりセンター協働事業の一部として木造住宅耐震化促進普及・啓発事業も受託し、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした戸別訪問による「耐震相談会」への参加勧奨、市

の「耐震診断士派遣事業」の周知および「耐震相談会」の開催など耐震化促進普及・啓発事業を遂行してきた。さらに平成24年度からは「地域耐震講習会」業務も受託し、これまでに培ってきた自治会・町内会・防災会など地域団体とのネットワークも活用しながら有効に遂行した。今後も「耐震相談会」参加者の確保、「地域耐震講習会」開催団体の掘り起こし、開催団体との折衝(講習内容のすり合わせ)、講習会参加者の動員などには、当会の力量が十分発揮できると自負している。

### 3 事業実施に関する理解力・専門性

(本事業を実施するにあたって、必要な知識を有しているか。団体及び団体構成員の活動、保有資格、経験など。)

募集要項の第6応募資格の3項に規定される所定の知識・経験を有する会員のほか、まちづくりに関する行政の経験を有する会員4名、「防災推進委員」4名が当会に在籍している。特に「防災推進委員」はいずれも市民防災推進委員会の中心メンバーとして防災活動に従事している。

以上、当団体は防災まちづくりに関する高度な専門性と幅の広い知見を有している。

### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

(本事業を実施するにあたって、団体独自の個性を発揮した創意工夫や独創性をもって事業効果を高めることができるか。)

3項に記載のとおり、当会には協働事業の実施にあたって所定の知識・実践経験を有する会員が在籍しているが、それ以上に多様な人材が在籍しており、まちづくりセンターの運営に限らず様々な市民活動、協働事業に関わっている。それらの活動、人的交流を通じて得られる知見、情報やその相乗効果によって、創意工夫・独創性に満ちた運営が可能である。

### 5 団体構成員の能力育成

(団体構成員が、本事業に適切に対応できるための能力育成計画、研修の実施について)

当会は、耐震を含む防災に関する専門知識を有する会員、専門相談員を擁しておりこれらを講師とする研修のほか、専門機関が実施する講演会・講習会への参加を通じ最新の情報、知見の収集、習得に努める。

## 6. 費用の妥当性

(提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。)

(提案金額 : 573,000 円)

(単位:円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
<b>人件費</b>		
耐震相談会 (運営)	10,800	@900円×1h×12回
地域耐震講習会 (実施計画)	28,800	@900円×4h×2人×4回
(資料作成)	21,600	@900円×3h×2人×4回
(市と打ち合わせ)	21,600	@900円×2h×3人×4回
(自治会長等打ち合わせ)	28,800	@900円×2h×4団体×2回×2人
(耐震診断士との打ち合わせ)	27,000	@900円×2.5h×3人×4回
(資料印刷)	14,400	@900円×4h×1人×4回
(運営)	43,200	@900円×4h×3人×4回
(集計・分析ほか)	21,600	@900円×3h×2人×4回
(実施報告書作成)	4,500	@900円×5h×1人
耐震診断士登録更新講習会 (資料作成)	10,800	@900円×3h×2回×2人
(資料印刷)	4,500	@900円×5h×1回×1人
(運営)	10,800	@900円×4h×1回×3人
<b>報償費</b>		
耐震相談会	108,000	@2,000円×6h×6回 @2,000円×3h×6回
地域耐震講習会	72,000	@2,000円×3h×3人×4回
耐震診断士登録更新講習会	26,000	@13,000円×2h×1回×1人
<b>消耗品費</b>		
消耗品費	20,000	コピー用紙、カラーペーパー、インク、封筒など
保険料	46,600	
間接経費(諸経費)	52,000	
<b>合計</b>	<b>573,000</b>	

## 7 実行力

(市が求める事業内容に対する団体の実行性について)

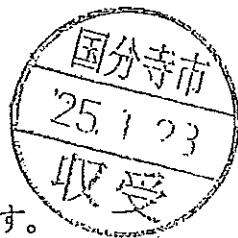
1～3項で詳述したとおり、事業の遂行能力(実行性)はこれまでの実績、すなわち「戸別訪問」、「耐震相談会」、さらに「地域耐震講習会」のいずれも仕様書に定められた範囲にとどまることなく実行し、市の耐震化促進事業の促進に寄与してきたことからも十分証明されていると自負している。また、事業の遂行を通じ、団体としての事業運営のノウハウも蓄積されてきている。防災も広義のまちづくりの一環であり、本事業はまちづくりセンターの実施すべき業務である。またそれが合理的、効率的であり、市民、地域団体のニーズにも合致する。今後一層安全・安心のまちづくりを目指し、業務を遂行していく。

(様式第3号)

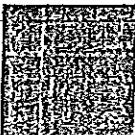
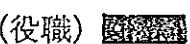
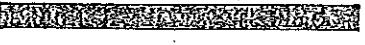
受付番号

11

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」申込書



「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(アカウント) エヌピーオーホウジンワーカーズカザグルマ NPO法人 ワーカーズ風ぐるま		
所 在 地	〒 185-0022 東京都国分寺市東元町3-8-8 第二八千代荘 101 電話 042-300-3663 FAX 042-300-3663 Eメール minnanoibasho@gmail.com		
代表者氏名	伊東 多奈美 		
設立年月日	2011年 8月 (任意団体としては 2004年4月)		
会員の状況	正会員数 29人・団体 (内国分寺市民 28人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 3人 団体	年会費	一口 1,000円
ホームページ	<a href="https://sites.google.com/site/9696kazaguruma/">https://sites.google.com/site/9696kazaguruma/</a>		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成24年度収支予算書 <input type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) (市民税減免決定通知書)		
担当者連絡先	氏名  (役職) 		
	住所 		
	電話  FAX 		
	Eメール 		

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」  
事業企画書

平成25年1月23日

団体名 NPO法人ワーカーズ 風ぐるま

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

子育てや子育て施設で仕事経験のある12人のスタッフ（内、保育士資格取得者2名・教職免許取得者3名・子育てアドバイザー1名・国分寺市ファミリー・サポート援助会員3名・ホームヘルパー2級取得者4名、但しこれ以上の資格を持つ者あり）が、交代で執行しています。毎月一回（必要があれば随時開催）定例のスタッフ会議（申し送り、事例検討、研修含む）を実施しています。

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について（応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。）

NPO法人ワーカーズ風ぐるまは、平成19年7月から国分寺市の委託で親子ひろばを運営し、平成22年度からは提案型協働事業として運営してきました。平成24年度は公募型協働事業として運営してきましたが、子ども福祉部子育て支援課や国分寺子ども・子育て支援円卓会議等と協力しながら、利用者・相談数の増加と親子ひろばの役割の充実に向けて努力を重ねてきました。利用者数が延べ月200名となり、以下のような声をいただいています。

“ゆったりできて、このひろばでは子どもが泣かずにご機嫌です”

“ここに来るとほっと出来、子どもと二人でいるより、母親の私に心のゆとりができ、とっても安らぐ”

“ここには家にはない木のおもちゃなどがあり、いっぱい遊んでもらいたい”

“このひろばが来やすい”

“他の場所に行ったがここが一番居心地がよい”

“スタッフと話しやすい”

“子どもと同じ目線で接してくれて嬉しかった”

“親子ひろばで同じ月齢の友達と仲良くなり、ひろば以外の時間でも一緒に遊び、おしゃべりしています”

“どの親子ひろばに行っても慣れなくて泣き出してしまうので、ここの親子ひろばには慣れてほしい、そうでないと行く場所がなくなってしまう”と言われたが、その後楽しく遊び保護者もほっとしていた。

“午前中寝ることがあるので、午後もやっていて助かる”等。

このような利用者からの嬉しい声を聞くことが多くなり、スタッフの励みとより一層のスキルアップに繋がりました。親類から遠く離れた国分寺市で初めての子育てをする方も多く、知り合いのいない中不安な状態でストレスを抱えながら来場し、スタッフとふれ合い話を聞いてもらったり相談したり、そして他の利用者と交流し友達になり、明るい表情に変わり、やがて二人目のお子さんを連れて来場する。6年間いろいろな親子が親子ひろばを卒業し、その後二人目、三人目のお子さんを連れて来場し、先輩ママとして新人ママにアドバイスをしてくれる。そういうたたくさんの親子を温かく応援し、信頼関係を築き上げ、充実した親子ひろば運営を行ってきたと自負しています。また、地域に在住しているスタッフがいることで、情報を求めたり、気楽に話せたりする利用者も多いようです。親子ひろばの利用者からスタッフとなった者もあり、利用していた目線でひろばの役割を充実させたいと頑張っています。

近年の育児の孤立化・虐待防止に向けての施策が叫ばれる中、一人でも多くの保護者が国分寺市で安心して子育てができるよう、弊法人が6年間の親子ひろばの実績を継続し、一助を担いたく応募しました。

### 3 事業実施に関する理解力

妊娠期や主に0歳から3歳までの子育て世代の方が、ベビーカーでいける距離に誰でも自由に入り込めて、スタッフは親子を温かく迎え、いつでも日頃の不安や子育てに関する相談や情報交換ができ、子ども同士の遊びを通してふれあいができる居場所を目指します。また、親の相談によっては、市の各課（子育て支援課、健康推進課、子ども家庭支援センター、子どもの発達センターつくしんば等）と連携を取り、問題解消の一翼を担えるスタッフを目指したいと思っています。

### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

- ・木のおもちゃや手作りおもちゃの良さを伝えるためにそれらを設置しています。
- ・わらべうた・手遊びうた・手作りおもちゃ・読み聞かせ・リトミックなど得意なスタッフがいるので、それを活かしながら親子で楽しめる場を作っています。その他四季を感じられる環境設定やクリスマス会などを行っています。
- ・国分寺子ども・子育て支援円卓会議への参加による行政や市民団体との連携、育児支援ヘルパー事業、一人親ホームヘルプサービス事業の委託契約による子ども家庭支援センターとの連携、西恋ヶ窪親子ひろばのある第9小学校区ここねっと

ナイン（国分寺市社会福祉協議会）との連携（参加）、独自の家事援助サービスによる生活面のサポートなど、地域のなかでのネットワークづくりに努めています。

- ・他の親子ひろばと交流や連携をとりながら研鑽を積んでいきます。

## 5 団体構成員の能力育成

毎月定例のスタッフ会議では、引き続き「親子ひろばスタッフ基本マニュアル（国分寺市子ども福祉部子育て支援課 平成24年4月1日作成）」をもとに事例検討やロールプレイング等を取り入れ研鑽を積んでいきます。また、国分寺子ども・子育て支援円卓会議主催の研修や外部研修などに積極的に参加し、コミュニケーション能力の向上や対人援助の方法などを学んでいきます。

## 6 費用の妥当性

（提案金額：4,949,000円）

経費項目	金額(円)	(単位：円) 積算根拠
人件費	4,464,000	①1,000円×124回×3年×6ヶ月×2人
消耗品	120,000	文房具、消毒用品、木製玩具、工作材料等 ②40,000円×3年
保険料	60,000	③20,000円×3年 総合賠償責任保険/傷害保険
諸経費	305,000	
合計	4,949,000	1年目 1,649,000 2年目 1,650,000 3年目 1,650,000

## 7 個人情報保護等に関する措置

- ・「国分寺市個人情報保護条例」その他関係する法令及び条例規則に従い、親子ひろば事業に関する個人情報保護に必要な措置を講じ、その取扱いについて万全の注意を払います。
- ・「親子ひろば登録届」「親子ひろば日誌」などの書類は紛失・漏洩防止のため、弊法人事務所の書箱に施錠の上保管しています。
- ・守秘義務を遵守しています。

## 2012年度 4～12月 事業および活動実績報告書

1、地域にたすけあいの輪をひろげました。

新規利用者開拓のため、チラシを作り配布しました。

新規スタッフ募集のためチラシを作り、メンバー募集説明会を実施し、4人の加入がありました。

2、会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践しました。

自主的な運営やACTの理念について話し合いながらすすめました。

3、ACT自立援助サービス事業時間を増やしました。

2011年度末に減った事業時間数を70～80時間に戻しました。利用者4件増えました。

4、市との協働事業(親子ひろば)をすすめました。

親子ひろばを運営し、様々な問題に迅速に対応するよう努めました。

内部研修・スタッフ間の情報交換・事例検討を増やし、新規募集でスタッフを充実させました。

施設の安全点検・個人情報取り扱いについて再確認しました。

施設の管理者と情報交換・連携を図りました。

連絡調整会議に参加し、他団体と情報交換をしました。

5、育児支援ヘルパー事業時間数を増やしました。

昨年度後半から市より委託を受け、夏以降時間数・利用者数を増やしました。

利用者に信頼していただき、市の事業終了後は弊法人のケアサービスに移行を希望されました。

6、高齢者や障害者対象の新規事業及び地域の居場所づくり事業を検討しました。

これらの新規事業を検討するため、各関係団体を訪問し、情報収集を行い、実現に向け取り組んでいます。

7、広報活動を行いました。

9月に機関紙を発行しました。

ホームページやブログを更新し、情報発信しました。

8、地域に向けての活動をしました。

夏と冬の2回の小学生向け工作教室、障害者の映画上映、発達障害の講演会、毎月のリトミックなどを開催しました。

9、地域での他団体との連携を図りました。

・生活クラブ運動グループ地域協議会

・子ども家庭支援センター

・市民活動センター

・障害者センター

・社会福祉協議会

・国分寺子ども・子育て支援円卓会議

・子育て支援課・保育課

・協働コミュニティ課

・障害者相談室

・地域包括センター・高齢者相談室

### 2012年度 4月～12月 事業実績

	2012											合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
ACT加入メンバー	2	0	0	1	1	2	0	1	1			8
ケア利用者	7	7	7	8	8	9	8	8	9			71
時間数	49.0	52.0	51.0	72.0	63.0	71.5	79.5	82.5	73.5			594.0
独自子育て支援	2	2	2	2	2	2	2	2	2			18
時間数	41.0	41.5	23.5	33.5	14.0	23.5	31.0	30.0	32.0			270.0
一時預り	3	2	2	2	1	2	2	2	2			18
時間数	14.5	16.0	8.0	8.0	4.0	15.0	11.0	6.5	12.0			95.0
親子ひろば	160	173	153	183	230	251	302	232	160			1,844
障害者預り	1	1	1	1	0	0	0	1	0			5
時間数	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0			22.0
育児支援ヘルパー	1	0	0	0	1	2	2	3	3			12
時間数	6.0	0.0	0.0	0.0	20.0	32.0	54.0	46.5	34.0			192.5

## 2011年度 事業および活動実績報告書

- 1、地域にたすけあいの輪をひろげました。  
メンバーの声かけで新メンバーが増えました。
- 2、会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践しました。  
自主的な運営を話し合いながらすすめました。
- 3、ACT自立援助サービスを行います。  
2011年度は744時間でした。介護保険移行への減少が課題です。
- 4、市との協働事業をすすめました。  
親子ひろば、障害児・年齢枠を超えた子育て支援事業を運営しました。
- 5、スキルアップ講座やイベントを企画・実施しました。  
利用する人も運営する人も増やす工夫をしながら活動をアピールしました。
- 6、機関紙を発行して活動を伝えました。  
今年度は10月に発行しました。
- 7、地域の交流の場づくりをすすめました。  
ACTいきいきサークルとして「森の音楽隊」と「クスクス」を継続しました。
- 8、地域での他団体との連携を図りました。
  - ・生活クラブ運動グループ地域協議会
  - ・子ども家庭支援センター・こっこっこ会館・子育て支援課・保育課
  - ・市民活動センター・協働コミュニティ課
  - ・障害者センター・障害者相談室
  - ・社会福祉協議会
  - ・地域包括センター・高齢者相談室
- 9、NPO法人格を8月23日に取得。11月に育児支援委託事業を契約しました。

### 2011年度事業実績

	2011									2012			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ACT会員計画	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	10
実績	0	1	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	8
ネットワーク計画	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケア時間計画	80	80	80	80	70	90	90	90	80	90	90	80	1000
実績	61.5	68.5	77	71	73	67	70	66.5	55.5	45.5	50	38.5	744
ケア利用者計画	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
実績	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6	5	5	77
独自子育て支援	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	15
時間数	24	24.5	19	47.5	29.5	20	45	31.5	40.5	21	37.5	32.5	372.5
一時預り	1	0	0	1	0	3	4	0	3	3	1	3	19
時間数	14.5	0	0	1.25	0	6.5	17	0	36	10	4	20	109.25
親子ひろば1	177	184	212	211	244	255	250	184	111	150	176	162	2316
親子ひろば2	4	3	3	3	3	2	7	0	3	1	5	0	34
障害者預り	1	3	2	3	2	3	3	4	2	4	4	3	34
時間数	7	23	16	15	12	16	17	25	20	24	28	23	226

2010年度 事業および活動実績報告書

- 1、地域にたすけあいの輪をひろげました。  
たすけあいネットワーク活動に取り組みましたが加入はありませんでした。
- 2、会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践しました。  
自主的な運営やACTの理念について話し合いながらすすめました。
- 3、ACT自立援助サービスを行います。  
2010年度は790.5時間でした。目標達成できなかったのが課題です。
- 4、市との協働事業をすすめました。  
親子ひろば、障害児・年齢枠を超えた子育て支援事業を運営しました。
- 5、スキルアップ講座やイベントを企画・実施しました。  
利用する人も運営する人も増やす工夫をしながら活動をアピールしました。
- 6、機関紙を発行して活動を伝えました。  
今年度は7月と10月に発行しました。
- 7、地域の交流の場づくりをすすめました。  
ACTいきいきサークルとして「森の音楽隊」と「クスクス」を継続しました。
- 8、地域での他団体との連携を図りました。
  - ・生活クラブ運動グループ地域協議会
  - ・子ども家庭支援センター・こっこっこ会議・子育て支援課・保健課
  - ・市民活動センター・協働コミュニティ課
  - ・障害者センター・障害者相談室
  - ・社会福祉協議会
  - ・地域包括センター・高齢者相談室
- 9、NPO法人格取得を11月1日の臨時総会で決定。4月4日設立総会実施。

2010年度事業実績

	2010									2011			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ACT会員計画	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	10
実績	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	0	0	5
ネットワーク計画	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケア時間計画	80	80	80	80	70	90	90	90	80	90	90	80	1000
実績	68	62	67.5	70	66.5	65.5	70	70	64	63.5	64	59.5	790.5
ケア利用者計画	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
実績	9	8	7	7	7	8	8	7	6	7	6	6	87
独自子育て支援	2	2	2	2	0	3	3	3	3	2	2	1	25
時間数	22	21.5	21.5	18	0	16	21	25	29	14	16	10	214
一時預り	0	0	0	2	1	1	0	2	2	6	1	1	16
時間数	0	0	0	5	2.5	6	0	4	4	3	2	5	31.5
親子ひろば1	72	119	207	251	291	246	244	227	220	241	281	241	2640
親子ひろば2	4	2	18	9	12	33	24	16	7	6	4	13	148
障害者預り	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	20
時間数	31.5	24.5	31.5	31.5	28	31.5	31.5	24.5	28	28	24.5	31.5	346.5

## 2009年度 事業および活動実績報告書

1、地域にたすけあいの輪をひろげました。

ACT会員加入は12人です。ワーカーズメンバーが6人増えました。  
ネットワーク推進活動を勧めました。5人が加入しました。

2、ワーカーズ会員ひとりひとりの力をいかせる運営・働き方を実践してきました。

ACTの理念や運営・経営についての話し合いの場や研修を増やせませんでした。

3、ACT自立援助サービスを実施しました。

2009年度は 955.5時間でした。働くメンバーの確保が課題です。

4、講座等の企画・実施しました。

3月27日ACT公開講座「認知症そのこころの世界」

5、親子ひろばの運営を継続しました。

毎月定例の手遊びや七夕・クリスマス会、はみがきなどのイベントをしました。

6、機関紙を発行しました。

5月に5周年記念号を発行しました。発行回数をふやすことが課題です。

7、地域の交流の場づくりをすすめました。ACT生き生きサークルを増やしました。

子育て中の親子のサークルに場所の提供し、新たに料理サークルができました。

8、地域の中で他団体と連携を図りました。

- ・生活クラブ運動グループ地域協議会
- ・子ども家庭支援センター・こつこっこ会議・子育て支援課
- ・市民活動センター
- ・障害者センター
- ・社会福祉協議会 (ここねっと)

9、法人格取得は検討できませんでした。

### ・2009年度事業実績

	2009													2010												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ACT会員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	0	0	2	1	2	0	0	2	1	1	1	1	13
ネットワーク	0	0	2	1	2	2	1	2	0	0	0	1	4	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	5
ワーカーズ	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	5	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	5
利用者数	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	116	9	9	10	9	8	9	9	8	8	8	8	8	106
ケア時間	90	90	90	90	70	90	90	90	70	70	70	80	1000	87	83	93	91	78	78.5	74.5	73	75.5	79	68	75	955.5

平成19年度7月～24年度12月までの西恋ヶ原親子ひろば 利用統計

	子ども				大人	合計	開設日数	1日平均
	0歳	1歳	2歳	3歳以上				
19年度	512	331	14	4	861	801	1662	89
20年度	550	602	46	4	1202	1176	2378	122
21年度	546	970	101	39	1656	1602	3258	119
22年度	647	518	135	51	1351	1317	2668	122
23年度	380	670	77	45	1172	1146	2318	124
24年度	274	382	34	33	723	723	1446	74
総計	2909	3473	407	176	6965	6765	13730	650
							6月～12月(7ヶ月分)	21.1

# 特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるまという。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

### 第3条 (目的)

この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、子どもからお年寄りまで生活の支援を必要とする市民に対して、保育・家事・介助・介護等の支援等の活動を行い、地域福祉の増進と、誰もが主体的に生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業
- (2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業
- (3) 非常時の経済支援に係る事業
- (4) 障害者等日中時間預り事業
- (5) 地域福祉に係る人材養成を図る事業
- (6) 異世代交流事業

## 第2章 会 員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

### 第7条 (入会)

会員の入会については、特定の条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

#### 第12条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### 第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### 第14条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### 第15条（任期等）

- 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 権限のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

#### 第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第17条（解任）

- 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第18条（報酬等）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第4章 会議

#### 第19条（種別）

- この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### 第20条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第21条（総会の権能）

- 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

#### 第22条（総会の開催）

- 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
  - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

#### 第23条（総会の招集）

- 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第24条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### 第25条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第26条（総会の議決）

- 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第27条（総会での表決権等）

- 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第28条（総会の議事録）

- 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 第29条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第30条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### 第31条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

#### 第32条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第33条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第34条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第35条（理事会での表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第36条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### 第37条 (構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 専業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第38条 (区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### 第39条 (管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### 第40条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### 第41条 (会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

### 第42条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第43条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第44条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第45条 (予備費)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第46条（予算の追加及び変更）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

#### 第47条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### 第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第51条（残余財産の帰属）

この法人が、解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### 第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### 第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### 第54条 (事務局の設置)

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務所には、事務局長及び必要な職員を置く。

### 第55条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### 第56条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### 第57条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	織田 由美子
副理事長	谷口 ひとみ
副理事長	伊東 多奈美
理事	野邊 貞子
理事	戸塚 由利
監事	加瀬 よりえ
監事	木坂 桂子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1) 入会金 正会員 (個人・団体) 3,000円  
                    賛助会員 (個人・団体) 0円  
(2) 年会費 正会員 (個人・団体) 3,000円  
                    賛助会員 (個人・団体) 1口 1,000円 (1口以上)

## 平成24年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書

平成24年 4月 1日から 平成25年 3月 31日まで

特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるま  
(単位：円)

科 目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	15,000	
会費収入	81,000	96,000
2 事業収入		
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業収入	1,242,150	
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業収入	1,872,760	
(3) 非常時の経済支援に係る事業収入	30,000	
(4) 障害者等日中時間預り事業収入	117,000	3,261,910
3 助助金等収入		
助成金収入	530,000	530,000
当期収入合計		3,887,910
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業費	864,500	
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業費	1,297,375	
(3) 非常時の経済支援に係る事業費	24,000	
(4) 障害者等日中時間預り事業費	65,000	2,250,875
2 管理費		
事務手当	750,000	
交通費	10,000	
家賃	443,000	
光熱水道費	70,000	
消耗品費	100,000	
通信費	96,000	
会議費	8,000	
保険料	20,000	
諸会費	16,000	
雑費	12,000	
租税公課	1,000	
支払手数料	4,000	1,530,000
当期支出合計		3,780,875
当期収支差額		107,035
前期繰越収支差額		177,433
次期繰越収支差額		284,468

## 平成23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成23年 9月 1日から 平成24年 3月 31日まで

特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるま  
(単位:円)

科 目	金額		
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
入会金収入			
会費収入	12,000	12,000	
2 事業収入			
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業収入	604,792		
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業収入	2,623,537		
(3) 非常時の経済支援に係る事業収入	4,500		
(4) 障害者等日中時間預り事業収入	275,400	3,508,229	
3 補助金等収入			
寄付金収入	437,025	437,025	
4 その他収入			
利息収入	6		
雑収入	269,791	269,797	
経常収入合計			4,227,051
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 家事及び育児等、自立援助に係る事業費	379,050		
(2) 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業費	1,486,474		
(3) 非常時の経済支援に係る事業費	0		
(4) 障害者等日中時間預り事業費	206,500	2,072,024	
2 管理費			
事務手当	620,073		
交通費	1,220		
家賃	616,500		
光熱水道費	47,718		
消耗品費	31,594		
通信費	87,053		
駐車場代	102,000		
雑費	278,891		
修繕費	183,750		
交際費	6,505		
租税公課	400		
支払手数料	1,890	1,977,594	
経常支出合計			4,049,618
当期収支差額			177,433
前期繰越収支差額			0
次期繰越収支差額			177,433
III 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額		177,433	
增加額合計			177,433
当期正味財産増加額			177,433
前期繰越正味財産額			0
当期正味財産合計			177,433

2011年度事業会計收支報告書 I

2011年4月1日から2012年3月31日

アビリティクラブたすけあいワーカーズ・国分寺・風ぐるま

(単位: 円)

I 収入の部	決 算	特記事項
1 会費・助成金収入	109,200	
年会費	77,000	
寄付・助成金	32,200	社協から助成金10,000
会費入会金計	109,200	
2 事業収入		
①ACT提携事業	895,132	
会員加入推進収入	1,500	
事務委託費	91,800	
補助金	307,000	住まい居場所づくり助成金300,000
ケア収入	455,582	
初回・基本料金	36,750	
共済加入推進	2,500	
②行政協働事業	1,348,965	8月分までの事業収入
西恋ヶ窪親子ひろば	604,635	
障害児親子ひろば	744,330	
③行政委託事業	135,000	
障害者日中預かり	135,000	
④独自事業	310,600	
ケア収入	239,800	
一時預り収入	57,500	
バ'ント収入	600	
事務所貸出料	12,700	
事業収入計	2,689,697	
受取利息	117	
雑収入	0	
	117	
当期収入合計(A)	2,799,014	
前期繰越収支差額	418,201	
収入合計(B)	3,217,215	

## 2011年度事業会計収支報告書 II

2011年4月1日から2012年3月31日

アビリティクラブたすけあいワーカーズ国分寺・風ぐるま

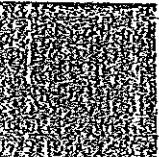
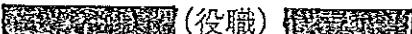
(単位：円)

II 支出の部	決 算	特記事項
1 事業費		
①ACT提携事業	338,650	
ケア報酬	338,650	
研修費		
②行政協働事業	696,191	
西恋ヶ窪親子ひろば手当	476,251	
障害児親子ひろば手当	219,940	
③行政委託事業	129,088	
障害者日中預かり	129,088	
④独自事業	247,236	
ケア報酬	175,050	
一時預り手当	34,195	
ペント手当	24,188	
ペント経費	6,303	
しゆくだい広場手当	7,500	
事業費計	1,411,165	
2 管理費		
事務手当	579,883	
交通費	4,340	
家賃	475,000	
駐車場代	85,000	
水道・光熱費	34,305	
通信費	54,185	
事務・消耗品費	69,391	
設備備品費	0	
会議費	20,207	
包括保険料	17,180	スタッフの傷害保険料1年分
サポート事業費	10,000	ACTとの提携費用
地域協議会費	5,000	年会費
印刷費	0	
修繕費	3,000	
租税公課	2,500	
支払手数料	825	
雜費	341,552	NPO法人ワーカーズ風ぐるまに寄付
管理費計	1,702,368	
3 予備費		
	0	
当期支出合計(C)	3,113,533	
当期収支差額(A)-(C)	-314,519	
差引繰越金(B)-(C)	103,682	
	-69-	

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」申込書

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」へ下記のとおり申込みます。



団体の名称	(ワガナ) エヌピーオーホウジン ボウケンアソビバノカイ NPO 法人 冒険遊び場の会		
所在地	〒 185-0012 国分寺市本町2-3-3 メゾン北斗1F  電話 042-326-9770 FAX 同左  Eメール bouken-asobiba@jcom.home.ne.jp		
代表者氏名	武藤陽子 		
設立年月日	2000年 1月		
会員の状況	正会員数 101人 (内国分寺市民 69人)	年会費	5,000円
	賛助会員数 120人	年会費	2,500円
ホームページ	<a href="http://members3.jcom.home.ne.jp/bouken_asobibanokai/">http://members3.jcom.home.ne.jp/bouken_asobibanokai/</a>		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書（様式第4号） <input checked="" type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input checked="" type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先	氏名  住所  電話  FAX 同左 Eメール 		

「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」  
事業企画書

平成 25年 1月 21日

団体名 NPO法人 冒険遊び場の会

1 業務執行体制の状況

年間124日 スタッフ2名（カウンセラー含む）常駐 6時間勤務

50日（週1日 2時間程度） 個別相談ができる日

10日（月1日程度 2時間） グループカウンセリングの日

13日（月1日程度 2時間） 主に障がい児の親子を対象とした日

その他 育児グループのお母さんと一緒にした日など

スタッフの種類	人数	仕事の内容
事業担当者 (子育てサポーター兼務)	1名	下記の子育てサポーター業務の他 スタッフの業務管理 報告書作成、会計
子育てサポーター	4名前後	親子へのアドバイス・育児相談、見守り、親子遊びの支援 部屋の管理 遊具や設備の管理 日誌の作成
カウンセラー	1名	子育て中の親の相談、カウンセリング
助産師	1名	妊娠婦へのアドバイス、産後の母乳育児などへのアドバイス
講師 障がい児指導経験者 (有償ボランティア)	1名 ～2名	障がい児とその保護者への支援・指導（接し方、遊びその他）

## 2 事業への意欲・熱意 応募の理由・抱負等について

### 4つの課題

NPO法人冒険遊び場の会では、駅前子育てサロン「BOUKEN たまご」において、駅前の親子ひろばを運営している。駅前の親子ひろばは、立地の良さと毎日開催という条件の良さもあり、利用者は多いが、実質約 23 m<sup>2</sup>と極端に狭く、スタッフの様々な工夫で運営している。

その経験から、4つの課題が浮かび上がってきた。

①、スタッフによる育児相談やカウンセラーによる相談は行ってきたが、少し込み入った内容も含めた個別のカウンセリングをもっと充実させたほうが良いこと

②、発達に何らかの心配を抱えている親子にとって、親子ひろばが十分に機能しているとは言い難いこと

③、ある程度の広さがないと、様々な遊びの提案がしにくいこと

④、自主保育や子育てグループなど、先輩お母さんたちの積極的な育児を伝えたり広めたりする機会がないこと

### 4つの課題の説明と今回の応募の動機

#### ①個別カウンセリングと相談強化について

親子ひろばは、本来は地域の井戸端のようなおおらかで気軽な雰囲気で行われるべきだが、昨今の子育て状況は、親子ひろばにそれ以上の機能も求めている。

悩みを抱えていて、それが他の親やスタッフに気軽に相談できない内容だった場合、では、小さい子をもつ親は、予約を必要とする機関に行くだろうか。子育て中だからこそ、身近な場所で、気軽な雰囲気の中で、予約無しで、込み入った個別の相談もしたいと思われる。

また、親どうしの自然な学び合いのためにはグループカウンセリングが有効だが、一定の広さがないと難しく、うまく取り組めなかつた。

今回の西恋ヶ窪の親子ひろばは、狭いとは言え、工夫によってある程度の個別対応が可能であり、またグループでのカウンセリングも行う事ができると考えた。

#### ②発達に心配がある子どもたちについて

経過観察になっている子どもや、また確定診断ができないような子ども、障がいといふほどではないが気になる子ども、発達障害の可能性のある子どもたち、そういう子どもたちこそ、地域で子育てを応援したいが、実際の所、そういう親子はなかなか親子ひろばには出向いていけない状況がある。何らかのきっかけがないと籠もりがちになると思われる。実際、BOUKEN たまごに出向いた親子は少なかった。

そこで、今回は障がい児の療育や教育に長い経験がある専門家の協力を得て、月1回から2回、そういう親子が集まれる場を設定し、遊びを通して元気になれたり、結果的に発達を促したり、親子の関わり方の相談ができたりする日を設けたいと考えた。

### ③遊びの提案プログラムについて

わらべうた遊び、体を動かしての遊び、読み聞かせや音遊びなど、親子遊びのプログラムを保育者や幼児教育経験のあるスタッフによりほぼ毎回取り入れ、強化したいと考えた。

### ④育児グループの母親たちとの連携について

国分寺市内には、少なくなったとは言え、自分たちで育児グループをつくり、公共機関を駆使して仲間同士助け合いながら子育てをしているグループがある。そういう元気なお母さんたちと子育て1年生のお母さんたちは、出会う機会が少なく、「親自らがここまでできる」という見本を目にすることが少ない。

そこで、西恋ヶ窪親子ひろばでは、そういう育児グループのお母さんたちに協力を求め、グループの活動の体験を話してもらったり、楽しい遊び場やみんなで楽しめる遊びを紹介してもらうことで、明るい子育てを未来に描いてほしいと考えた。

特にプール周辺は自然の残る雑木林や比較的広い公園があり、外遊びへと誘う導入としても育児グループとの連携を図りたい。

## 3 事業実施に関する理解力

親子ひろばは、子育て中の親が気軽に行けるよう市内のあちこちで行われるべきだが、それぞれのひろばは、基本的に一定の質を備えながらも、様々な特徴があつて良いと思われる。

「BOUKEN たまご」や子ども家庭支援センターのように、ほぼ毎日開催される親子ひろばでは、いつでも駆け込める居場所としての安心感や、気軽にストレスを解消できたり、他の親子と交流できることが第一義的である。さらに、機能が万能であることも求められる。

しかし、常設の親子ひろばが少ない中で、市内の親子ひろばのそれぞれに万能の機能を求めることは難しい。それぞれの親子ひろばが、地域ごとの特徴を生かして一定の機能分化することも必要となってくる。

西恋ヶ窪親子ひろばは、スポーツ施設の間借りで、週2～3回開催される親子ひろばなので、常設の安心感はないものの、いくつかのプログラムを提供することで、他の親子ひろばではなかなかできなかった集中的な支援、特徴的な支援を取り入れたい。

## 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

### プログラムについて

#### ①相談機能の強化—個別相談コーナーの設置、グループカウンセリング導入

・短時間ながら個別カウンセリングができるよう簡単なパーテーションを使ってコーナーを設け、予約無しで個別相談ができる工夫をする

・テーマにそってグループで話し合うグループカウンセリングを月1回程度行う

#### ②障がい児や経過観察の子どもとその親への支援—地域の専門職ボランティアの協力

毎月1回程度、障がい児や経過観察など、より支援が必要な子どもとその親のための時間を設け、障がい児の教育や支援の経験の長い専門家の協力により、遊びの指導、接し方の指導、

相談などを楽しい雰囲気の中で行う。

また、障がい児をもった親のグループとの連携をはかり、協力をめざす。

障がいがあってもなくても参加できるよう、名称は工夫する。

③遊びの支援強化—遊びのプログラムを毎回入れていく

幼児教育や保育職経験のあるスタッフの力を生かし、わらべ唄や親子遊びなどのプログラムを日程の中に取り入れる

④仲間で子育てしているグループとの交流—自主保育等育児グループとの連携・協力

自主保育グループ、育児グループの母親に協力をしてもらい、グループの活動や遊び場について話をしてもらったり、遊びを披露してもらったりする

### 事業体制について

①経験者、専門家の起用

スタッフ（子育てサポート） 約4名

・室内親子ひろば経験 3年～8年

・屋外親子ひろば経験 3年～12年

・保育士、幼稚園教諭経験者

カウンセラースタッフ 1名

自治体教育相談所心理判定員 5年、自治体保健センター心理相談員 3カ所延べ13年、

事業所相談員 12年、親子ひろば相談員 8年

講師（ボランティア） 1～2名

・国立大学付属養護学校（特別支援学校）教諭（知的障害、教育相談）

埼玉県及び東京都立養護学校（特別支援学校）教諭

（聴覚障害、知的障害、肢体不自由、訪問教育、施設内訪問学級）等34年歴任。

・特別支援学校教諭、自治体教育相談員、訪問教育教諭 経験6年

②駅前子育てサロン「BOUKE Nたまご」との連携

ほぼ毎日開催される駅前子育てサロンにて、込み入った相談が必要な親子などに、西恋ヶ窪の親子ひろばの個別相談日や、発達の心配がある子どもたちの日を紹介。また逆に、西恋ヶ窪親子ひろばにて駅前子育てサロンの講座などを紹介。

遊具や絵本などの貸し借りも可能で効率的な運営ができる。

### 5 団体構成員の能力育成

・年間1回、子どもの遊びに関わる講習会（プレイリーダー講習会）を受講

・年間2回（春と秋） NPO法人冒険遊び場の会内部スタッフ研修会

安全管理研修、親子の現状についての研修、スタッフのありかたについての研修

・毎月の会議（他の親子ひろば会議との合同）にて、事例検討、発達についての学習

## 6 費用の妥当性

(提案金額 : 4, 947, 980 円)

(単位 : 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費		
子育てサポーター(注1)	3,898,800	950円×6h×64日×2人×3年=2,188,800 950円×6h×60日×1人×3年=1,026,000 950円×4h×1人×60日×3年=684,000
カウンセラー	540,000	1500円×2h×60日×3年=540,000
事業担当者(注2)	199,500	950円×70h×3年=199,500
報償費	39,000	1,000円×13日×3年=39,000
消耗品費(注3)	80,000	1年目 40,000、2年目、3年目各 20,000
間接経費	190,680	
合計	4,947,980	(注4)

注1: スタッフ体制 2名常駐

- A 子育てサポーター2名 6時間 64日
- B 子育てサポーター1名+カウンセラー1名 2時間  
子育てサポーター2名 4時間 60日

注2: 事業担当者

- 950円×5時間×12月×3年 業務管理、記録、会計
- 950円×5時間×2日×3年 年間報告、会計報告

注3: 消耗品費

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 1年目 遊具、絵本、ベビー布団、マット、救急セット      | 13,000円 |
| パーテーション(屏風等)作成材料費              | 7,000円  |
| バインダー、伝票、筆記具、ファイル、等事務用品        | 7,000円  |
| 衛生用品(消毒用スプレー、タオル、ティッシュ、ぬれナプキン) | 8,000円  |
| チラシ・資料作成用紙、インク代、               | 5,000円  |
| 2年目 遊具、絵本、マット等                 | 4,000円  |
| 事務用品                           | 3,000円  |

衛生用品	8, 000 円
チラシ・資料作成用紙、インク代	5, 000 円
3年目 2年目と同じ	

注4：年度ごとの合計額

1年目 1,678,060 円 2年目 1,625,060 円 3年目 1,644,860 円

その他：保険料について

傷害保険、賠償責任保険については、駅前親子ひろばで加入している保険で一括保障できるようする予定。

## 7 個人情報保護等に関する措置

- ・利用者に記入してもらう個人情報と、スタッフが記録する日誌の2点については、管理者を決め、責任をもって管理する。具体的には、西恋ヶ窪親子ひろばには保管する場所がないことから、親子ひろば開催時に管理者が持参し、終了時には持ち帰り、NPO法人冒険遊び場の会の事務所内の鍵付きロッカーに保管する。また、個人情報が記載された書類に関しては、保管期間終了後、速やかにシュレッダーにかけて廃棄する。
- ・個人情報については、冒険遊び場の会代表が責任をもって管理し、事業以外のことにつき流用しないように管理する。
- ・国分寺市の「国分寺市個人情報保護条例」に基づき、適正な管理を行う。

## 8 安全性への配慮・対策

- ・スタッフに毎月「ヒヤリ・ハット・レポート」を記入してもらい、事故にはならなかつたがヒヤッとした事例を文書で残し、月1回の会議で全員で確認し、安全についての配慮を見直していく。また、年2回の冒険遊び場の会全体スタッフ研修時には、ヒヤリ・ハット・レポートのまとめを提出し、全員で対策を検討する。
- ・事業開始1ヶ月後に、運営理事、または研修担当者による視察を行い、安全管理について確認し、必要なら見直しを行う。
- ・施設管理者と連絡を密に取り合い、安全に配慮した運営の工夫をする。
- ・緊急時の連絡方法、誘導方法について施設管理者と取り決めを行い、いざというときあわてないようとする。
- ・遊具、設備については、乳幼児の安全に配慮したものを使用し、収納に工夫をする。

団体の活動実績報告書

年度	案件名	契約期間
23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・国分寺市子ども野外事業業務委託</li> <li>・国分寺市駅前子育てサロン（東部地区協創型親子ひろば）事業業務委託</li> </ul>	平成23年4月1日から平成24年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで
24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・国分寺市子ども野外事業業務委託</li> <li>・国分寺市駅前子育てサロン（東部地区協創型親子ひろば）事業業務委託</li> </ul>	平成24年4月1日から平成25年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで

# 特定非営利活動法人 冒険遊び場の会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 国分寺市プレイステーションの運営事業、

(2) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関する情報の収集提供事業

(3) 地域の遊び場活動の普及および啓発事業

(4) 遊びを豊かにするためのイベントの企画、相談事業

(5) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関するイベント、講演会への指導者、講師派遣事業

(6) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

2 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。

(1) チャリティーアイベントの実施事業

(2) 物品の販売事業

3 収益事業から生じた利益は、本法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

## 第2章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

### (会費)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第8条 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費については別に総会で定めるものとする。

3 賛助会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

4 賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。

(退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 賛助会員は退会の意志を事務局に通知することで任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 本法人は、既に納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 本法人に次の役員を置く

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は総会で選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 福欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

#### 第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員の選任および解任

(3) 正会員の年会費の額

(4) 賛助会員の年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併

(7) 解散

(8) 解散した場合の残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第13条4項4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事會の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第二項の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面により、開催の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があつた場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により評決した理事は、前条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第38条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第40条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該事業年度中の事業計画および収支予算の変更は理事会の議決を経て定める。

(事業報告および決算)

第41条 本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならぬ。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第43条 本法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第44条 本法人は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第45条 この法人が解散したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第46条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第8章 雜則

### (委員会)

第47条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

### (事務局)

第48条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

### (実施規則)

第49条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。

3 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

代表理事	角 麻里子
副代表理事	菅 原 恵 利
理事	青 木 稔
	秋 元 敦
	加賀谷 幸 規
	中 村 祐 子
	林 春 樹
	宮 崎 晃
監事	奥 水 康次郎
	平 沢 歩

4 本法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立により、国分寺・冒險遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

平成24年度特定非営利活動に係る会計 収支予算書  
 平成24年4月1日から平成25年3月31日  
 NPO法人冒険遊び場の会

			小計	計
経常収入の部	会費収入	会費収入	700,000	700,000
	事業収入	その他自主事業	1,340,000	1,340,000
	補助金等収入	国分寺市委託金		
		市プレイスステーション運営事業費	6,851,000	
		子ども野外事業運営事業費	3,845,480	
		親子ひろば運営事業費	6,510,140	17,206,620
	寄付金収入		730,000	730,000
	収益事業より繰り入れ		180,149	180,149
	総額		2,407,770	2,407,770
	経常収入合計			22,564,539
経常支出の部	1 事業費	市プレイスステーション運営事業費	6,851,000	
		子ども野外事業運営事業費	3,845,480	
		親子ひろば運営事業費	6,510,140	
		派遣事業費	390,000	
		その他自主事業	200,000	
		武蔵国分寺公園ブンブンひろば	213,500	
		事業費合計	18,010,120	18,010,120
	2 管理費	役員報酬	360,000	
		給料手当	659,600	
		賠償責任保険・傷害保険料	50,000	
		交際費	10,000	
		会議費	20,000	
		旅費交通費	5,000	
		通信費	100,000	
		消耗品費	2,000	
		事務用品費	5,000	
		維持管理費	10,000	
		租税公課	0	
		諸会費	15,000	
		事務管理費	10,000	
		地代家賃	0	
		リース料	88,000	
		広報印刷費	120,000	
		労働保険料	95,000	
		ボランティア謝金	30,000	
		報奨費	14,000	
		管理費合計	1,593,600	1,593,600
	経常支出合計		19,603,720	2,960,819

## 平成24年度 その他事業会計 収支予算書

平成24年04月01日,~平成25年03月31日

NPO法人冒険遊び場の会

<b>[経常収入]</b>	
売上高	1,300,000
<b>収入合計</b>	<b>1,300,000</b>
<b>[経常支出]</b>	
人件費	
アルバイト給与	230,000
人件費計	230,000
<b>その他経費</b>	
仕入高	450,000
広告宣伝費	4,000
交通費	6,000
通信費	2,000
消耗品費	1,000
事務用品費	5,000
水道光熱費	12,000
諸会費	32,400
地代家賃	144,000
リース料	23,451
支払報酬料	110,000
<b>その他経費計</b>	<b>789,851</b>
<b>支出合計</b>	<b>1,019,851</b>
<b>経常収支差額</b>	<b>280,149</b>
法人税・住民税及び事業税	100,000
当期純損益金額	180,149
特定非営利活動に係る会計に寄付	180,149
当期正味財産増減額	0
<b>前期繰越正味財産</b>	<b>0</b>
<b>当期正味財産</b>	<b>0</b>

平成23年度特定非営利活動に係る会計 活動計算書  
平成23年4月1日から平成24年3月31日

NPO法人冒険遊び場の会

			小計	計
経常収入の部	1 会費		680,000	680,000
	寄付金		656,952	
	その他事業会計より寄付		39,161	696,113
	2 事業収入	冊子等売り上げ収入	1,011,691	1,011,691
		委託金収入		
		市ブレイステーション運営事業	6,851,000	
		子ども野外事業運営事業費	3,845,480	
		親子ひろば運営事業費	6,510,140	17,206,620
	立替金返金		113,279	113,279
	受取利息		317	317
経常収入合計			19,708,020	19,708,020
経常支出の部	1 事業費	人件費		
		職員給与	2,592,000	
		アルバイト給与	9,769,163	
		事務人件費	832,150	
		雑給	294,872	
		社会保険料	330,512	13,818,697
	その他経費			
		保険料	262,040	
		交通費	152,660	
		通信費	171,380	
		消耗品費	324,122	
		事務用品費	50,410	
		活動教材費	556,104	
		維持管理費	222,131	
		水道光熱費	233,791	
		地代家賃	1,296,000	
		リース料	201,180	
		事務管理費	60,784	
		広報印刷費	148,028	
		雑費	21,500	
		商品仕入れ高	208,442	
		ブレイリーダー講習会開催費	80,437	3,989,009
	2 管理費			17,807,706
		人件費		
		役員報酬	360,000	
		事務人件費	345,397	
		雑給	20,000	
		労働保険料	94,114	819,511
	その他経費			
		保険料	42,370	
		交際費	13,059	
		会議費	17,749	
		旅費交通費	2,640	
		通信費	104,460	
		消耗品費	1,359	
		租税公課	2,600	
		諸会費	15,000	
		事務管理費	2,074	
		リース料	88,620	
		支払い手数料	500	290,430
	経常支出合計			110,9941
経常収支差額				18,917,647
		当期正味財産増減額		790,373
		前期繰越正味財産		1,617,397
		当期正味財産合計		2,407,770

平成 23 年度特定非営利活動に係る事業  
貸借対照表

NPO法人冒険遊び場の会

平成 23 年 04 月 01 日～平成 24 年 03 月 31 日

資産の部	
現金・預金	
現金	1,292,291
普通預金	62,248
現金・預金合計	1,354,539
[他流動資産]	
未収入金	1,113,419
他流動資産合計	1,113,419
流動資産合計	2,467,958
資産合計	2,467,958
負債の部	
未払金	27,446
預り金	32,742
流動負債合計	60,188
負債合計	60,188
前期繰越正味財産	1,617,397
当期正味財産増減額	790,373
当期正味財産	2,407,770
負債・純資産合計	2,467,958

平成23年度特定非営利活動に係る財産目録  
平成23年4月1日から平成24年3月31日

NPO法人冒険遊び場の会

				小計	計
現金・預金	現金		1,292,291	1,292,291	
	普通預金	みずほ銀行国分寺支店	62,248	62248	1,354,539
その他流動資産	未収入金	市プレイステーション委託金3月分	570,924		
		親子ひろば運営委託金3月分	542,495	1,056,500	1,113,419
資産合計					2,467,958
負債	未払い金			27446	0
	預かり金			32742	60188
正味財産合計					2,407,770

平成23年度 その他事業会計 活動計算書  
平成23年04月01日,~平成24年03月31日

NPO法人冒険遊び場の会

[経常収入]	
売上高	1,227,325
雑収入	869
収入合計	1,228,194
[経常支出]	
人件費	
アルバイト給与	221,375
人件費計	221,375
その他経費	
仕入高	445,933
広告宣伝費	2,000
交通費	5,720
通信費	1,880
消耗品費	706
事務用品費	7,589
水道光熱費	12,000
諸会費	32,400
地代家賃	144,000
リース料	23,451
支払報酬料	108,700
借り入れ金返済	113,279
その他経費計	897,658
支出行合計	1,119,033
経常収支差額	109,161
法人税・住民税及び事業税	70,000
当期純損益金額	39,161
特定非営利活動に係る会計に寄付	39,161
当期正味財産増減額	0
前期繰越正味財産	0
当期正味財産	0

23年度その他事業会計に係る会計 貸借対照表

(平成23年04月01日～平成24年03月31日  
NPO法人冒険遊び場の会)

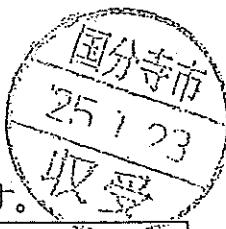
[現金・預金]	
現金	0
普通預金	0
現金・預金合計	0
[他流動資産]	
流動資産合計	0
繰越利益	0
当期純損益金額	0
利益剰余金合計	0
純資産合計	0
負債・純資産合計	0

平成23年度その他事業会計に係る財産目録  
平成23年4月1日から平成24年3月31日

NPO法人冒険遊び場の会

現金・預金	現金	0
	預金	
	たましん国分寺支店	0
その他流動資産		0
資産合計		0
正味財産合計		0

## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」申込書



「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(クリエイティブ・アート・アンド・カルチャー) トクティヒエイリカツドウホウジン グリーンハート 特定非営利活動法人 グリーンハート		
所在地	〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪4-29-6 サンハイツ103号 電話 042-304-0800 FAXおなじ Eメール 6149cgh@jcom.home.ne.jp		
代表者氏名	本間 浩子		
設立年月日	2011年 8 月		
会員の状況	正会員数 26 人。 (内国分寺市民 20 人)	年会費	3000円
	賛助会員数 5 人 団体	年会費	2000円
ホームページ			
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書（様式第4号） <input checked="" type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input checked="" type="checkbox"/> 平成23年度収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民税・都民税減免) <span style="font-size: small;">津田晶和</span>		
担当者連絡先	氏名 [REDACTED] (役職) [REDACTED]		
	住所 [REDACTED]		
	電話 [REDACTED] FAX 同じ		
	Eメール [REDACTED]		

## 「西恋ヶ窪親子ひろば(市民室内プール)事業」

### 事業企画書

平成24年1月23日

団体名 NPO法人グリーンハート

#### 1. 業務執行体制の状況

平成24年度から実施してきた「おやこひろばオリーヴ」の経験を生かし、法人会員及び賛助会員等の協力や、新しく雇用する協力者による運営を考える。今現在は、障がいのあるお子さんや、疑いのあるお子さんをもつ方に気兼ねなくいらしていただける場所を目指し実施しているが、参加者が少ないため、理事が運営の主を務めている。体制をしっかりしたものにするため、専属の担当者2名を配置し、そこへさらに専門的知識(医療・福祉等)をもつ者1名を配置していきたいと考えている。

#### 2. 事業への意欲・熱意

##### 応募の理由・抱負について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など)

今まで行ってきた「おやこひろばオリーヴ」は、障がいを疑われるお子さんとそのご家族が、人目を気にせずにゆったりとでき、仲間や先輩を知ることで、子育てに自信をつけてほしいという思いで運営してきた。このたびの、「西恋ヶ窪親子ひろば」を運営していくに当たっては、そういった「もしかすると普通の子と少し違うかな」という不安をお子さんに持たれたご家族や、ご兄弟に障がいがあって、一般の親子ひろばになじめない方もいやすい場を作っていくからよいなと考える。

今回の募集を知り、より多くの回数実施できること、また会場も法人事務所より広く、さらに、公の施設を使用できることにより、より多くの親子の集まる場を提供できるのではないかと考え、親子の交流の橋渡しをしながら、障がいがあってもなくても同じ場で過ごせるよう、乳幼児を育てる親が、子どもの問題を一人で抱え、孤立しない地域作りにつながっていけることを目指して実施したい。

#### 3. 事業実施に関する理解力

現在「おやこひろばオリーヴ」を実施しているため、「国分寺こども子育て支援円卓会議」へ出席をしている。そのため、他の場所で行われている「親子ひろば」への理解や情報交換、また研修への参加で、「親子ひろば」の大切さを認識している。

#### 4. 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

この法人の目的である、相談機能を充実させていきたい。また、現在、市の保健師との連携もあり、今後もこの関係をつなげ、発展させていきたい。障がいの有無は別としても、地域にある資源を大いに生かし、不安を解消できるよう努めていきたいと考えている。

- ・週一回もしくは隔週看護師・もしくは福祉の専門家等に来てもらう。
- ・手遊びや、読み聞かせなどをできる講師やボランティアを招く。
- ・先輩のお母様方に来てもらって、話をする機会を設ける。など

#### 5. 団体構成員の能力育成

市の子どもと関わる方たち（保健師・子どもの発達センターつくしんば職員等）から、話を伺う研修の場をもちたい。また、障がいを疑われるお子さん他そのご家族には、さらに専門的な場所と連携し、お子さんへの対応を学びたいと考えている。

## 6.費用の妥当性

(提案金額: 4,949,000 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費	4,017,600円	900円×124日×6時間×2人× 3年間 =4,017,600円
報償費	360,000円	1000円×60日×2時間×3年間 =360,000円 * 専門的知識をもつ有償ボランティア(医療・福祉等)
消耗品費	90,000円	1年目50,000円 (おもちゃ等) 2年目・3年目各20,000円 (文房具・消毒薬・ペーパー等)
保険料	131,580円	1年間 43,860円 * 傷害賠償(支援者・利用者)
間接経費	349,820円	1年目 1,669,680円 2年目 1,639,660円 3年目 1,639,660円
合計	4,949,000円	

## 7 個人情報保護等に関する措置

国分寺市個人情報保護条例にそって、幼い子供とそのご家族の安心安全を守るために、親子ひろばで知り得た情報は外部へもらすことの無いよう、ひろばを担当するものに徹底します。

## 8 安全性への配慮・対策

何でも口に入れてしまうお子さんもいるため清掃をこまめにし、危険と思われる遊具は使わないよう配慮し、けがをさせないよう努めていきます。また、注意を払っていてもけがなどをされてしまった場合には、賠償保険等に入るなど、万が一のけがに対応できるよう、職員も利用者にも配慮したいと思います。また、活動を続けながら、必要に応じ、看護師等の配置も考えます。

## 過去の活動実績書

### 1、 平成 23 年度

- ・ 10月より、国分寺市より受託し、障害者の日中時間預かり事業を開始
- ・ グリーンホット広場を福祉センターで開催 2月18日 ミニコンサート他
- ・ グリーンマルシェという事務所をオープンにしてのバザーやサロンを2か月に1回開催
- ・ 障害を疑われる人の「おやこ広場リーグ」を月2回オープン。

### 2、 平成 24 年度

- ・ 日中時間預かり事業が利用者の増加に伴い1か月平均100時間になった。
- ・ グリーンマルシェを開催するとともに、国分寺市社会福祉協議会より助成金をもらいサロン「ミツバチ」を月4回開催。
- ・ 10月に、厨房を建設すべく基金を募り、無事に着工し営業許可を取って11月よりお弁当・総菜の販売を週2回開催。
- ・ おやこひろば「オリーブ」10月より初めての利用者が1家族、その後保健師の等の勧めで、12月に2家族増え、1月には計4家族の親子が参加した。
- ・ 10月より月一回のペースで障害者のお泊り事業の開始。

# 特定非営利活動法人グリーンハート会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンハートという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市内に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、さまざまな障がいのある人とその家族に対して、自分の住んでいる地域で生まれてから高齢者になるまで一貫した子育ちのできる環境を作るために、その年齢に応じて生活支援事業を通しかかわりあいながら、家族と学校だけに偏りがちな子供たちに放課後の活動の場を提供することで経験を共有し、生活の幅を広げ、市内にある相談事業者同士がうまく連携できるよう働きかけをし、一貫した支援ができるようつとめる。さらに、こうした活動を通して、多くの一般市民の方にかかわってもらうことで市民への啓発も促し、ばらばらに存在する事業所や一般市民とのコラボレーション事業を行い、地域と福祉の充実と子どもの健全育成、社会教育の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく放課後等児童ディサービス事業
- (3) 年齢に応じた一貫した相談支援
- (4) 市民への障害者の理解・啓発事業
- (5) 一般市民とのコラボレーション企画事業
- (6) 障害者自立支援法に基づく児童ディサービス事業
- (7) その他この法人の目的を達成するための事業

2 その他の事業として次の事業を行う。

- (1) 寄附品等による物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事のうち理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 営業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### (細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	本間 浩子
理 事	村松 真貴子
理 事	羽地 ひろみ
理 事	佐藤 俊江
理 事	宇根 澄子
理 事	中森 美都子
監 事	小林 千栄子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1)年会費 正会員 (個人・団体) 3,000円  
贊助会員 (個人・団体) 一口2,000円 (1口以上)

### 定款の変更

平成24年2月12日

## 平成24年度 活動予算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 特定非営利活動法人グリーンハート

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	75000		75000
賛助会員受取会費	55000		55000
利用会員	580000		580000
2 受取寄附金			
受取寄附金			
3 受取助成金等	70000		70000
受取補助金			
4 事業収益	30000		30000
障害者自立支援法による地域生活支援事業収益	2160000		2160000
児童福祉法による放課後ディサービス事業	4000000		4000000
寄付品等による物品販売事業		300000	300000
5 その他収益			
受取利息	700		700
経常収益計	6970700	300000	7270700
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3740000	100000	3840000
退職給付費用	18000		18000
福利厚生費	60000		60000
謝礼金			
人件費計	3818000	100000	3918000
(2) その他の経費			
材料費	140000	80000	220000
旅費交通費	50000		50000
旅費交通費			
印刷製本費	5000		5000
事務消耗品費	18000		18000
備品消耗品費	13000		13000
地代家賃	2010000		2010000
通信運搬費	15000		15000
水道光熱費	45000	40000	85000
その他経費計	2296000	120000	2416000
事業費計	6114000	220000	6334000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	12000		12000
人件費計	12000		12000
(2) その他の経費			
旅費交通費	5000		5000
旅費交通費			
印刷製本費	20000		20000
事務消耗品費	10000		10000
備品消耗品費	50000		50000
地代家賃			
通信運搬費	130000		130000
水道光熱費	30000		30000
その他経費計	245000		245000
管理費計	257000		257000
経常費用計	6371000		6371000
III 経常外収益	599700	80000	679700
長期借入金			
1500000			1500000
経常外収益計	1500000		1500000
IV 経常外費用			
短期借入金返済	385806		385806
長期借入金返済	225000		225000
厨房開設費	1500000		1500000
経常外費用計	2110806		2110806
経理区分振替額	80000	-80000	
税引前当期正味財産増減額	-11106		
法人税、住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			70000
次期繰越正味財産額			69879
			68773

## 書式第12号(法第28条関係)

## 23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支決算書

平成23年8月9日から 24年3月31日まで

特定非営利活動法人 グリーンハート

(単位:円)			
科 目	金	額	
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費収入			
会費収入 正会員	69000		
会費収入 賛助会員	38000		
2 事業収入			23人
(1) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援	700380		
3 捐助金等収入			
地方公共団体捐助金収入	0		
民間助成金収入	0		
4 寄付金収入	245187		
5 その他収入			
利息収入	9		
短期借入金	385806		
その他事業収入	900		
6 その他の事業会計からの繰入			
当期収入合計	0		
経常収入合計		1439282	1439282
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1)障害者自立支援法に基づく地域生活支援費	599879		
(2)市民への障害者の理解・啓発事業費	57198		
(3)一般市民とのコラボレーション企画委事業費	10000		
(4)障害者自立支援法に基づく児童ディサービス事業費	0		
(5)児童福祉法に基づく放課後等児童ディサービス事業費	0		
(6)年齢に応じた一貫した相談支援	0		
2 管理費	667077	667077	609879
地代家賃	105806		
什器備品費	0		
光熱水費	32161		
消耗品費	20964		
通信運搬費	67355		
印刷製本費	0		
租税公課	2800		
事務備品	28354		
旅費	5000		
雑費	0		
保険料	42210		
支払手数料	11970		
経常支出手合計	316520		983597
経常収支差額			455685
当期収支差額			455685
次期繰越収支差額			456055
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)			456055
2 負債減少額			
増加額合計			
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			
2 負債増加額			
短期借入金	385806		
減少額合計			385806
当期正味財産増加額(又は減少額)			69879
前期繰越正味財産額			0
当期正味財産合計			69879

---

## 平成 24 年度募集公募型協働事業審査結果のまとめ

(平成 24 年度・25 年度実施事業)

発 行 平成 25 年 3 月 国分寺市市民生活部協働コミュニティ課  
問合せ 協働コミュニティ課 電話 : 042-325-0111(内線 363)

---